鹿児島県史料

旧記雑録拾遺

伊地知季安著作史料集七

解　題

本巻は『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　伊地知季安著作史料集七』として「御代々様御縦輯考」、「狩夫銀御旧法記」、「祇園考」、「琴月様御養子願之儀伊勢貞昌相勤候事件調」、「公役類抄」、「高雲堂頌詠集」、「御先代御家督様御逝去一巻諸書抜」、「御先代様就御出陣御旗役等集考」、「御当家様就一向宗御禁制愚按」、「御歴代歌註解」、「差杉来由私考」、「諸給地一件類抄」、「西藩儒林伝」、「僧桂菴玄樹和尚伝」、「祢寝丹波清雄勧農略記」の一五点を集録した。何れも季安自ら史料を収集、編集したもので、さらに自身私見を加えて考証した著作史料集であり、執筆年代は若年期二十二歳時のものから最晩年八十五歳時のもの迄に亘る。以下その一々について説明しよう。

御代々様御縦輯考

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本、写本。慶応二年、季安晩年八十五歳の作。はじめに酒匂家に預けられたという島津家先祖忠久以来代々相伝の母衣について考証。天正五年十二月、奥州家より義久に幡と共に引渡された「ほろ」と伊作大汝八幡に義久寄進と伝える「母衣」との関係を明確にしたいとして二の丸付、蓑田伝兵衛に申し入れ、内示をうけてその調査の成果を届け出るまでの日次記録を掲出する。季安晩年の島津家先祖由緒考究の一端を示す述作の例証といえよう。

狩夫銀御旧法記

底本は鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本、写本。天保十一年正月廿一日成稿、翌年閏正月九日再考とあり、当時在野の学識者として評価のあった季安に対して要路の者から屡々種々の質問が寄せられていたのであり、これもその一つで季安は狩夫銀の由来について尋ねられたのに応じ、関係史料に所見を付し、さらに増補を加えて

まとめたものと思われる。宛名は田中源五左衛門で、当時の御使番の一人（『鹿大史学二四』、拙稿「伊地知季安〝狩夫銀御旧法記〟」参照）。

なお、天保十四年六月の季安の「著述物差出（目録）覚」には今日上申候として「狩夫銀来由私考壱冊」の題名で記されている。ただ季安はこの編著の中で主要史料としてあげている加久藤仮屋文書の中に移地頭として先祖の杢右衛門重政、主膳重頼の名のあることに注目しており、狩夫銀の関係史料の集成ということの他に先祖の業績の確認ということにも関心を払ったのであろう。狩夫銀とは古くから行なわれていた地頭狩の夫役が代銀納となったもので、季安は狩夫銀の関係史料をあげた後にその制度の沿革変遷について要約している。中世に百姓を狩夫として使役していたことから慶長、寛永期頃の年二度の地頭狩の規定に及び、さらにその停止と用夫に宛てた狩夫銀徴納制への変化、その収納銀配分規定の変遷等に説き及んでいる。

先年刊行した『伊地知季安著作史料集五』の「御旧式類抄二・三」には本書収録史料の大半が再録されており、文書所在註記も本書で「加久藤仮屋本」となっているものが、「季安蔵本」と改められている。このことから同書は後年別形式で編纂しなおされたことを示しているといってよいであろう。また季安は史料の再録に当ってあらためて原文書を書写した事実が両者を校合することによって判明する（『同』解題参照）。なお本書を重要史料として引用した論文に早く桑波田興氏の「薩摩藩の外城制度に関する一考察―居地頭制下の地頭と衆中―」（宮本又次編『藩社会の研究』所収）がある。

祇園考

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家史料、写本。季安嘉永三年五月の作。はじめに「桙山玄佐自記」を引き乍ら、戸柱＝祇園社についての説明や、歴代島津家当主らの社参についての説明、さらに五社参り、諏方祭の頭屋

の制などの史料を収録している。恐らく諸方面より寄せられる質問に答える形で関係史料を集めたものであろう。

琴月様御養子願之儀伊勢貞昌相勤候事件調

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本、写本。近世初頭の島津家久の家督相続に関する史料を掲げ、伊勢貞昌等の果たした役割等について考察した季安の著作で、鹿児島県立図書館所蔵写本「家久公御養子一件伊地知季安考按」とほぼ同内容であるが、底本の方が文中所々増補がみられ、とくに後者の「天保六年乙未二月廿六日　平季安（花押）」の自署で終った後に底本では「伊勢貞昌請若君論」とある山本正誼の見解、ついで「前文貞昌論ノ上ニ書入」として「天保九年戊閏四月補正之　季安重識」とある季安の正誼見解の批判、その他寛文二年壬寅九月十八日の伊集院幸侃事件処理の内実に関する平田盛右衛門宛川上商山の覚書等が付記されている。前者については鹿児島県史料集（XV）『備忘抄・家久公御養子御願一件』刊行の際、拙稿解題を掲載したのでその部分を転記しよう。

「彼（季安）はここで近世初期の島津家の継嗣争いに視点をあわせ、家統が義弘―家久―光久と相続され、安定をみるまで、或は家久以外の義久の女婿の統を相続者にしようとする動きがあり、（ことに彰久―信久―久章の統）家久の嫡子の誕生が久しくみられなかったことが一層不安に拍車をかけていたことなど、嫡子光久の誕生後もなお不安定な状勢であったことなどをあげ、光久以後島津家本宗の家統の固定、状勢の安定をみるに至ったのには当時の名家老伊勢貞昌の奔走、苦肉の策がみのったのだとしてその忠誠をたたえ、併せて秋水先生山本正誼が〝島津国史〟に貞昌の徳川秀忠の第二子を家久の養嗣子に迎えようと奔走したことをとりあげて非難しているのを正論とし、これまた誠忠の識見にして後人をして忠を尽させる因なりと称揚する。本文の書出しはまず名家老貞昌の瑕瑾とされる右の一件についての疑問を季安はいかに考えるかということに始まり、貞昌の真意は家久―

光久の統の確定にあったことを説明しているのである。後段は家統の確定をおびやかす以久—彰久—信久—久章の統の動きと、その圧殺の経過を史料をあげて説明している。ことに終りの部分は大和守久章の失踪事件の史料が大半をしめている。季安がこの継嗣問題をとりあげたのは単なる懐古趣味、興味本位の立場からではなかったと思われる。貞昌の誠忠は一時は誤解されてもやがては明らかになるとみた季安は、丈夫は誠を以て事に当り右顧左眄を意に介すべからずと自らの逆境の身に言い聞かせたのであろう。そして正誼の正論はまたそれなりの価値のあることを認め、固陋偏狭な論断をさけ、寛容現実的な彼の史観の片鱗をのぞかせている。」

なお先年北九州の古書肆の目録に樺山資紀旧蔵伊地知季安自筆草稿本五冊が掲出されているのを知ったが、巻尾の部分の写真図版により、その中の一冊が底本の自筆本に該当するかと思われた。冊子表紙には後筆で「大和守久章生害之根源證書伊季安先生綴置タル一巻并同人考之次第　旧伝書抜出」とみえる。因に天保十四年十月の季安の「著述物差出留」には今日上申著書の一つとして「琴月様御養子ニ国若様を御願ニ付伊勢貞昌等御使者一件愚考壱冊」の名称で記載されている。表題は時に応じて変えられたのであろう。

公役類抄

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家文書大簞笥在。題名下に草案とある。かつて刊行された『日本経済大典三八』、『日本経済叢書二六』に収録済の季安の代表的著作天保八年跋の「西藩田租考」の補足史料かと思われる。はじめに「百姓公役之事」として百姓殿役、殿役夫等十二種目をあげているが、殿役即ち公役であり、その賦課、勤仕についての慶長年間以降の諸規定を史料をあげて説明している。中に季安家蔵の史料として関係の加久藤地頭のもの及び同郷内長江浦名についての寛永七年の〝御殿役夫遣日記〟が含まれており、本書も前出の「狩夫銀御旧法記」で言及した如く、季安が後年同史料を入手した後の作品であることを示している。

高雲堂頌詠集

底本は当館所蔵伊地知季安自筆本。高雲堂は末川周山の鹿府新橋の居宅扁題名。周山は垂水島津家九代貴儔（ともひろ）の庶子久救（ひさひら）の老号。元文四年生れ、別家をたて末川氏を称す。天明元年、大目付より若年寄に進むも同六年讒にあい辞職、垂水に隠退、後文化三年鹿府居住を認められ、専ら歌作、述作に当り、その学識、学風を慕い集う好学の徒を指導した。文政十年閏六月十四日卒。季安は文化八年喜界島より帰府を許されたが、自宅禁錮を解かれてからも長く仕官が認められず、ひたすら読書、史料収集書写にあけくれていたが、周山の許に出入する甥児玉利器（実妹の子、周山と同年歿）を通じて周山の知遇を得、その人柄に傾倒、その晩年に当る数年は直接指導も受け強く影響をうけたものと思われる。歿する四年前の文政六年十一月、周山への頌詠を編集、併せてその行実を二巻に記録して「高雲堂頌詠集」三巻として浄書、周山に謹呈したのである。このことは周山及び周辺の諸人も了解の上で、積極的に史料並びに言説・逸話の提供も受け、編集に際し周山の意向も汲んだと思われる。巻一にはじめは前藩主齊宣夫妻並びに侍女の、次に飛鳥井雅光並びに同門下男女歌人の賀歌をあげ、ついで本府、各邑識者の讃歌證文を掲げ、巻二・三には季安自身の体験をはじめ児玉利器その他知人より耳にしたことなど周山の優れた学識、見識、実践の例を列挙し、季安の感想を付記している。中には周山の自著「遺事年記」（東京大学史料編纂所蔵島津家本『旧典類聚十一』）から採用したとみられる記述もある。周山はまた垂水にあっても、同郷の士人に多大の影響を与えたといわれ、文行館（十代貴澄、安永二年創立）の学事、並びに伊地知季虔、伊集院兼愷等詩文の名士輩出の下地形成に関わりがあるとも考えられる。

なお大正十五年遺孫末川清香発行の『末川周山遺稿』には西村時彦の墓表、樋渡清廉の末川周山翁伝の後に、周山の「克己随筆」と「高雲堂頌詠集」が併載されている。但し後者については底本の一部（「行実記」下の後

段）の記述が省略されているが、或は印行の際の処理を示すものか（『旧記雑録月報一八』所収、拙稿「伊地知季安と児玉利器、そして末川周山」参照）。また天保十四年、季安が著述物一切の提出を藩当局から命ぜられた際、本書については浄写本は周山のもとにあり、またその写本は赤松家にあるが、手元には右の草案が残るのみと釈明している（『鹿大史学一六』拙稿「伊地知季安〝先年差出置候著述物就御手許御用又被下ケ置候一件書留〟」参照）。

御先代御家督様御逝去一巻諸書抜

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本で季安自筆本。はじめに「御逝去一巻抜集　伊地知氏秘本」とあり、また「巳（天保四年）二月匆卒集置、為自分覚なり、尤他見可深秘之事」として季安の自署が記されている。島津光久以降重豪に至る間の代々の藩主等の葬儀に関する記録・文書を集めたもので、先例の照会の際等に用意したものと思われる。寛延二年の「伊勢紹易貞興御用万留抜書」をはじめとして、葬送の際の棺役・太刀役・葬馬役等諸役勤仕の家筋人数の書上、高野山納骨の際の関係史料等が含まれている。なお県立図書館所蔵本は大正十二年の写本である。

御先代様就御出陣御旗役等集考

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家文書大簞笥在。冒頭にことわり書として安政四年正月八日に要路（家老島津登）からの依頼で早々に調べ上げ、十日に提出、用済拂下げ渡されたものに補訂を加え浄写しあらためて提出する旨十二月十八日付で書き記している。他筆であるが、中に間々季安自筆の補筆・挿込みがある。季安の博識は諸事万般に亘り、故事来歴の照会に壮年期より晩年にまで及んでいる（記録所備付等の史料も活用したであろう）。本書は島津家の始祖以来近世初期にかけて軍陣に掲げる旗・幟並びに旗役等についての考察で、当初文治

二年六月関東より上洛の際の旗奉行は本田氏（後に剱役）、酒匂氏は沓役、猿渡氏は剱役、左近允氏（はじめは愛甲氏、氏久代以降）は幡指役等の所伝をのせ、ついで『丹鶴叢書』より引用して「蒙古襲来絵詞」の島津氏兵船の旗指物（鶴丸・十字紋）を紹介しているが、中で守護下野守久親とあるのを四代忠宗とし、弟久長を伊作氏初代と解している（一説では久経、その弟大炊助長久）。その後中・近世に至り奥州家より相州家への家宝の相続、八幡大菩薩・時雨の旗の由緒や、旗指役の異動、元禄大火焼失後の一本杉馬印・幟等の復元常備等についての関係史料を掲出している。また挿込みには文化八年系図上進の際不明とされていた家久の家督相続の年月について、上原系図により、義久より時雨の旗を付与された慶長四年二月廿日である旨の推考等が記されている。

御当家様就一向宗御禁制愚案（下書並びに補遺）

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本の季安自筆本であるが、同本には他に「伊地知季安一向宗禁制考」の表紙のある写本がある（大正十四年日置島津家所蔵本の写）。同内容であるが、自筆本にみられる多くの貼付別紙などは一部のみ掲載し、行間書は掲載しないなどの相違がある。但し補遺については自筆本に虫損部分が多く、それを写本によって補うことができる。この写本は自筆本がある程度まとまった際の書写本かとも考えられる。都城市教育委員会所蔵の都城島津家旧蔵史料中の「宗門一件」（『宮崎県史　史料編　近世5』所収）もこれと同系統の書写本（下書のみ）とみられる。また鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本の表題「一向宗御禁制由来全」は自筆本の補訂本かと思われるが、相当数自筆本の貼紙史料を掲載していない。全体に返点、訓点を付し、頭註等の加筆（島津久光によるものか）がみられる。但し玉里文庫本には補遺がない。鹿児島県立図書館本は逆に下書を欠き、「天保六年乙未正月草之　御当家様就一向宗御禁止愚按補遺　伊地知季安」の表紙のある補遺のみで、自筆本の頭註が本文の箇所を示してその段落の最後に記載される等の補訂が施されているが相違点も少な

くない。

　些少底本を基にして内容について触れれば、同本は天保五年十一月と翌六年正月両度にわたる草稿本で、それまでに収集してきた一向宗禁制関係の史料を紹介しながら自説を記述している。冒頭に記しているように当時考証史家としてようやく評判の高くなってきた季安に藩担当部局が期待を寄せ、参考資料の提供を求めたのに対して応えたものであろう。但し忽々のこととて掌握不十分の関係史料であり、愚見である旨をことわっている。下書では「大系図」・「山田聖栄自記」・「諸旧記」等の他、関係諸史料を博捜して見解を記し、一旦成稿後も次々に関係史料、たとえば「上井覚兼日記」・「新納旅庵記」等を書写貼付追補したものであろう。末尾には由緒の地の「加久藤曖案帳」を掲出、明暦・万治年間同地における一向宗取締の実状を史料紹介している。同補遺では「旧伝集」・「晴蓑生害記」・「南浦文集」・「古戦場記」・「落穂集」・「翰遊集」等の史料をひき、下書でふれた伊集院幸侃や北原氏の信者説を補強、また一向宗の歴史、全国的な当時の趨勢をのべ、本藩が一向宗を禁止した理由や、正当性を論ずると共に、信者の取扱い、改宗後の取扱い等、問題の所在についても論及、当局者の参考に供している。また末尾に季安は天保六年閏七月十二日付で伊集院喜左衛門(兼誼)宛に「盛香集」や「伊地知太郎兵衛覚書」と「伊集院俊矩言行聞書」・「大島代官所古帳」などを補遺の追補として書添え、控が無いので用済次第の返却を求めていることがわかる。なお天保十四年十月の季安の「著述物差出留」中に「高崎五郎右衛門殿へ遣置　一、一向宗御禁止一件愚考弐冊　去ル九日上置」と記されている。また玉里文庫本の下書と県立図書館本の補遺とは鹿児島県史料集（Ⅳ）『一向宗禁制関係史料』（桃園恵真編集校訂）中に収録されている。

御歴代歌註解

　底本は鹿児島県立図書館所蔵の自筆本。享和三年七月、季安（当時は季彬）二十二歳の作で、彼の初期の学風

と筆跡をうかがうことができる。はじめに「御歴代歌註解序」を自ら記す。御歴代歌は近世初頭藩主家久の信任を得て活躍した学僧南浦文之玄昌が島津氏初代忠久以降家久に至るまで歴代の治績を簡潔な漢文で記した作品で、その一々に註解を付し、文之の意図を敷衍せんとしたものであり、成稿後、当時の記録奉行でかねてより教導を受けていた従兄の本田親孚の校閲を得て、その指南、批正の箇所に季安自ら朱筆で傍書を加えた貴重な述作である。内表紙には島津家編輯所の後筆と思われる「御家老」の註記があるが、これは記録奉行本田親孚のことをさしているのであろう。ただ文中の朱註は筆跡からみて季安がその指摘（別紙貼紙）をうけて書き入れたもので本田親孚本人のものではない（『鹿大史学二五』拙稿「伊地知季安関係史料〝御歴代歌註解・藩翰譜島津伝記弁誤・古郡院説・御当家始書〟」参照）。

差杉来由私考

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本、季安自筆本。天保十一年二月草案、翌十二年閏正月再考、更に四月に補考とある。前出の「狩夫銀御旧法記」と同時期の執筆で、同じく田中源五左衛門よりの「人別差杉之発起年間等」についての質問に答える形となっており、はじめに宮之城領（領主島津久元・久通）における関係史料等を掲げ、後で季安が補註や考察を加えている。人別差杉とは山奉行管轄の士民一統に賦課された杉の挿付役であるが、それ以外に郡奉行管轄の漆・櫨・桑・茶・楮・棕櫚等の仕立方についても関係史料を掲出している。

なお本書は先に『鹿児島県林制史』で晋哲哉氏により全文紹介され、併せて解説も付されている。その中で同氏が指摘された如く後段に挿込文書としてあげられている「延宝三年卯大口曖所日帳」は季安の息季通が別途入手書写したものを追加したかと考えられる。但し同人の大口地頭代在職時の後年のこととするには及ぶまい。また天保十四年六月の季安の「著述物差出（目録）覚」には「未見出申候」として「指杉等来由　壱冊」の題名で

記されている。

諸給地一件類抄

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家文書大簞笥在、季安自筆本。『西藩田租考』と同文の文書二点を含む二一点の文書を収録。文禄年中のものから近世中期迄の文書。領国内の諸士給地高、寺社高等調。慶長年間の高帳では一所衆をはじめ持高別の人数を書上げている。又鹿児島衆中の持高別人数、各郷別の高及び衆中の人数等内訳を記している。年代別、種類別の高人数改帳の書上といえよう。前出「公役類抄（草案）」と同じ頃の作品と思われる。

西藩儒林伝

底本は鹿児島県立図書館所蔵、写本。内表紙に「季安翁纂撰　西藩儒林伝」とあり、巻之一～三を一冊に写している。巻毎にはじめに「薩府伊地知季安纂撰」とある。東京大学史料編纂所蔵島津家本は同本の大正十三年の写本である。内容は巻之一では古代儒教伝来の歴史を人名を挙げて説明、巻之二では桂菴玄樹の活躍した時代及びその接続した時代に同人と交流のあった多数の人物について詩文によって説明、巻之三は同じく桂菴の遺風に接し、その影響をうけた著名士の列伝、その業績を掲げている。新納忠親にはじまり、隈江匡久・伊勢貞昌らに及ぶ。すなわち桂菴の来鹿より文之の活躍した時代に至るまで、乱世の中にあっても武事のみならず文事にも精進し、正道を求めようとした人士の心情を掲出の詩史料により伝えている。とすれば本書は漢学書であると共に史書ともいえるのではあるまいか。本書について渡辺盛衛氏は「漢学紀源と殆ど同じ内容で少しく出入がある。多分紀源の前稿であろう」（『伊地知季安先生事績』）とされる。成程その構成に共通する部分もあり、本書をさらに整理、凝縮した趣もないではない。『漢学紀源』（『薩藩叢書五』・『續々群書類従十』に収録）については東

京大学史料編纂所蔵島津家本、鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本の他に、近年発見された季安自筆本（鹿児島大学附属図書館現蔵）を紹介された東英寿氏の論考（『鹿児島大学文科報告三二』「伊地知季安の『漢学紀源』について」、『汲古四〇』「新出伊地知季安自筆本『漢学紀源』について」、『同四二』「『漢学紀源』の諸本について」、『鹿大史学五〇』「伊地知季安における桂菴―『漢学紀源』に着目して―」、『同五一』「『漢学紀源』の編纂過程について」等）があり、本書並びに次項の関係著作とも併せて今後の研究の進展に期待がよせられるところである。

僧桂菴玄樹和尚伝

底本は鹿児島県立図書館所蔵本、大正二年記名入罫紙に写されている。はじめに「別冊桂菴玄樹和尚伝ハ故伊地知季安ノ草稿ヲ肥後某謄写セラレシヲ、或ハ虫付破損等ノ処有之、本邦儒学伝来ノ本源相分タルモノ也、此本ハ学務課ヨリ該氏致借用写シ置カレタル者ヲ予ニ譲ラレタモノ也」との註記がある。桂菴玄樹の詳細な伝記関係史料であるが、内容記事中『漢学紀源』（巻二第廿八の桂菴伝）と重複している箇所が少なくない。

本書はまた文部省刊『日本教育史資料』五巻中の「学士小伝」の「旧鹿児島藩」の最初に収録されており、それはまた『大日本史料』の桂菴関係記事中にも引用されている。また鹿児島県立図書館所蔵の『薩藩学事三』（正しくは一、鹿児島県史料集四一所収）の目次「二、僧桂菴、本貫山口人、三、戦国英雄集録抄、四、鳩巣不忘鈔巻一抄、五、論語集註巻之三、六、京五岳諸老詩」の全ての内容を通して本書と合致している。さらに『薩藩学事二』には二「西藩宋学伝統系図」が収録されており、同書は西村天囚が『日本宋学史』所載の伊地知潜隠伝に「漢学紀源編著の準備として作りしもの」とした文政十年十二月草稿本の「宋学伝統系図」と同類の写本によったものではないかと考えられる。何れにしても今回掲載した二点の著作と併せてこれらの集約本とみられる

『漢学紀源』（天保十二年修訂）を基本とした季安の儒学史研究の資料として検討活用されることを望みたい。

祢寝丹波清雄勧農略記

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本、写本。冒頭に季安の天保三年十一月の序文があり、本書作成の経緯を記す。はじめ関係史料を集め私見を加えたものを子の季澄（季通の初名か、季通この年十五歳）に書写させていたが、無理だと判定、自ら書写し子の読修本に供したもので軽々しく他見を許すべきでないとある。内容は近世前期、薩摩藩の農政において顕著な業績を挙げたとされる吉利領主祢寝清雄（清賢、八郎左衛門、孫左衛門、丹波）の延宝元年より貞享四年頃迄の櫨・楮の植付、田地耕作等に関わる履歴、藩達等を掲げ、それについて逐一季安が補足解説を加える形をとっている。中に清雄が元禄年間記録奉行として活躍する田中五右衛門を人馬方郡奉行に推挙したこととか、逆評価として新橋に落書が立てられ、非難のいろは歌が披露されたこととか興味深い記述がみられる。終りに清雄の名があらわれる万治元年より貞享五年に至る島津帯刀（久元）の日記が付載されている。また末尾に参考史料として「京竿以来御検地高作採之事并農官之心得之事」が付記されている。前者には文禄五年から寛永十二年迄の薩隅并日向諸県郡及び琉球の石高等が記され、後者は寛政十一年歿の尾張徳川家宗睦の農政心得書の引用である。

終りに参考資料として本巻全編を通して掲載分の史料点数と、文書について『旧記雑録』に収載済のもの、未収載のものの点数を示しておく（表参照）。

（五味　克夫）

『季安七』掲載文書内、文書・記録・記事等点数

文　書　名	文書数 (収載)〈未収〉	系図・記録・記事等	目録上史料総　　数	掲載史料数
御代々様御縦輯考	11 (2)〈 9 〉	3	8	8
狩夫銀御旧法記	39 (0)〈 39 〉	2	41	41
祇園考	0 (0)〈 0 〉	1	1	1
琴月様御養子願之儀伊勢貞昌相勤候事件調	39 (19)〈 20 〉	15	51	51
公役類抄	51 (9)〈 42 〉	10	50	50
高雲堂頌詠集	1 (0)〈 1 〉	8	9	9
御先代御家督様御逝去一巻諸書抜	30 (0)〈 30 〉	7	16	16
御先代様就御出陣御旗役等集考	15 (7)〈 8 〉	21	34	34
御当家様就一向宗御禁制愚按　下書	52 (17)〈 35 〉	4	54	54
御当家様就一向宗御禁制愚按　補遺	19 (5)〈 14 〉	19	37	37
御歴代歌註解	0 (0)〈 0 〉	1	1	1
差杉来由私考	48 (1)〈 47 〉	5	47	47
諸給地一件類抄	9 (4)〈 5 〉	10	17	17
西藩儒林伝	0 (0)〈 0 〉	1	1	1
僧桂菴玄樹和尚伝	2 (1)〈 1 〉	7	9	9
祢寝丹波清雄勧農略記	51 (0)〈 51 〉	7	42	42

注１　収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは、「同」未収載文書を示す。
　　２　掲載史料数とは、『季安七』内で掲載した重複分を除く史料数を示す。

例言

一　本書は、「御代々様御縦輯考」「狩夫銀御旧法記」「祇園考」「琴月様御養子願之儀伊勢貞昌相勤候事件調」「公役類抄」「高雲堂頌詠集」「御先代御家督様御逝去一巻諸書抜」「御先代様就御出陣御旗役等集考」「御当家様就一向宗御禁制愚按」「御歴代歌註解」「差杉来由私考」「諸給地一件類抄」「西藩儒林伝」「僧桂菴玄樹和尚伝」「祢寝丹波清雄勧農略記」を刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵別
御代々様御縦輯考	東京大学史料編纂所
狩夫銀御旧法記	鹿児島大学附属図書館
祇園考	東京大学史料編纂所
琴月様御養子願之儀伊勢貞昌相勤候事件調	東京大学史料編纂所
公役類抄	東京大学史料編纂所
高雲堂頌詠集	鹿児島県歴史資料センター黎明館
御先代御家督様御逝去一巻諸書抜	東京大学史料編纂所

史料名	所蔵別
御先代様就御出陣御旗役等集考	東京大学史料編纂所
御当家様就一向宗御禁制愚按	東京大学史料編纂所
御歴代歌註解	鹿児島県立図書館
差杉来由私考	東京大学史料編纂所
諸給地一件類抄	東京大学史料編纂所
西藩儒林伝	鹿児島県立図書館
僧桂菴玄樹和尚伝	鹿児島県立図書館
祢寝丹波清雄勧農略記	東京大学史料編纂所

一　文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、通し番号を文首に付した。重出文書については文末に注を付した。

一　収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア　補充・挿入箇所は▽　△及びくで示した。

イ　原文書又は旧記雑録等にない字句については、原則として該当箇所を〔　〕で囲み、その右側に典拠史料を示した。また、漢字・かなの相違については、原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

ウ　補充や校訂に使用した典拠史料は、次の略記号で示した。

旧記雑録　㊧

島津家文書（東京大学史料編纂所所蔵）　◎

新編島津氏世録正統系図（東京大学史料編纂所所蔵）　㊦

新編島津氏世録支流系図（東京大学史料編纂所所蔵）　㊨

御旧式類抄（東京大学史料編纂所所蔵）　㊀

上井覚兼日記（東京大学史料編纂所所蔵）　㊤

家久公御養子御願一件伊地知季安考按（鹿児島県立図書館所蔵）　㊥

田賦集（鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫）　㊩

諸家大概（鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫）　㊩

伊地知季安一向宗禁制考（東京大学史料編纂所所蔵）　㊨

一向宗御禁制由来　全（鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫）　㊩

御当家様就一向宗御禁制愚按補遺（鹿児島県立図書館所蔵）　㊥

町田氏正統系譜（東京大学史料編纂所所蔵）　㊟

大御支配次第帳（鹿児島県立図書館所蔵）㊥
漢学紀源（鹿児島大学附属図書館所蔵）㊥
なお「上井覚兼日記」については、東京大学史料編纂所編纂『大日本古記録　上井覚兼日記』（上中下）によった。

エ　「狩夫銀御旧法記」「祇園考」「公役類抄」「差杉来由私考」中の文書のうち、「御旧式類抄」と重複するものについては『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集五』所収「御旧式類抄」により補充・校訂を行った。

一　刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア　原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「　」（墨書）、『　』（朱書）で囲んだ。

イ　文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。

ウ　文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

エ　原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。

オ　頭注や行間の書き込みは底本の体裁に合わせたが、長い場合は※印を該当箇所に記し、関連箇所の本文後に適宜まとめた。

一　合点は〜で示した。

一　原本の摩滅虫損は、字数を推して□または［　］を以て示し、判読不能な文字については■で示した。

一　見せ消は、その文字の左側に「ミ」を付した。

ア　「御歴代歌註解」については、朱で訂正され傍注が付されている箇所には、訂正前の文字に傍線を引き、訂

正後の文字と傍注を付した。

一　編者の付した注は、原注と区別するために（　）で囲んだ。

一　欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一　原文中の地名・人名・官名・年号などに施されている朱引は、全て省略した。

一　変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一　漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。

一　本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、□、…、―、などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。

一　『鹿児島県史料　旧記雑録』及び『同　旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集五』所収「伊地知氏雑録」「御旧式類抄」との重複文書については文末に注を付した。

一　当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吴（異）　早（畢）　季（年）　刁（寅）　ヱ（衛）　皈（帰）　逃・迦（逃）　广（摩）　迂（遷）

帋（紙）　劦（州）　皆（時）　亥（事）　猖（翼）　寝（浸）

旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集七　目次

解題……1
例言……14
目次……18

御代々様御縁輯考……一
狩夫銀御旧法記……一一
祇園考……三五
琴月様御養子願之儀伊勢貞昌相勤候事件調……四三
公役類抄……九七
高雲堂頌詠集
一……一三九
二……一五一
三……一七三
御先代御家督様御逝去一巻諸書抜……二〇三
御先代様就御出陣御旗役等集考……二二七
御当家様就一向宗御禁制愚按

下書……二四五
補遺……二八三
御歴代歌註解……三一九
差杉来由私考……三二九
諸給地一件類抄……三五五
西藩儒林伝
巻之一……四〇五
巻之二……四二三
巻之三……四六三
僧桂菴玄樹和尚伝……四九七
祢寝丹波清雄勧農略記……五三九
文書目録……五七一

御代々様御縄輯考

（表紙）

御代々様御縕輯考

（中表紙）

「　慶應二年丙寅三月起草

御代々様御縕輯考

八十五叟季安扣　」

酒匂家御預被置候

忠久公御母衣之儀ニ付手廣考合候大略左之通御座候、

一伊勢平蔵著述ノ貞丈雜記、新井白石ノ本朝軍器考ナド併セ考レバ、保呂トイフ物ノ始リサダカナラス、定レル文字モ知レス、三代實録ニハ保侶トカキ、扶桑略記ハ保呂ト載セ、東鑑ハ母廬ト見エ、壒嚢抄云、孩兒在母胎内時、戴胞衣以防諸ノ毒也、亦武士臨戦場時、被縕以防敵矢、蓋是胞衣消毒喩也、以此義母衣共書クト也、又下學集云、孩兒在母胎時、頭戴胞衣以防諸毒也、今武士臨戦場時、戴縕以向敵、蓋喩胞衣防毒、此等ニ據テ三代實録ニ、小野朝臣春風ガ軍旅ニ薄キ甲冑ハ敵ノ矢ヲ防クニ宜シカラザルニ因リ、百姓共ヨリ年貢ニ納メタル調布モテ、多ク保侶衣ヲ急變ノ用心ニ縫造ラセ置レ度願出タルコト共考レバ、其比鉄炮ハイマダ無之、イカナル大合戦モ皆弓箭許ニテ、矢ヲ防クニハ専ラ母衣ノ宜シカリシ訣（訳）ヲバ、貞丈ノ保侶衣推考ナドニ古キ畫圖ナド輯メ載セ、委ク辨シオカレタリ、左アレ

ド鉄炮軍盛ニ相成、母衣ノ掛様モ知ランヤフニナリテ、籠ヤ骨ナド造テ包事トモニ成シト也、吾薩藩ニテノ母衣ハ、酒匂家ニ御預ケノ

忠久公天之御母衣ヨリ外ニハ聞傳ザリシニ、此度心ヲ注ケ捜索セシニ、母衣ノ弟子母衣御相傳ナド云事トモノ見ヱタルヲ見當マヽニ輯寫スコト左ノ通、

1

山田聖栄自記古本

一是も氏久之内谷山ノ郡之内山田本領タルニヨリテ入部之段、山田右京亮親類ニ式部常陸守舎弟左馬介ニ談合ス、可然時分トテ、則其用意スル處、常陸何トカ思案有ケン、今ハ不可然トシキリニ吳見アリテ、山田右京亮・左馬助モ大姶良ノ如ク移ル、如此計親類事ナレハ、山田ヲモ仕乗打落共可成、以後コソ此コトワリヲモ推量申候、爰ニ母呂ノ弟子伊地知新左衛門・井ヽノムレ衛門四郎両人を語、無勢ニテ山田マキタノ村上古拵ニ乗リ、夜ヲ谷山方分限ノ物ノ事也、不移時押寄、鹿児嶋ノ通路ヲ切リ、シキリニ入替〳〵攻ノボル、未垣ノ一重モナシ、防戦ト云へ共、終常陸守打死ス、舎弟弥三郎同ク打死ス、并ニ伊地知新左衛門尉・井ヽノムレ衛門四郎彼是三四拾人討ル、谷山方ニモ可然者共討ル、良有テ鹿児嶋ニ聞得ケレトモ不及力、氏久聞召テ、儀ニソムクニヨテ也、宇須久コソ本領ナレ、打越テ山田ニ競望成ス所、自今以後道ニアタリテ不可然候ト氏久ノ御意候事、人之上マテ御頼モ敷、上意辱今世迄も承傳候事ヲ書注置所ナリ、

今按ニ、右ノ伊地知新左ヱ門ハ弾正季隨ノ五男季兼コトナラン、井ヽノムレハ飯牟禮右衛門四郎ナラン、山田常陸守ハ加賀守忠經ノ弟友久ニテ、右京亮久興ノ叔父ナラン、久興ノ大姶良ニ移レル跡ヲウカヾヒ、常陸守友久母衣ノ弟子伊地知・飯牟禮ナド、謀テ嫡家ノ山田城ヲ押取リタルニ、間モナク谷山ヨリ郡司大勢ニテ押寄セ、常陸守友久及其弟彌三郎又ハ母衣ノ門人等三四十人ヲ攻亡シ、山田城ヲ谷山ニ取タルト見ヱタリ、

2

一國分宮内最勝寺右京家蔵ノ文書ニ左ノ通、

正八幡於四ッ足ニ忠國ほろ御さうてん、御しやくに最勝寺俊道御参候、去年八月ひかん程なく、當年三月廿四日、伊東・北原の人数廻に引とをし、三ケ所へ同日に衆をつかひ申、さつまの人数めくり・敷祢・上井打入被申、ひき申處ニきり付被申、山崎のあたりにかつせんはしまり候、社家の人数よこ入めされ候て、数千人てきほろひ候、御屋形様御しつけん被召候くひ千三百四にて候、御しやくに被参候、きつきう依目出度(正ニ)、俊道望をたつし候へと御老中江(正ヘ)被出仰候、國親吳見として内状を進候、万前・中津川・下久(得脱カ)まちり〳〵のはく地水田坪付書付候て、鹿児嶋江御参上候へ、御判を申受望(正請)をたつし可申候、巨細者御面語時可申達候、恐惶謹言、

三月廿九日　　藤原國親判

最勝寺俊道　　本田因幡守

参御宿所

（本文書ハ「旧記雑録前編二」一三四一号・「同附録一」六七五号文書ト同一文書ナルベシ）

3

右ノ國親ハ忠國公ノ御家老ニテ清水ニ居城也、

一勝久公御子孫藤野恕世(正圓)より　義久公江品々進上せられ候事共、自身書留左の通、

御家ニ進上仕候品々覺

一御幡

一御ほろ

右、天正五年丁丑十二月末原右京進殿を以▽(旧)申上△義久様江進上(旧仕)候、御使

公儀(旧方)より(旧ハ)上原長門守(尚近)殿・上井甚左衛門(為兼)殿・平田民部左衛門(宗慈)殿・本田右衛門殿

（本文書ハ「旧記雑録追録一」一七九二号文書ノ抄ナルベシ）

4

一勝久公御嫡子修理忠良入道休庵老より、右同比　義弘公御諱忠平ト奉申比、御縁之事ニ付御状左之通、

猶〻御息出家として御堪忍候、心を添可申(旧候)由承候、不可存疎略候、

自旧冬於其御山御堪忍由、雖承及候、不知案内之条、
御無沙汰罷過候処、珎翰之趣大慶之至候、仍御代々縦
御所持候哉、被懸御意候、(旧尤)〈雖可致頂戴候、依無嗜未
相傳候、其上彼儀者不軽令存候間、先々令進献之候、
御芳志之段不可謝盡候、兼又御上洛被相定候哉、御心
遣之段奉察候、然者御用物之事得其意候、無(旧御)〈隔心被
仰遣候御事と一入満足存候、猶委者彼使僧可被申(旧候)〈、
恐惶謹言、

六月八日　　忠平御判

修理入道殿
貴報

兵庫頭
修理入道殿　　忠平
貴報

（本文書ハ「旧記雑録後編二」九八〇号・「同附録二」一八五号文書ト同一文書ナルベシ）
（本文書ハ「御先代様就御出陣御旗役等集考」一九号文書ト同文ナリ）

右ノ御息出家ト仰セラルハ、休庵ノ長男又三郎良久、
后ニ出家シテ其阿彌陀佛ト云ヒ、曾於郡念佛寺十代
住僧ノ事也、休庵ノ二男モ同シク出家シテ正圓ト云
ヒケレ共、命アリ還俗シテ藤野久右衛門秀久ト改メ、
入道シテ恕世ト云ヒケルガ、其恕世ヨリ　義久公ニ
天正五年十二月品々進上セラレシ自身ノ書留ニ、前
文ノ通御ほろ有之、又其親父休庵ヨリハ、御代々御
縦トテ　忠平公ニ進上ナレ共、右通御辞退ナレハ、
其御縦ヲバ　義久公ニ進上乎、果シテ其通ナラハ、
伊作ノ大汝八幡社ニ　公ノ御(寄)奇進左ノ通寺社由緒ニ
見ユ、

5

伊作
大汝八幡　　神躰六座
中應神天皇　　左神功皇后
右玉依姫
一母衣壱ッ
一法被弐通
一ちわや弐通
右、龍伯(義久)公御寄進、

社頭籠物数

一太刀四腰
一御ゑひら壱ッ
一ぶち弐ッ
内壱ッハきんたんノ袋ニ入、
壱ッハ白木ノぶち也、但白木箱ニ入、
一御白ほろ壱ッ、ぬりなへし皮のゑふこニしやうかき有、
内に赤地のにしき青地ノにしきノ袋二重ニ入、
右之外品〳〵略ス、

右ニ見ヱシ母衣袋トイフ物、昔ハ錦繡ヲモテ作レリトイフコトヲ白石ノ軍器考ニ、那須余一資高ガ屋島ノ戦ニ扇ヲ射テ名ヲ揚ゲタ時ニカケタル薄紅ノ母衣ヲ、錦ノ袋ニ入レテ那須五郎ガ老母ヨリ五郎ニ賜リシコト、太平記ヨリ白石モ採テ、母衣袋ノ錦キヲ證據ニ書レシガ、右ノ八幡社ニ　義久公御寄進ノ御白母衣モ、赤地・青地ノ錦袋二重ニ入ラレシコト、公ノ時キ既ニ昔ヨリノ侭ニテ御寄進カ、精ク糺シタキコト也、尤白ハ源氏ノ色トアリ、

一寛永九年、　黄門家久公御代、御軍役ノ御手當段々吟味セラレシ時ノ御問合ニモ左之通、

6

一伊集院蔵人江(江ヘ)國分金剛寺御ほろ傳請之事、
一野村美作守鹿児嶋江(江ヘ)可被召移事、
一兵道稽古人数之事、
一御のほり御紋之事、

「外ケ条略ス」

寛永九年六月十一日

伊勢兵部少輔(貞昌)
(島津久元)下野守

川上左近将監(久国)殿
喜入摂津守(忠政)殿

(本文書ハ「旧記雑録後編五」五三二号文書ノ抄ナルベシ)

7

右ニ見ヱタル蔵人ハ伊集院久近ナラン、美作守ハ野村良綱ナラン、久近ハ兵道ヲ川田義朗ノ門ニ學ヒ慶長三四年ノ傳書アルト也、良綱ハ兵道ヲ岩切可春・町田乗

傳ニ學ヒ其名高シト也、其比金剛寺ニモ御保呂ノ有シハイカナル御来由乎不審也、右二重ノ錦袋、抑昔ヨリノ御傳来ナラハ、實以テ　御代々久キ御縦ナルヘシ、萬一モ　竜伯公新タニ御造ラセ御寄進ノ御母衣ニモアラハ、天之御母衣モ　光久公以前ハ　御代々様　御直参アリシ事共酒勾カ訴状ニモ見ヱレハ、似セ御造ラセ御寄進ノ御母衣カモ知レス、然レトモ錦ニテ母衣袋ヲ造ルコトハ、大平(太)記以前ノ例式ニモ合ヒヌレハ、此涯新古ノ御吟味成シオカレ、彌自昔ノ古物ナラハ久シキ御家ノ證據ニ、此末尚萬世迄モ永傳ノ御沙汰被遊置度御品ト奉存候、若今形ニシテ酒勾家ノ如ク製作ノ形モ知レザルヤウ相成候而者、別而残多奉存、極御内分貴様迄如斯御座候、以上、

(慶応二年)寅三月　　伊地知小十郎

蓑田傳兵衛様

8

慶應二丙寅

三月廿七日

8の1

一今日四ッ時可罷出旨、蓑田傳兵衛より昨日觸来、罷出候処、此中御母衣之事段々相糺、同人取次奉伺候儀ニ付　御沙汰被為在候旨致承知候間、史局江出勤、左之通宿次仕出候、

其許大汝八幡社江御母衣一掛従

龍伯様御進納被遊置、御宮之寶殿内江保侶袋赤色錦と青色錦と二重袋ニシテ御入附有之筋、寺社由緒ニ相見得、此節御用見合相成候間、此状相達次第、早々掛役々立會致改方、弥于今於有之者、此涯慥成郷役出府よ(便脱)り(カ)、中途能々入念持越、御記録所亦者拙宅江可被差出候、此段

二之御丸御側役衆より承訳有之、早々申越(可脱カ)候、何分之届成丈ケ早目可承候、以上、

町奉行格御記録方掛

寅三月廿七日　　伊地知小十郎

寺社方掛

伊作曖中

8の2

同組頭中

右上封　寅三月廿七日申刻御用宿次印

覺　　伊作

爰許大汝八幡社江

御母衣一掛従

龍伯様御進納被遊置、御宮之寶殿内江保侶袋赤色錦と

青色錦と二重袋ニシテ御入附有之筋、寺社由緒ニ相見

得、此節御用御見合相成候間、早々掛役々立會致改方、

弥于今於有之者、慥成郷役出府便より、御記録所又者

御宅江可差上旨被仰渡趣承知仕、依之私共立會改方仕

候処、右之通ニ而　御宮寶殿内江格護ニ相成居申候ニ

付、近々役々出府之節持参仕差上可申候間、此段御届

申上候、以上、

寺社方掛

與頭

重信吉左衛門

寅

三月廿九日

右同

曖

濱田彦七

町御奉行格

御記録方掛

伊地知小十郎殿

右上封

町御奉行格

御記録方掛

伊地知小十郎殿

寅三月廿九日

〆　御用宿次〇

伊作

曖

濱田彦七

8の3

右、四月朔日七ッ時分届候、

覺　　伊作

御母衣一掛

但錦袋二重、其上ナメシ皮之袋ニ入、

右者、爰許大汝八幡社江

龍伯様御進納被遊置、此節御用御見合相成候付、慥成

郷役此涯出府之便より差上候様被仰渡趣承知仕、當所

組頭方書役川崎次郎太今日出府仕候付、此者持参仕、

御宅江差上申候間、此段申上候、以上、

寺社方掛

組頭

重信吉左衛門

右同

寅

四月朔日

嘜

濱田彦七

町御奉行格

御記録方掛

伊地知小十郎殿

右通、同二日八ッ後持参ニ付預り、請取書置候事、

8の4

別紙之通、伊作嘜共より及両度申出、御母衣并錦袋等

小箱ニ入付、郷役出府便より昨二日私宅江持参候而差

出、先年盗人取出シ御母衣縫目より解放シ天井ニ投入

置為申躰ニ而、其後御宮御修補之砌見當、本之通為被

納置由申出候間、猶又其年間等相糺可申出旨達置申候、

就夫又寺社由緒見合申候処、一、御白ほろ壱ッ、ぬり

なへし皮のゑふこニしやうかき有、内ニ赤地のにしき

青地ノにしき袋二重ニ入と御座候処、此節差出候皮袋

ニ者鎖鑰無之、為盗取ニ可有御座、左候而、解放し候

御母衣之儀者、寛文十二子三月

綱久公依貴命、雲野刑部入道玄龍より有馬兵右衛門江

兵書皆傳為仕目録之ケ條ニ、

一母衣相傳之事、

一心地母衣相傳之事と相見得、有馬家ニ者縫調方等存知

居申筋ニ者無之哉吟味被仰付、可成者如本縫調被納置

度儀与奉存、極御内分貴様迄奉伺候、以上、

寅四月三日　伊地知小十郎

蓑田傳兵衛様

右相添、今日箱共　二之御丸江持出、於御用部屋蓑田氏ニ差出候処、則被為達　御聽、箱等者御小納戸被奉備　御覽、縫調之儀者小十郎より有馬江為致吟味、相残居候絹之分ニ而如本於相成者縫候而可然、若外ニきれ不足と申向候ハヽ、今形可被納置与之　御沙汰ニ候旨奉承知、九ツ半過史局へ出勤、皆共拜見有之、町田氏ニ明日有馬衛守へ御用觸頼置退出、於庭八ツ聞帰候事、

同四日雨

一今日四ツ時史館へ出勤候処、衛守門人北村直右衛門と申人為病氣名代罷出届申出候間、玄関ニ呼入御母衣箱入付之侭取出、入一覽、　御沙汰之趣細々申達候処、随分一掛分ニ者被縫調可申哉乍存、何分ニ茂衛守江申聞、明日否之届可申出向ニ承届候付、明日四ツ時致出勤居可申旨達置、右入箱御座之間違棚ニ召置退出、帰路平田九十郎(宗高)・児玉良四郎今日乗船上京ニ付、暇乞見舞帰宅也、

同五日

8の5

昨日者御方為名代、門人之由ニ而北村直右衛門被差出候間、御母衣之儀ニ付達置趣有之、何分之届今日御記録所迄被申出筈之処、今以為何儀茂不被申出、別而御用差支候間、此状達次第拙宅へ被申出度、此旨早々申達候、以上、

四月五日

二白　拙宅上植之原ニ而御坐候、

右通、有馬衛守へ申遣候也、

同七日

今日四ツ時、衛守拙宅江持傳之母衣并入袋為持被参候間、前件箱共入一覽、

中将(久光)様御沙汰之趣茂申達候処、持参之母衣坐中ニ相開キ、伊作より之解放シたる保侶絹も篤と見届、随分絹も無不足候間、如本可相成向ニ被申候まゝ、於其通者何も箱共御持帰り縫調被成候様相達候処、婦人共手ニ觸させ不申御品ニ御坐候間、御仕立物師御遣可被下哉と被申候ニ付、直ニ　二之御丸ニ罷出、蓑田氏へ形行

申出、御納戸支配之御仕立物師壱人、明日四ッ時より衛守へ御遣候やう申出、其通被仰付向ニ承知、史局へ出勤候、

由、為何御届茂無之旨承届罷帰候事、

8の6

上之薗
有馬衛守殿
御用

御記録方掛
伊地知小十郎

一昨七日、御母衣等箱入之侭御持帰ニ付、形行　二御丸御側役蓑田氏江届申出置、御納戸支配仕立物師壱人、御方宅江昨八日被遣筈ニ致御用談置候、弥其通被差遣候哉、左候而、如本縫調方相成候ハヽ、拙者方迄箱共御遣可給候、其上又候備御覧候而、伊作江茂受取方之義共申渡度、此段及御掛合候、以上、

四月九日

右通達置、為何返答茂無之、同十八日

二御丸江罷出、蓑田氏ニ承候処、此間仕立物者為被遣

狩夫銀御旧法記

（表紙）

狩夫銀御舊法記　全

（中表紙）

「　狩夫銀御旧法記　」

（天保十一年）去子正月、狩夫銀之来由預御尋、見當候事共両三日之間ニ取しらへ、　黄門（家久）様御家老喜入忠政・島津久元御両老の仰渡を初とシテ、寛永以来之事、証書綴上置申候処、其後旧遠之仰渡とも見集致再考、左ニ申上候、

1「蒲生郷土酒匂氏蔵書」

一御かくら（狩倉）のうちに鉄放（「砲か」）なり候はん砌ハ、其寄〳〵の行司前より穿鑿仕届られ、則可被申上候事、

一御狩、従鹿児嶋墨付、地頭・行司江まいらさる間、被仕ましく候事、

一御狩之時分、隣方より検者可被罷出候、自然狩ニ不参之人於有之者、一日ニ壱人ニ付鳥目百文宛之可為科物候事、

一御狩之可有之時分者、行司可被存候間、前以伊勢大内記殿・白濱七助殿山究之奉行被仰付候間、彼衆江可被申越候事、

一猪鹿之えた、嘜衆以談合皮等才覚可被仕候、但シえた御用之時ハ、右両人より可被申越候事、

一地頭狩、一年ニ弐度たる可候、付御立かくらの外山ニ而可然候事、

一地頭かり、御定之外仕られましく候事、

一御狩定之事、正月一度、二月一度、三月一度、十月一度、十一月一度、十二月一度、合而六度たるへく候事、
一御立かくらの内ニ自然為入者有之よし、他所より相聞得候ハ、其所之行司科可被仰付候事、
一鹿児嶋又従方々茂墨付無之人、山江被入ましく候事、
一御立かくらの内江、縦手負鹿雖入候、つなき入ましく候事、

右條々、聊[不可入カ]可有緩者也、

慶長十二年三月廿九日　椛山權左衛門(久高)印

(島津紹益・忠長)圖書入道　印

▽(ヲ)うるし△行司

(本文書ハ「御旧式類抄」七七号文書ト同一文書ナルベシ)

2「加久藤假屋本」

猶々所之衆中壱人ニ付植木五本ツヽ、年々ニ可被植候、うへ所ハ所之衆被見合候而□所ニ日當ニ可被植候、木ハうるし(うるし)・はし・杉たるへく候、若枯候ハヽ、其人可被植替候、

急度申候、仍諸百姓殿役壱ヶ月ニ三日ツヽ被召仕候、其上者被召仕間敷被相定候、然者右之様子殿役奉行江も被仰渡候、就夫右被召仕候分量、諸所曖衆江被仰付、手形を以殿役奉行江一ヶ月ツヽ之首尾可被申理やうニ可有談合候、巨細者殿役奉行より可被申候、兼又地頭其所之百姓曾以被仕間敷候、但如例年之地頭ハ一年ニ二度ツヽ之狩可為其分候、かたく右之通申渡候、又遠方之諸所ハ一夜泊二夜泊之日数、右三日ニ可被相引候、馬壱疋も一人役ニ可立候、通道宿送も右三日ニ可有算用候、若三日之内一日二日被仕候而、余日分者一人ニ付鳥目百五拾文ツヽ可為出銭候、
右相定儀、緩ニおひてハ可有其沙汰候、恐々謹言、

二月九日　喜入摂津守忠政判
下野守久元判

五代勝左衛門(友泰)殿
御宿所

(本文書ハ「御旧式類抄」七八号文書ト同一文書ナルベシ)
(本文書ハ「公役類抄」八号文書・「差杉来由私考」二号文書ト同文ナリ)

右年号も無之候得共、寛永三寅四月、右御両老御連判之状見當候間、同年二月共ニ者無之哉、左候へハ、前文慶長十二年未三月、椛山久高・嶋津忠長入道紹益御両老より、地頭狩一年ニ可為弐度候、御立鹿倉之外山ニ而可然候事と被仰渡候より寛永三寅三月迄弐拾年相成候處、其仰渡ニ者、如例年地頭ハ一年ニ弐度ツヽ、之狩可為其分と堅為被申渡趣相見得、何れ基本ハ舊遠之例ニ可有御座、然共及所見候事記者、先右之慶長十二年より明白ニ有之、且五代勝左衛門友泰ハ、慶長後寛永十二年迄加久藤居地頭ニ而、右古書も加久藤ニ有之、又喜入摂津守殿ハ元和四年より寛永十年迄之御家老ニ而、寛永五辰十一月十六日ニ茂下野守殿御連判見當、旁寛永十年以来より、例年地頭狩一年ニ二度ツヽ、成居候間、慶長十二年初而其通ニ為被定欤、其段者難考究御座候、然共右二度ツヽ之狩ニ百姓迄惣立とシテ召仕候事御免ニ而、軍立等ニも召仕候儀ハ勝手次第と相見得、寛永十五年正月、先祖杢右衛門重政、地頭所加久藤より島原御加勢とシテ罷出候節、付衆中小原織部佐在陣中之米銭出入留置候帳ニ左之通、

3「家蔵」

一真米八升者　狩代之夫
長江浦之下之薗之　久作
同樋口之　七郎
同東之　新次郎
同西之　八兵衛
同中間之　弥右衛門
中福良之川北之　内蔵介
同川北之　新六
栗下北川　孫作

右者、正月十七日晩より同十八日之朝迄、三ヶ村より狩代ニ参候夫賄候、

（本文書ハ「御旧式類抄」八〇号文書トホボ同文ナリ）

右通軍立等有之節ハ、地頭其所之百姓曾以不召仕兼而之御法ニ者候得共、一年ニ二度ツヽ、之地頭狩計ニ召仕候事御免ニ而、何も不召仕時ハ、狩代とシテ夫銀相納、右様軍立等ニ召仕、両日も隙を費候百姓共者、決而夫銀上納ハ不致筈と被相考申候、猶委敷ハ左ニ拾集置申候、

4「蒲生士有馬氏蔵書」

覺

一御狩ニ不参衆改之事、
一毎度木引之時不参之衆之事、
一諸役人書立可被見事、
一殿役夫遣沙汰之事、
一狩夫遣帳之事、
一當年出物皆濟之事、
一浮所方見舞衆算用無油断可被究事、

「寛永十三年カ」子十二月廿四日　「地頭」市来八左衛門（宗友）（花押）

（本文書ハ「御旧式類抄」七九号文書ト同一文書ナルベシ）

5「仝」

以上

一筆申入候、仍御曖中度〻狩代雑石代八合未進之首尾、上使賄方御旅代官付衆帳面之写、爰元（ヲ）へ首尾可被申旨、数度申渡候得共、于今不相濟候、重而御觸申間敷候間、御手前より稠敷被仰渡、急度其首尾可承候、恐〻謹言、

五月廿六日　　椛山權左衛門久盈

左近将監久守（ヲ重）（花押）

蒲生
曖衆中
まいる

（本文書ハ「御旧式類抄」八一号文書ト同一文書ナルベシ）

6

一書申□候（ヲ候）、仍

「澤原野御牧ニ狼當申ニ付、狩御免之由ニ而御使衆之御状有、午閏九月三日（寛永十九年）　竹權左」

一寛永十五年分之事

右者、沢原野御牧ニ狼當候ニ付、六度狩り御免候而犬立可被仕之由、御老中衆被仰通、鎌田源左衛門（政有）殿より伊地知杢右衛門（重政）□参り候書状見届消候、未七月七日、

一同十七八年分「寛永十六年より境目ハ狩代御免の廻文写見届、未七月七日消候」

「外ニ拾弐ケ條此に略して不写也」

右、御算用首尾無之候間、来月中ニ被致参上可被相濟由ニ（ヲ可）被仰渡候、多年之算用出入不相究候ニ付、當春御上洛之刻、我〻江被仰付相究候、此内之様ニ於遅参ハ、稠可及御沙汰候間、延引有ましく候、或相果候衆、或

無跡衆ハ相糺可被申出候、於緩者各之越度ニ可相(ヲ脱)成候、
為後日如此候、跡大分之出入相究事候間、相違之儀も
可有之候、若算用相濟候衆ハ、何年之何月何日之目録
と書記、可被差出者也、

寛永十九年
九月十七日　　御勘定所
伊集院左京亮(久爲)
新納加賀守(忠清)

加久藤曖衆中
参

（本文書ハ「御旧式類抄」八二号文書ト同一文書ナルベシ）

7
「仝」

右之通未進御糺ニ付、地頭伊地知杢右衛門より御勘定
遂候而、曖共江遣状、
一筆令申候、仍其地多年(ヲ毎)之上納方品々未進立之書物御算
用所より御遣ニ而候、以請取惣別相濟候而、右書物消申
候、満足此事候、向後共ニ其時節〳〵ニ上納候様可被申
付候、少も油断有間敷候、恐々謹言、

「寛永廿年未」九月廿二日　　伊杢右衛門判(重政)

白坂大炊左衛門殿
西田和泉守殿
川野與右衛門殿　　御宿所

「此等ハ御尋之外候得共狩夫上納如此堅固成を為可存御座候」

（本文書ハ「御旧式類抄」八三号文書ト同一文書ナルベシ）

8
「加久藤案文留」

今月初より行司衆御算用ヲニ〈参上候様ニ、前々廻文相廻候
処、于今延引、無心元候、早々参上候之様稠敷可被仰渡
候、御算用之様子ハ、六度御狩之代銭上納受取、同鹿皮
受取、前ヲニ(ヲ之)算用ニ不逢(ヲ被)候時之次、御目録持参候之様可被
仰付候、聊御延引有ましく候、恐々、

「寛永廿一年甲申」二月十六日　　「山奉行」仁礼藤左衛門
薬丸大炊兵衛尉「兼陳」
和田讃岐守「正貞」

新納二右衛門「久親」

横川栗野諸所
御曖衆中

（本文書ハ「御旧式類抄」八四号文書ト同一文書ナルベシ）

9

吉田御狩検者
「寛永廿一年申三月十日集者長野之由候」
薗田刑部左衛門　松岡長右衛門

「三月十八日」　飯野御狩検者

奥（ヲ野）神介殿　上野半兵衛殿

「御狩者南山也」

（本文書ハ「御旧式類抄」八六号文書ト同一文書ナルベシ）

10

猶〻以此狩代先春之一度分、今月中ニ上納可有之候、
今一度分ハ、當秋中ニ上納候様ニ可被仰付候、勿論
此状見届候通、諸所にて曖衆之判可被仕候、左候而、
曾於郡より此方へ可被持せ候、以上、

急度申越候、仍此中地頭衆年中ニ二度之狩ニ諸百姓相立
候処、去年地頭狩之儀ハ被召留候條、公儀之右之狩人
「寛永廿一年癸未」
一日〔夫ヘ〕壱人ニ付七分ツ、の賃銭、前〻地頭被召仕候
狩人より可差出之由相定候間、今月中ニ七分ツ、之算用
を以上納仕候様可被申付候、人数究之儀ハ、曖衆以吟味
帳相調、狩代銀上納之刻、同前ニ可被差出候、緩之儀と
も候ハ、、各之可為越度候、

「寛永廿一年」
申五月九日　相良權兵衛尉「頼員」
平田豊前守「宗直」

帖佐平松を始曾於郡迄三十四外城

諸所
曖衆中
参

「但此状五月十三日八ツ時分ニ馬関田より参候而即刻飯野之様持せ遣候」

（本文書ハ「御旧式類抄」八七号文書ト同一文書ナルベシ）

11

▽猶以病者之沙汰有ましく候、以上△

急度申越候、然ハ此中諸地頭衆〈へ〉在郷之百姓以下之者年
中ニ二度之雇御給候得共、「寛永二十年癸未」去冬より公儀江被召上候間、
其〈御〉心得ニ而、人衆拾五歳より六十歳迄新改札帳面ニ而
「今ノ郷士年寄」
被書記、其所之曖衆・行司衆奥書被成、連判ニ而可被遣
候、差出之案文別紙ニ而遣候、▽被御覧届△来月十五
日内ニ鹿児嶋山奉行所へ可有上納候、自然緩之儀候ハ、、
其所之曖衆・行司衆可為越度候間、為御心得候、此状次

第ニ可被次渡候、恐(イ惶)ゝ謹言、

「寛永二十一年」
申六月五日
「正保元」

「山奉行」仁礼藤左衛門
薬丸大炊兵衛尉「忠清」
黒葛原周右衛門
新納二右衛門「久親」

横川より日州表穆佐迄十五外城

曖衆行司衆中
まいる

（本文書ハ「御旧式類抄」八八号文書ト同一文書ナルベシ）

12「仝」

差出案文

合人数何百何十人　但札之まゝ
雇銭何百何十人

右者、年中二度之地頭雇賃銀之内、去冬一度分在郷人数拾五より六十歳迄、一日壱人ニ付銀七分ツゝ之算用ニ上納申候、右之外ニ一人も無御座候、若隠人御座候ハゝ、我ゝ為何様ニも〔其科(イナシ)〕可被仰付候、已上、

寛永二十一年　何方之曖　何条何かし判

何月何日　同行司　右同
かこしま
山奉行所

（本文書ハ「御旧式類抄」八九号文書ト同一文書ナルベシ）

13「仝」

一書令申候、仍諸百姓狩代銀年内一度分、十五より六十才迄上納可申之由被仰付候間、急度上納可申覚悟候、就夫諸士かけ披官衆神領之者連ゝ地頭狩ニ不罷立候、左様之者ハ今度も相除申候、御方ハいかゝ被成候哉、具之通御報ニ可示給候、尚期後音候、

「寛永廿一年癸未(甲申)」七月廿一日

「加久藤曖」四人「白坂大炊左衛門篤豊
西田和泉守時通
川野與右衛門通昌
伊地知弥右衛門重延」

「飯野曖」本田半右衛門殿
弓削将監殿
野田狩野介殿

「以下四人とあるハ皆此名也、重延者時之地頭伊地知李左衛門重政か弟也、通昌ハ重政付衆中也」

（本文書ハ「御旧式類抄」九〇号文書ト同一文書ナルベシ）

14
「仝」

一書令申候、仍狩代銀年内一度分、諸百姓并名字脇之者（「寛永二十年」）（ヲ子）（ヲ銭）
十五より六十迄付立、一日ニ一人ニ付七分ツヽ、筭用ニ、
今度八朔之次ニ上納申候、然處（ヲニ）〈暦ゝの披官衆も在郷ニ（ヲ歴）
罷居、作敷を仕程之人ハ、誰人之御内衆ニ而も狩代上納
可申之由、山奉行被仰聞せ候故、此度ハ皆濟不罷成、使
之人も帰宅ニ而候、就夫右之狩代銀者、行司衆筭用ニ被
逢筈之由、山奉行被仰候、然時者、右之出銀行司衆被請
取候而、上納之首尾被仕候ハてハと出合申候、乍去御方
如何被仰付候哉、承度存候、御隣方之儀ニ候条、御同前
ニ仕度候、御報具可得御意候、恐〻、（ヲ恪）
「寛永廿一年」　「加久藤曖」　四人
七月八日

飯野
御曖衆中
まいる

（本文書ハ「御旧式類抄」九一号文書ト同一文書ナルベシ）

15
「仝」

御返札之趣、具令披見候、仍狩代銀御方も行司衆へ被仰
付候哉、尤ニ存候、此方ハ、先日上納申候分ハ、庄屋（ヲ被）〈
取揃、八朔之御礼ニ被参候人被相納候、右ニ申候様ニ、
諸士披官衆も作敷仕程之人〻ハ上納之由承候、左様成過
分之儀ニ候条、行司衆へ申付、上納之首尾可被申通可申
渡候云〻、恐〻、（ヲ恪）
「寛永廿一年」　「加久藤曖」　四人
八月九日

飯野
御曖衆中

（本文書ハ「御旧式類抄」九三号文書ト同一文書ナルベシ）

16
「仝」

猶〻、はし書状、當所ハ諏訪杢右衛門殿（「兼清」）・海江田仲
左殿へ可被成候哉、此方も其分ニ可仕と被入御念を
御注進忝存候、以上、

貴札之旨、具令披見候、仍當毛御檢者御越可被成時分ハ、
所より御注進可申之由、兼而被仰聞せ候、就夫来ル十日
比ニ者御奉行衆も可被成御越之由御申立（ヲ上）可有之通、尤（ヲニ）〈
令存候、左候ハ、此方よりも其分ニ可申入候、飛脚茂名

中江可(ヲ被)仰付由乍案中候、何も御隣方之儀ニ候間、御同前(ヲニ)可仕候、将又狩代銀之事、白鳥山者無公役之儀ニ候、其外諸士披官衆なとハ被仰觸候哉、けに〳〵(ヲ不)被成候ハ、、墨付御取、「鹿児嶋之事か」鹿江可被差上之由候、是又御尤ニ候、此方も其分ニ可仕候、尚期後音候、恐(ヲ惶)〻、

「同廿一年」九月二日　四人

「飯野曖」
弓削将監殿
本田半(ヲ伴)右衛門殿
野田狩野介殿　御報

（本文書ハ「御旧式類抄」九四号文書ト同一文書ナルベシ）

17「仝」

態与令申候、仍

一當年中之御狩并代銭、所賣之竹木之代、萬札運上彼是、各取納之分ハ無延引、来ル十二月廿日より内ニ鹿児嶋江参上候而、必〔す〕(ヲナシ)可有首尾候事、

一六度御狩之儀、しゝの立廻(ヲり)を見定、念を入、行儀能可被狩候、しゝの立廻り無之(ヲ候)時分、人数之隙次第ニ(ヲ被)狩候ハ、、行司衆落科たるへく候事、付かこしま衆駑犬山之儀、不依誰人我〻手形出申候間、其心得有へく候、若手形ニ書違候共、六度之御狩倉ニハ曾以案内者有間敷候事、

「外ニ八ケ條略」

右之條〻、〔達シ〕(ヲ運〻)申渡儀ニ而候間、無申迄候得共、為後日如斯候、是を其所行司衆手前ニ被写置候而、目のあたりニ押付候而節〻被見、如斯油断有ましく候、恐(ヲ惶)〻謹言、

「寛永廿一」十一月朔日　「山奉行」藥丸大炊兵衛尉
和田讃岐守
黒葛原周右衛門

横川を始倉岡迄十五ケ所
右諸所
行司衆
竹木見廻衆
御曖衆中　まいる

（本文書ハ「御旧式類抄」九五号文書ト同一文書ナルベシ）

18「仝」

差出

一相良權兵衛尉殿「御使役」・平田豊前守殿「頼員」「宗直」御条書を以被仰聞せ候趣、慥ニ承届候、

一諸百姓狩代銀、去八月帳相調、銀子上納申候、受取有之候、外諸士かけ披官衆申分有之候而、狩代銀未納候、以上、

「外ニ五ケ條略す」

「寛永廿一」申十一月廿日　郡奉行「今ノ郡見廻」

御奉行所衆中まいる　曖「今ノ郷士年寄」

（本文書ハ「御旧式類抄」九六号文書ト同一文書ナルベシ）

19「仝」

覺

一田畠一歩壱畦も不荒様ニ毎年申付候、假令荒地雖有之、現地同前ニ當秋納米可仕之通、堅申付候事、

一女共作ニ可罷出之通、連々申渡候、弥以堅申付候事、

一井手溝川除、無油断様ニ堅申付候事、

一給地ハ納未進究、御奉行御供申、在々江家入仕稠敷申渡、何も皆濟申候事、

一御蔵入ハ年内皆濟ニ下代衆被相究候、有米ハ下代書物被出候事、

一上使御假屋并諸道具等皆々賣調、代銀致上納受取有之候、別ニ残物少も無之候事、

一地頭狩之代銀一度分、前々堅固ニ致上納、受取有之候事、

右御條書之旨皆承届、奉得其意候、以上、

「正保二年」酉二月　郡奉行

庄屋

四人曖

平田豊前守殿

相良權兵衛尉殿

20「仝」

態以廻文申越候、仍
一前々より山之講狩被成候而杉さし被成儀〔者〕（ヲ）ニ候、何方へ
いか程さし調被成候哉、其年々之分、于今何程有之由、
堅固ニ可被書出候事、
一御狩之時分、完〈ヲ之〉（夫）立廻見届候而、必〔す〕（ヲナシ）卯之刻ニ相集
り、狩立念を入、〔昔日〕（ヲむかしより）之作法ニ無相違被狩、朝之星
晩之星かた〳〵可被相調候、勿論卯之刻過候而相集狩
人ハ、不依衆中在郷、其日之未進ニ書留、科物被相掛
可然候、早竟狩之作法あしく罷成候儀、行司衆者不及
申、其所之頭立衆御外聞いかゝ敷候事〈ヲ候〉、

「外ニ五ケ條略す」

右〈ヲ之〉條々、被聞召届候通御返事ニ可給候、恐々（ヲ恒）謹言、

「山奉行」薬丸大炊兵衛尉
和田讃岐守
川上五兵衛尉
新納仁〈ヲニ〉右衛門尉

「正保二年」
酉二月廿九日

横川より倉岡迄十五ヶ所
行司

竹木見廻〈ヲ衆〉
御曖衆中

（本文書ハ「御旧式類抄」一九七号文書ト同一文書ナルベシ）
（本文書ハ「差杉来由私考」八号文書ト同文ナリ）

21
「仝」

書物

一諸百姓　公儀御定御狩之外ニ、私狩犬山駆なとに登せ
申間敷候事、

「外ニ前条拾一ケ条略ス」

右〈ヲ之〉條々、若緩之通脇よりも被聞召付候ハヽ、我々越
度ニ可罷成候、為後證如斯候、以上、

正保二年五月廿四日

曖
四人
郡見廻
二人

後醍院喜（宗恒）兵衛尉殿

（本文書ハ「御旧式類抄」九八号文書ト同一文書ナルベシ）

右二月廿九日御廻文ニ、古日之作法ニ無相違被狩候や
う相見得候者、左之通之法度ニ可有之欤、

山法捿(捉カ)之事

一貴人江丸猪鹿御目ニ掛候時ハ、猪者頭之方、鹿ハ白毛之方江ならへ候也、被成御座候而より猪鹿持参候時ハ、必跡を行司持もの也、

一御狩ニ行司道具不持もの也、

一御狩之(ママ、鯛カ)有候而、色〻差合候而狩延之刻〔者、川〕(ヲ其門)内ニ而とれ候猪鹿は狩之完(夫)ニ納ル也、又狩過両日之間ニ里落犬おとしの完右同前ニ納ル也、矢沙汰之事、

一間伏より矢ニあたり、掛ニ而射留ニ而も間伏ニ相付也、

一掛より矢ニ當り、間伏ニ而射留候へハ間伏ニかふ、掛ニ腰骨相付也、

一間伏ニ居ならび一時ニ射候而矢〔留〕(ヲナシ)皆當り候時ハ、完之来ル方之射手一之矢也、若我(ヲか)前ニ而▽(ヲ)不射、人之前ニ而△射、又ハ一足もすけ候而射候得者、一之矢ニ而も二之矢ニ成也、

一其日之狩奉行并行司ゆるしなきニハ、狩倉内ニ入完仕候而も、骨射手ニ不渡、御物(ヲニ)なる也、

一間伏引立相濟候以後、跡より隠来り間伏ニ居候而完仕候而も、二之矢ニ成也、是も立手下知無之故也、

一完仕候而矢所江不伏、二三町も過行候得共もとおし不来候へハ、一之矢相すたる也、

一犬狩ニ而射留といふ儀ハ、一之矢より下りハ間伏七人、上り者三人過候得者射留ニ付也、右之内ニ而も一之矢もとおし不来候へハ、射留ニ相付也、

一里落猪鹿見付候もの、腰骨射候者、かふを取也、片平ハ走合之たます、女わらび子ニ至迄配分也、残る片平ハ御物上納也、

一ときり完射手かふ、ときり候もの腰骨納、たます両条同前也、

一犬ほへ声を(ヲ懸)候而より矢ニ當り候といふとも、犬之完也、

一矢當之猪、犬吠候而も射手もとおし来候へハ、射手利運也、

一矢當之猪鹿ニ射手より犬を付候而可給由頼候而犬を付、其完を取候へハ腰骨犬ニ分也、

一犬山ニ而者射手ハかぶ、犬ニ者腰骨たます㋷ニいたす也、
一猪鹿をとき候時取所之事、草脇ハ行司、折はたハ完持、
そしらはとき手、鹿頭者皮張、如右定也、
一串目狩、鹿飛切通候刻、依躰刀ニ而切候事有、鹿者刀
ニ付候、猪ハ不付候也、
一狩〔㋷くし〕納やう、其日之三躰玉女之方ニ納也、つのり
を引候へハ其つとも同方ニ納也、
一つのり祭之事、謹而再幣再拜敬白、今日之官神三躰玉
女之方ニ向て、山神之御部類けん屬之みさき〳〵を申
おとろけ奉る、日天月天のみさき、地みさき、荒神之
みさき、今日之狩㋷主守狩人之災難を四方四千里ニ除給ひ
て、今日之得物を百有物を拾ヲ、拾有ものを五ツ、五
ツ有物を三ツのまゝニ給候ハゝ、今日申酉之時間ニ必
〔㋷ナシす〕九十九本也、御ほこを丸崎ふく崎ニ相添祭奉〔㋷ナシり〕
候半事ハ疑有ましく候、拾を五ツ、五ツを三ツ間給わ
らぬ物ならハ、唯今之つのり主の一寸之舌之根より血
を出し、三本の御ほこを染て参へし、山口四郎殿を始
三萬三千三百三十三躰▽㋷中山三郎殿を始三萬三千三
百三十三躰△奥山太郎殿を始三萬三千三百三十三躰、
惣而九萬九千九百九十九躰之御神部類眷屬、のほるは
㋷山〳〵五万五千、下るハ山五万五千之山之御神御部類眷屬、
東方千里北方千里四方四千里之中ニ山野御神御ぶるい
けんぞく一社も不漏奉頼、心のまゝニ今日之獲物給
〔㋷候ハ、て〕、申酉之時ニ一〻再〻ニ可奉祭事疑有間敷候、其
時山之神のみさき、水神之みさき▽㋷海龍王のみさき、
道ニ者道そ神・水神之みさき△者㋷と よく神・けかち神・
しやう神のみさき〳〵ニ▽㋷細〳〵ニ△奉祭者也、急
〻如律令、
右書前大山源兵衛・納山狩野介連判以書物如此候也、
条数廿ケ条、
「承應二年」
巳八月廿九日

（本文書ハ「御旧式類抄」一一一号文書ト同一文書ナルベシ）

23「全」

受取写「此受取、岩崎弾丞殿筭用ニ被参候時持参可申由候間
かし申候、後日受取可申候、
此本受取㋷済鹿ニ而筭用ニ被合候而けし被申候へ共、被
持戻候間受取袋ニ入召置候」

銭拾貫文

右者、加久藤地頭狩夫代銭去冬〔寛永廿年癸未之冬〕壱度分之内人数弐百人分之由、山奉行引付也、

「寛永廿一年」
申
八月四日　　金銀蔵
川村半左衛門尉
大山九郎兵衛
満尾堅介

「加久藤行司」
竹内權左衛門尉殿

（本文書ハ「御旧式類抄」九二号文書ト同一文書ナルベシ）

24

覺

一はしの木　一うるしの木　一桑
一さし杉　一茶　一梶
一萬かふ類

右植木首尾鹿児嶋江可被申出事、

一狩代銀之儀、二月一度、十月一度、古来より地頭被仕候様ニ狩人壱人一日（ヲ）ニ七分ツ、上納可有之事、

「外八ケ條略ス」
「正保三」
戊正月三日

25
「仝」

一書申候、仍諸所六度狩、不依御倉入・給人持、自今以後ハ可為御赦免候間、其段可被申渡候、〔（ヲ）就夫〕「百姓共之狩立ハ此時御免」〔然共〕別ニ被仰付様子共候、御蔵入奉行喜入吉兵衛尉殿・相良權兵衛殿方より可被申渡候、可有其心得候、恐々謹言、

「正保三戊」
八月十七日　　「山田」民部少輔「有栄」
「川上」因幡守「久國」
「北郷」佐渡守「久加」

平松吉野より曾於郡迄三十四ケ所
曖衆中
まいる

（本文書ハ「御旧式類抄」一〇三号文書ト同一文書ナルベシ）

26
「仝」

此条書ハ川野與右衛門尉〔通昌〕殿年頭ニかこしまへ参上候砌、写候而持帰被成候、「時之地頭伊地知左右衛門附衆中ニて曖也」

（本文書ハ「御旧式類抄」九九号文書ト同一文書ナルベシ）
（本文書ハ「差杉来由私考」一一号文書ト同文ナリ）

▽㋐覺△

六度御狩之内壱度、今月十日より内ニ相調候て、十五日より内ニ皮可有上納候、むかはき用ニ候間、かわの張やう常よりも長くはり可被調候、天下御用ニ相立儀候間、御延引被成間敷候、此状ハ不嫌夜白、時付被成次第ニ可被相届候、以上、

「正保三」戊九月朔日　「山奉行」和田讃岐守

仁礼藤左衛門尉

薬丸大炊兵衛尉

横川より倉岡迄十五ヶ所

行司衆中

御曖衆中

まいる

（本文書ハ「御旧式類抄」一〇四号文書ト同一文書ナルベシ）

27「仝」

急度申候、仍諸所六度狩、不依御蔵入・給人之百姓、自今以後者可為御赦免之由、先日被仰渡候、然共完(夫)持夫者御狩毎ニ可出候間、山奉行より断次第、其心得を以可被申付候、恐々謹言、

「正保三」戊九月三日　「山田」民部少輔　「川上」因幡守　「北郷」佐渡守

横川始十五ヶ所

曖衆中

▽㋐まいる△

（本文書ハ「御旧式類抄」一〇五号文書ト同一文書ナルベシ）

28「加久藤案文留」

覺

飯野御城山之御狩御座候(㋐ニ)(く)付、衆中取計可被罷登之由候、日限ハ飯野江相談可有之候間、可被聞召合候、為御心得候、以上、

「正保三」戊九月十九日　「山奉行」仁礼藤左衛門

▽㋐和田讃岐守△

吉松　吉田　馬関田　加久藤　小林

御曖衆中

追而申候、狩奉行衆ハ(㋐弟子)〔薬〕丸右京亮殿・伊地知主膳

正殿ニ而候、是又為御存知候、以上、
此段(ヲ状)急用之儀ニ候間、早々相届候様ニ可被(ヲ仰)申付候、▽(ヲ)
以上△
戌九月十九日　山奉行所判
御普請方　吉野　脇本　加治(ヲ木〈)　有川
横川　栗野
▽(ヲ)宿次所△

（本文書ハ「御旧式類抄」一〇六号文書ト同一文書ナルベシ）

29「鹿籠明暦四年御廻文留帳ニ有リ」

覺

一人数何百人持道具何々　衆中
外ニ完(ヱヵ)持夫幾人
衆中幾人ハ御奉公方ニ付御狩ニ不被罷登候、
衆中幾人ハ當病さし合ニ而不被罷登候、
一猪幾丸ハ年付堅固ニ可被仕候、
一鹿幾丸右同、
右者、何年之三度御狩内何度分相調申候、以上、
何の　何方嘜何かし
何月何日　右同行司何かし
御狩
検者衆中
右之表ニ検者衆裏書無別儀通裏書〔(ヲ被)ニ而〕仕、後日山奉
行所江可被差出候、以上、
諸所　行司衆
「明暦四年」
右者戌二月廿九日ひる、川邊より次来候、則坊泊へ
持せ申候、

（本文書ハ「御旧式類抄」一一二号文書ト同一文書ナルベシ）

右趣ニ而考候へハ、正保三戌年より慶安・承應・明暦
四戌年迄拾三ヶ年之間ニ六度御狩半減ニ而、三度御狩
ニ為被仰付筋差しれ候得共、其年月未紀付候、尤右趣
之御狩ニ古来百姓も被召立来候処、正保三戌九月より
百姓狩立被差免、衆中計之狩立ニ被仰付置、明暦四戌
二月、右様之仕向ニ為被仰渡と被考事御座候、

30「加久藤案文留并萬留帳」

尚〻御郡代座より御急用之儀候条、無油断様(ヲ)〈ニ可被
差出候、将又右ニ申渡候御用木改留帳同断可被〔差(ヲ)急〕
出〕候、以上、

態以廻文申越候、各見廻中之山鹿倉数相改、鹿倉如何程
と可被差出候通、六月十九日ニ以廻文申渡候、于今其首
尾無之候〔間(ヲ)ナシ〕、御急用之儀候間、近日中ニ差出可被成候、
聊延引有間敷候、若於延引ハ、(ヲ)各〈可為越度候、恐〻謹言、
「山奉行」三原九兵衛
「萬治二年」
亥十月七日
五代三左衛門
町田七郎左衛門

横川より穆佐迄

御嘱衆
行司衆
参人〻御中

(本文書ハ「御旧式類抄」一一三号文書ト同一文書ナルベシ)

31

南山御狩倉付事

一飯森山一狩倉　一黒ケ山一狩倉　一ふけ山一狩倉
一二ツ橋山一狩倉　一大谷山一狩倉　一作鹿倉(ヲ)〈山一狩倉

北山御狩倉付事

一黒原一狩倉　一飯田川地一狩倉　一山ケ城一〔狩(ヲ)攝倉〕

合北南九狩倉

右、加久藤御狩倉指出可申之由被仰(ヲ)〈付候、此外御狩倉
無之候、當二月御支配所より御用之由候間、右之如く
書付差出申候、▽(ヲ)以上△
「加久藤行司」竹〔之(ヲ)ナシ〕内志广丞
「萬治二年亥」十月十五日
岩崎藤左衛門尉
山奉行〔所(ヲ)衆中〕

(本文書ハ「御旧式類抄」一一四号文書ト同一文書ナルベシ)

32「仝」

態以飛札申上候、仍(ヲ)〈而御狩倉付并(ヲ)〈ニ御用木留帳之儀被仰
越候間、相調差上申候、御狩倉付事ハ御支配所よりも御
用之由承候間、相調指上申候、是又為御存候、恐〻謹言、
(万治二年)十月十五日
三人〔加久藤愛カ〕
三原九兵衛殿

五代三左衛門殿

町田七郎左衛門殿

（本文書ハ「御旧式類抄」一一五号文書ト同一文書ナルベシ）

33「加久藤御廻文留」

覺

一初御狩之儀ハ所曖衆致差引、相取候完（ヤ）ハ現ニ而當座江上納可有之候、人数并持道具、犬放相取候完員数證文ハ、曖衆・行司衆連判ニ而可被差出候、尤御肴狩ニ相取候完員数之證文、右同前ニ相調可被差出候、

一三度御狩之儀ハ、近外城より檢者申受、可被相勤候、人数并持道具、犬放相取候完員数證文之儀ハ、其日之檢者衆・所曖致連判、其場ニ而可被出置候、勿論完不取（ヤ）得候とも、證文可被出置候、相取候完（ヤ）被賣拂候ハヽ、直付衆被申付、狩檢者衆・横目衆檢者ニ而直成被相付、其場ニ而直付證文取置、完可被（ヤ）相賣拂候、

一作喰狩并犬山被仕候刻、所曖衆・横目衆致差引、相取（ヤ）候完員数證文其場ニ而相調、如御定之上納可有之所ニ而、完被賣拂候（ヤ）ハヽ而直付衆被申付、横目檢者ニ而直成被相付、▽（ヤ）其場ニ而直付△證文取置、完可被賣拂候、

一躯呼ニ相取候完、如御定之可有上納候、左候而、完所ニ而被賣拂候ハヽ、直付衆被申付、横目衆檢者ニ而致直付、其場ニ而直付證文取置、完可被賣拂候、

一依所（ヤ）ニ大かいぢうつ蓑ぢうつ上納無之所も有之候間、向後者堅固ニ上納可有之候、

一鹿之皮・にへ皮・鹿之角并松やニ、取得次第堅固ニ上納可有候、

一依▽（ヤ）所ニ△講狩猥ニ被仕外城も有之由候、向後曾而被致間敷候、尤前々より由緒有之仕来候処ハ、當座江被申出、免手形申請可被相調候、

一依所（ヤ）ニ猥ニ被致犬山候（ヤ）ニ付、三度之狩御肴用申渡候時分も完不取得、各不届至極ニ候間、御用可被相調場毎ニ見合置、御用相調候様其格護尤ニ候、常々私ニ而御用并三度狩不被相調ニおひてハ、重く其沙汰可有之候、

一諸手形銀前以取揃、勘定之時分可有上納候、

押札　萬札運上銀之事ニ而候、此節より山免手形銀と相直シ候間、向後其心得▽㋐可有△候、

右者、狩被相勤候時分、右之通ニ證文其場ニ而行司衆方江受取置、取拂帳相調、右證文相添、毎年十二月十五日限ニ行司衆致参上、如早晩可被遂勘定候、延引有間敷候、且又犬山躯呼ニ相㋐取究候完、如御定上納無之所も有之由、其聞得候、是以不届千万之儀㋐ニ候間、相取候完、如御定無相違、堅固ニ上納可有候、聊怠無之様ニ兼〻可被申渡置候、以上、

但向後之見合ニ被写置、外城之下ニ印形被仕、終之外城より當座江可有首尾候、

「天和元年」
酉九月四日

山奉行所印

林久兵衛印
三原清右衛門印
鈴木宇左衛門印
曾木甚右衛門印
加世田七右衛門印

所〻
行司衆
横目衆
曖衆

右廻文酉九月七日亥刻、馬関田より参候間書写、當番大川甚五左衛門殿ニ而、町江遣、飯野ニ次渡也、

（本文書ハ「御旧式類抄」一二一号文書ト同一文書ナルベシ）

34「薄生氏有馬氏本」

覺

一諸地頭、就公用ニ地頭所江差越候節、滞留中壱日ニ水夫三人ツ、可被下之事、

一地頭所狩夫之儀、壱人ニ付夫銀五分ツ、㋐ニ被召成候間、来卯之年より右之通如例、年中ニ両度地頭方江可相納之事、

一外城曖、就公用鹿児嶋并外他行之節、主従飯米并送人馬可被下之事、

一田地方ニ相付候曖之儀者、所中行〔㋐ニ茂候間〕右同断、送人馬之儀ハ道程壱里より可被下之事、

一右同郡見廻之儀、諸行所中共一身飯米可被下之、人馬右同断之事、

一嗳役年五拾以上、就公用ニ所中行之節、道程壱里より送人馬可被下之、五拾以下も為差知病者ハ可為同断事、

一同役高百石以下、就公用㋐ニ〈行之節、水夫壱人ツヽ可被下之、但所中ハ壱夜泊之所より可被下之事、

右㋐之〈條々被得其意、地頭所江も早速可被申越者也、

貞享三年

寅十二月十三日　　評定所印

地頭所

（本文書ハ「御旧式類抄」一二三号文書ト同一文書ナルベシ）

右趣ニ而考候得ハ、寛永以前より狩夫一日壱人ニ付七分ツ、致上納来候處、貞享四卯年より壱人ニ付夫銀五分ツ、被下候筋ニ相見得、尤古来地頭方へ召仕来、寛永廿年より地頭狩之召留、右夫銀御物上納ニ被仰付置、其後又地頭方江相納事ニ相成居、右通七分を五分ツ、ニ而為被減少と被考申候、貞享以前如本地頭方江相納候様為被仰渡年月未詳候、

又鹿籠古帳ニ左之通見得候、

35 一享保九年辰三月、三度狩初狩相納候事、

（本記事ハ「御旧式類抄」一三四号ノ抄ナルベシ）

36の1「御通達留」

一　島津玄蕃殿　嶋津市太夫殿　肝付典膳

川上縫殿　大野七郎太夫　喜入主膳

新納五郎右衛門　北郷四郎　種子嶋弾正

伊勢兵部　仁礼十兵衛　菱刈孫兵衛

義岡左平太　祢寝孫左衛門　鎌田㋐源孫左衛門

薬丸長左衛門　蒲生十郎左衛門　野村勘兵衛

平田次郎兵衛　新納次郎四郎　中村早太

米良藤右衛門

右者、地頭所被下置候人江者當時狩夫銀半分被下置事候得共、右人数ハ御役料不被下御役相勤候ニ付、思召を以此節より以前之通、地頭所狩夫銀不残被下置候旨

被仰出旨　御意之段、右人数申渡候条、首尾係江も申渡、右地頭所江可申渡候、左候而、向後地頭所被下置御役料不被下相勤候人者、地頭所狩夫銀不残可被下候条、御規模帳ニも被載置候様、御勝手方江茂可相達候、以上、

元文二巳五月十一日　（島津久貫）主殿

（本文書ハ「御旧式類抄」一三五の1号文書ト同一文書ナルベシ）

36の2

一地頭所被下置候人、當時（ハ）〔之者〕夫銀半分被下置事候得とも、御役料不被下御役相勤候面々江者、思召を以此節より以前之通地頭所夫銀不残被下置候、以上、

元文二巳五月十一日　主殿

（本文書ハ「御旧式類抄」一三五の2号文書ト同一文書ナルベシ）

37

一當分御役料不被下狩夫銀皆同被下来候人之内、御役料被下候節者、狩夫銀半分被下候段ハ、只今之通ニ候、

一狩夫銀半分被下来候人、御役料皆同不被下筋ニ罷成候節者、狩夫銀之儀ハ、皆同可被下候、

一御隠居御方江相勤、御役料高所務被下候人、表同前狩夫銀半分被下候、其段者時々

御隠居御方より證文ニ而申来▽（ヲ）〔ヲ〕筈候△

元文五申九月廿一日　（種子島時守）織部

（本文書ハ「御旧式類抄」一三六号文書ト同一文書ナルベシ）

38

一諸外城狩夫銀之儀、御役料被下置候地頭江者半分被下、半分ハ御物江上納、御役料不被下地頭江者狩夫銀惣様被下置候得共、御借銀及太分、別而難被相續時節候故、當秋冬狩夫銀より一往都而御物江上納被仰付候、

寶暦六子七月　（鎌田政昌）典膳　（島津久柄・久馮）主殿

（本文書ハ「御旧式類抄」一三七号文書ト同一文書ナルベシ）

39「鹿籠古帳」

一三度狩之儀ニ付而、寶暦六年山奉行所より被仰渡趣相紀候処、元文五年申年細々申上候、

一地頭所狩夫銀、先年より半分ハ御物上納、半分ハ地頭

江被下、御役料無之人江ハ狩夫銀都而地頭江被下置、
私領狩夫銀も半分ハ御物上納被仰付置候処、御所帯難
被續ニ付、地頭所狩夫銀ハ都而御物上納、私領狩夫銀
ハ三ヶ一領主江被下、其餘者御物上納ニ被仰付置候得
共、給地高重出米人別出銀等之上納方、去年迄ニて年
数筈合候間、狩夫銀之儀も當春夏之納より、先年被定
置候通半分御物上納、残り半分ハ地頭・領主江被下、
御役料無之地頭江者都而被下候、

（島津久柄・久馮）
主殿
（鎌田政昌）
典膳

寶暦八寅二月十六日

（本文書ハ「御旧式類抄」一三八号文書ト同一文書ナルベシ）

40

右者、先祖杢右衛門（重政）并主膳（重順）両代加久藤移地頭相勤居候
時分之仮屋古帳、其外蒲生郷士谷口某・有馬某家ニ持
傳候古書、又者鹿籠ニ残居候御廻文留、近代者御通達
留等写集、粗致参考候処、慶長十二年未三月御家老椛
山權左衛門久高殿・嶋津圖書頭忠長殿より御狩之事為被仰
渡ケ條之内ニ、地頭狩一年ニ可為二度候、御立狩倉之
外山ニ而可然、左候而、右御定之外ニハ地頭も狩仕間
敷趣相見得、此以前ニハ見覚先無之、又寛永三年比ニ
も候哉、喜入摂津守忠政殿・嶋津下野守久元殿より百姓夫
仕等ニ付為被仰渡御状も、地頭其所之百姓曾以召仕間
敷、古来御免ニ而召仕候事ハ、春二月・冬十月一年ニ
両度ツヽ、拾五歳より六十歳迄之百姓、両日狩夫ニ召
仕事計古例ニ候間、可為其通趣相見得、寛永十五年寅
正月、地頭杢右衛門島原軍之御加勢ニ致参陣砌、自分
持百姓之外ニ狩代とシテ八人所より召列候事、前文通
相見得居、如此現ニ夫立申付候節共ハ、決而不及夫銀
筈と存候、左候得共、毎年惣人数右様地頭より現ニ軍
立又ハ狩立申付召仕事相少ク、然者年ニ両日ハ頭より
御免ニて、地頭方江可召仕古例候へ共、乍両日百姓共
不被召仕、自分稼等ニ而其日を暮候故、一日壱人ニ付
狩代とシテ七分ツヽ、地頭方江致奉公候代りニ稼出候
内より相納置、若被召仕事も於有御座者、時ヽ御座候
而被召仕可被下向ニ、年ヽ夫銀ニ而相納筋ニ可有御座、
是を後ニ狩夫銀と唱来候半、尤地頭計ニ無御座、御物

ニも春ハ正月・二月・三月一度ツヽ、冬ハ十月・十一月・十二月一度ツヽ、合一年ニ六度ツヽ、百姓共惣而公役ニ狩立為被仰付置事、右慶長十二年仰渡ニ茂相見得居、是も地頭狩同様惣人数現ニ被召仕事相少く、六日之内ニ自分稼等ニ而罷暮候百姓共、右公役之代りニ夫銀上納仕来候半、古来是を狩代と相唱、其所之行司より年〻取揃相納候而、堅固ニ為遂御勘定筋ニ相見得申候、左候而、寛永廿年未冬より前件地頭狩ハ被召留、地頭方ニ納来候春二月・冬十月一年両度之狩人とも、一日一人ニ付七分ツヽ之狩夫銀も、皆御物上納ニ被仰付、右御定狩之外、諸百姓自分狩犬山躯等ニ登せ候事、屹与御禁止ニ被仰渡、無間も又六度御狩之狩立迄も御蔵入并給地百姓罷立事ハ、正保三戌八月山田民部少輔有栄殿・川上因幡守久國殿・北郷佐渡守久加殿御廻文を以被差免、同年九月、完(夫)持夫計百姓より相立、御狩江ハ専衆中計只今ハ郷士、相立候様被仰渡、其後衆中計之六度御狩も三度ツヽニ被為減少、明暦四戌二月御廻文ニも三度御狩と有之、翌万治二亥年、諸郷鹿倉之員数迄被相糺、左候而、一日一人七分ツヽ、御物江上納被仰付置候狩夫銀も、其後又地頭江被下様被仰付、貞享三寅十二月水夫又ハ送人馬等之事為被仰渡御條書ニ、地頭所狩夫之儀、来卯年より壱人ニ付五分ツヽ、年中ニ両度地頭方江可相納旨相見得、其後元文二巳五月　宥邦(継豊)院様御代、思召を以御役料被下候地頭并私領狩夫銀ハ、半分ハ被下、半分ハ御物上納、御役料不被下地頭江者惣様可被下旨、嶋津主殿殿より被仰付置候処、御借財難之償、寶暦六年七月、秋冬共一往惣而御物上納、但私領三ヶ一ハ領主江被下筋被仰付置、同八年亥二月、先年之通半分御物上納、半分地頭・領主江被下、御役料無之地頭江者都而被下旨被仰渡、其後御三役ハ惣様被下事ニ相成候由、扨御狩之發起ハ舊遠之事ニ候半、清水之臺明寺古文書等ニ段〻狩之事有之、　御當家ニ而も道鑑(貞久)様御代、元享(亨)五年閏正月、國廻狩之御供人数賦り山田家文書ニ見覺、又　大岳(忠国)様御代、御関狩ニ而日州飫肥之野邊氏被襲取候事、鮫嶋日向入道書留ニ相見得、又新納武州肥後釘野城被襲候も関狩ニ而被押寄候事、

大口之書留ニ有、此類ニ而考候得者、地頭狩茂久敷事被相知候、然共及所見候ハ、慶長十二年之仰渡以来明白ニ相見得、正保三年以前ハ百姓共郷士同様現ニ狩立仕来事、上古農兵之餘風ニ茂候哉、士職豊太閤之比より兵者士分之常と成、農は百姓之持前と分れ為申由候得者、いまた其分れさる内より之仕来ニ而、郷士同様百姓も狩立為仕筋ニ可有御座、然とも天下一統兵と農と別格ニ分れ候故、　御國ニ而も百姓狩立之公役ハ不釣合之処より被差留、其以前より納来候狩夫銀之儀者、百姓共狩立御免後一入難有稼方相調事故、押通上納被仰付来候半、左候得者、雑貢之内ニ而も此上納計ハ往古郷士同様狩立等為被仰付遺制ニ而、今更百姓為ニも格別規模成納物と被相考候まゝ、此意味有心農民ニ者為知置度事ニ御座候、乍然浅陋之愚按、決而誤耳可有御座、去子正月任御尋、僅一両日ニ書しらへ上置、其後見當候事とも有之、再考いたし如此御座候、無御心置御補正可被下候、以上、

（天保十二年）丑閏正月九日　　伊地知小十郎

田中源五左衛門様

41

天和三年亥正月廿四日晴、（ヲ廿六）　（島津久儁）甲斐殿日記

一今日春山御初狩、御名代嶋津壱岐（久侶）殿、惣奉行町田式部（久始）殿・嶋津又五郎（久洪）殿、横目頭島津助太夫（久文）殿、家老嶋津中務（久輝）殿、用人衆鎌田後藤兵衛（政方）殿、各昨日被相越、

（本記事ハ「御旧式類抄」一二二号ノ抄ナルベシ）

右天保十年（十一カ）子正月廿一日草、翌十一年（二カ）丑閏正月九日再考、

祇園考

（表紙）

祇園考　全

（嘉永三年五月ノ著　伊地知季安著）

（中表紙）

「祇園考

（伊地知季安著）」

祇園考『伊地知季安著』

祇園考

戸柱之事

（貴久記）
「椛山玄佐自記」

一大永七年丁亥五月、忠良入道加治木江御進發之件に、同十一日、伊作江為参ヵ、（従脱カ）加治木出船して鹿児島戸柱著岸之時分、舟共餘多漕かふ、問せ給けれハ、勝久者實久に與し、御心（替カ）遣有也云々、

右戸柱は即祇園社にて、濱崎城址の麓に在り、祭神三座、素盞嗚尊・稲田姫・八王子、合せて十柱ゆへ戸柱とかけり、本社山城國愛宕郡八坂郷なり、

御社参之事

「在御文庫」

一元日、先出仕衆上覽候而御社参之事、

一同二日、福昌寺江御光儀之事、

外ニ年中御式五十七ケ條略ス、

田嶋駿（重房）河守

伊地知越(重実)後守
本田因幡(兼親)守
桑波田觀(景元)魚
石井旅(義忠)世
大寺宮音(安勝)
肝付越前(以安)入道

（本文書ハ「旧記雑録前編二」一九三八号文書ト同一文書ナルベシ）
（本文書ハ「御旧式類抄」一号文書ノ抄ナルベシ）

「伊地知越後守重實日記」

一天文廿二年正月朔日、御社参、老中御酒持参被申候、御酒もりにて候、御やかたさ〔門殿〕(ヲま)御しやく候、我等ハさし出不申候、御せく黄はん(垸飯)御さん(三献)こんハ、御やかた御より合候、後者我等さし(ヲ出申)候、(ヲを)(ヲ候)

（本記事ハ「御旧式類抄」一三号ト同文ナリ）

「在新納喜右衛門久盛」

一弘治三年丁巳七月、鹿児島御諏方房(居カ)頭役之次第、新納四郎入道忠重題目トシテ、同名各以談合相定者也、談合之（ママ）光明寺之客殿也、此時代之御屋形　貴久様に而御座候、

一天正三年乙亥正月元日、烏帽子上下ニ而(上祇)候申候、御社参之御供申候、御歸殿(上候)にて、御老中(上へ)御三獻御寄合候、各〔二〕(上ナシ)茂御酒御上候、従夫皆々在所〔江歸(上へ帰候て、御)〕椀飯ニ晩氣ニ罷出候、伊地知殿椀飯ニ而候、當所衆茂被相(上添)従候、

（本記事ハ「上井覚兼日記」天正三年正月元日条ナリ）

五社江御社参之事

「御年男伊地知又(八脱カ)日記」

一天正十年壬午正月朔日云々、其より衆中次之間にて御覽候、やかて御社参、諏方・戸柱・稲荷にては御三獻、春日・若宮ニ而者御鹽計也、御歸候得者、如恒例御對面所にて御手懸上候云々、

（本記事ハ「御旧式類抄」一八号ト同文ナリ）

「御年男伊地知右京亮日記」

一天正十二年申正月朔日、先大門あき申候云々、其（よ（ヵ後））り）御社参なり、三社はくハへ三獻参候、二社は御鹽参候、五社共ニ御ひきつき（ヵさ）百疋ツ、参候云々、

（本記事ハ「御旧式類抄」一九号ト同文ナリ）

「天正拾五年六月拾五日」

一六月拾五日、　上様鹿児島御打立也、此朝木食上人殿中江被参せ随被急候、此日ハ戸柱御祭禮舊例なれハ、上人江被仰分、御祭禮過、未刻御出船、雨不絶候得共、兼而相定御日取故也、従海上雨晴、酉刻帖佐へ御著也、

右、太閤西征御和平相成御跡より義久公初而御上洛之日記ニ見得候、

慶長五年庚子　御頭屋右馬頭殿假屋　御頭人高城六郎右衛門殿

一御頭殿左（寺山カ）四郎左衛門殿二男　右國分五右衛門殿二男

一居頭左新納勘解由次官殿　幣役喜兵衛殿　初獻作右衛門殿　三獻源十郎殿　貳獻與四郎（殿脱カ）相伴肝付越後守殿内

一同右平田久兵衛殿　幣役五郎兵衛殿　初獻與九郎殿三獻狩野介殿　貳獻次左衛門殿　相伴賀治木加右衛門殿（但平田殿内衆）

一居頭宿本左攝州假屋　右三代主膳正殿

（本文書ハ「伊地知氏雑録」三六の1号文書トホボ同文ナリ）

右通慶長五年諏方祭之頭屋者　右馬頭殿假屋座本ニ而、同七年　頭屋ハ　左圖書頭殿宅　右本田與兵衛殿宅なと年々座本被仰付来候処、明暦三年より別に所申付候左之通、

引付

屋敷壹段貳畝四歩

右者、此中御船手水主屋敷ニ而候處、此節頭殿別火所被召成候間、可有支配者也、

明暦三年酉卯月廿七日　（町田久則）勘解由

（新納久詮）右衛門
（伊勢貞昭）兵部
（鍋田政昭）筑後
（島津久頼）筑前
（島津久通）圖書

岩切嘉左衛門殿
有馬勘左衛門殿
伊地知主膳殿
新納縫殿殿

（本文書ハ「伊地知氏雑録」二三の2号文書トホボ同文ナリ）

正月元日

一少将様御社参四ッ時過ニ被遊候事、
一青銅五百疋五社江参候事、

右、明暦三年丁酉日記ニあり、

「在重信」

一正月元日（ヲ朔）ニハ數之盃ニ而かわらけ五十程云々、御社参（ヲ御下向之時ハ）〔向其時〕、御廣間にて御手かけ参（ヲ候て）〔御ん〕奥へ御入被成候、又談議所・福昌寺御出仕之時分、三はんてんしん御寄合被成候云々、

慶長十九年九月四日

（本文書ハ「御旧式類抄」三〇号文書ノ抄ナルベシ）

戸柱大明神　寄進
坪付

一右之書付従前之神輿社内ニ納置候、何比より町中へ勸請之由来不相知候、

右者、神社由緒之書拔欠、

祇園はやしの事

上井伊勢守天正十二年六月日記

一十五日、早旦罷出候云々、此晩、祇園はやし例年之ことく也、圖書頭殿より祇園はやし一覧有へく候、拙者

宿江先ツ御禮(上ミ)御(上候)する由也、鑢而使を以、目出之(上候)由申候、(上井)御兼約申置候間、打(上折)ためのしや〔し〕(上〱)く一進入候、御大慶之由也、〔随而〕(上やかて)麟臺入御候、御同前ニ祇園はやし見物申候、猩々・〔蕉芭〕(上芭蕉)・箙之梅也、不断光院なと見物被成〔候〕(上ナシ)、各御同席也云々、

一天正十二年甲申七月、鹿児島諏方居頭役之日記

萩原町之事

「上井伊勢守日記」

一天正二年甲戌十二月十八日(九カ)、福昌寺におひて坂本吉右衛門山賊を討留候節、代賢和尚即寺内為被立退義ニ付被書記趣、御老中衆又ハ我々通まて東堂様之御譯(上跡)をもとめ候て参候、漸々當町萩原と申〔候〕(上ナシ)處ニ南林寺留御申候、御老中衆皆々其許江御座候向(上而)云々、

祭禮頭屋之事

大口諏方頭屋日記元龜二年より年々有之、

慶長十二年丁未七月廿九日

御諏方之神事米進方日記

頭屋　曾本正右衛門尉

御諏方之祭礼ニ付請取申米事、

一能米五石者　山野御蔵入より

内

八斗四升五合大田雲雪齋江直渡、

壹石八斗九升此代鳥目貳貫百文

但

百文ニ付九升ツ、

残而貳石貳斗六升五合

能米壹石六升五合

衆中有米納分

外懸有、

二口　合三石三斗貳升

右拂方

七月十一日

一能米三斗　注連下酒米　酒ひらき花米

十六日

一同一升

此間略ス、

頭屋

曾木正右衞門　伊地知民部少輔

外ニ　數人略ス、

右通、祇園之事舊記ニ大永年間最早戸柱と鹿児島之地名ニ相成、其以前之

忠昌公　忠治公御家老本田因幡守兼親・大寺治部少輔安勝入道宮音等連名年中御次第書ニ、正月元日出仕之諸士御覽候而御社參被遊候ヶ條有之、現在其證據　義久公御代天正三年上井日記・同十年午正月御年男日記等に、元日衆中御覽、頓而御社參、諏方・戸柱・稲荷三社ニ而は御三獻、春日・若宮二社は御鹽計參候而、五社共百疋宛被進せ候趣、同十二年申正月ニ茂相見得、同年六月十五日祇園はやし如例年有之、島津圖書頭忠長・上井伊勢守覺兼・不断光院なと同席ニ而、猩々・芭蕉・箙之梅等見物為被成事相見得、就中天正十五年六月十五日、大閤西征歸陣之節、木食上人殿中江被遣、義久公御打立被為急候得共、戸柱御祭禮舊例之事被仰付、御祭禮相濟候上御打立、未刻御出船為被遊事、其節之御日記ニ御座候間、最早其比より格別成舊例之御祭禮證據明白ニ相見得、尤其比之御屋形は御内と唱、大龍寺邊ニ有之、町茂只今と違ひ萩原と申所なとニ為有之事共、自其以前同二年十二月ニ相見得、同五年丑二月、萩原名三段祇園社ニ被為寄進候古目録有之、旁以祇園はやしも右之萩原町より出候半、然者當分之萩原天神萩原小路邊ニ可有之、右之故欤、至今加治屋町配下之二才共より祇園祭ニ年々勤来候事有之由、左候而、五社之内諏方と若宮者　氏久公鹿児島江被為移候御時代より被為崇、稲荷ハ　忠久公建久八年庄内島津に被為崇、承元三年市来ニも御勸請、　忠國公御代市来より被為還、戸柱・春日茂勸請年月不祥由候得共、右等之向ニ而五社ニ為被召成欤、抑諏方者、　忠久公信州大田庄被為知行候御時代より、　忠時公ハ勿論、其外越前島津ニ茂五郎左衞門尉忠秀等迄代々五月會御射山之頭番被為勤候舊式、藤野氏文書等ニ有之、御當地諏方ニ而茂被準右候哉、　忠國公御代頭屋之祭禮為

被始事、永享十年・寛正六年等之舊記ニ相見得、稲荷ニ茂何比被始候哉、天正三年霜月三日、樺山殿子息并寺山四郎三郎二騎鏑流馬為被勤事、上井日記ニ相見得、祇園はやし等茂右次第候間、何茂舊遠之祭式ニ御座候半、且右躰頭屋之義、東鑑延應元年信州大祝信濃權守信重之請文ニ、當社五月會御射山以下頭役人等頭番ニ相當候節之事共相見得、御國之趣方茂元来　貞久公信濃本社御守下シ被為崇候間、右之遺風只今頭屋ニ被移傳候祭式ニ可有之、左候而、元龜二年比大口之諏方迄地頭新納忠元為被始由、實八一町衆（今之卅石）、以上之諏方講ニ而、座本を頭屋と相唱、年々七月御蔵米五石宛相請取、祭方諸拂等仕来候古帳數冊有之、當町祇園之頭屋茂右同例ニ而、毎年頭奉行より頭殿其外頭役人等江祭料諸色相渡候仕向と同様之仕来ニ可有御座、匁々右之引證ニ而考合候形行如此御座候、以上、

嘉永三年戊五月下旬　　季安草

琴月様御養子願之儀

伊勢貞昌相勤候事件調

（表紙）

琴月様御養子願之儀
伊勢貞昌相勤候事件調　全

（家久）琴月様御代　台徳院（徳川秀忠）様御二男駿河大納言秀（忠）長卿いまた國若（ト松）様と申上砌、御養子ニ被申請度思召被為在、其御使伊勢兵部少輔貞昌被相勤候ニ付、貞昌儀者治乱乃際、倭韓東西に致奔走、始終　御側ニ被召仕、数十年御家老職被為相勤、當時勲労抜群、忠誠無双ニ而、實ニ為勝輔佐之臣共可申純良之人物候得共、萬一右之事御願達被為在候ハヽ、　右大将頼朝公御以来御連續為被遊島津家御血脉夫限可被為及断絶、左候而（ト者ナシ）、何程御國勢世上ニ被為振威權候共、被奉對　御先祖様候而者、無此上茂不忠之罪難遁、理筋之勘弁無之事共、秋（山本正誼）水先生國史乃書法等ニ者、別而被評貶候哉ニ傳承居候処、和田子貞昌程の誠忠且学識茂乍有之、左程之顧無之事を相疑ひ、我等江承問候趣有之、其時代之時宜共粗考合せ、乍不束愚案左之通書述候、誠ニ誤（ト耳）事可有之ハ案中、只博古之同（ト志）士江追而及吟味度、其中暫備遺忘計之手扣迄（ト ナシ）ニ如左御座候、

一右御夫人持明様御事、元亀二未四月廿六日御誕生、御名龜壽様与申上、　貫明（義久）様御姫様三人被為（ト入）居候内ニ而最季ニ被為生、至極之御愛子与相見得、　松齢（義弘）様御書中（ト抔ナシ）ニ茂大形御かミ様と被為書有之、別而御慇懃之御詞遣ニ而、世并御姪様之御取持（ト共ナシ）ニ者難準、御勢第一可恐察事ニ御座候、

一唯（久保）様御事、天正元酉年御誕生、又市郎様と申上、松齢様御嫡子ニ而、右　持明様より二歳（ト之）ニ御年少ニ御

座候、

一琴月様御事、同四子十一月七日御誕生、　松齢様御二男ニ而、右　持明様よりハ五歳の御年少ニ御座候、

一天正十七年〔十一月〕(ト ナシ)、　貫明様御男子不被為在(ト 候)ニ付、一唯様御事御養子ニ而　持明様と御取合、　若殿様ニ被為立候由、其時　一唯様御年十七、　持明様御年十九ニ被為當候、左候而、〔一唯様(ト ナシ)ハ天正十八年正月御上洛、　持明様文禄元年之比御上洛〕(ト 文禄元)〔仝〕年　一唯様は朝鮮江御渡海、翌二巳九月八日、於朝鮮御病死、御年二十一、　持明様〔に者〕(ト ナシ)御年弐拾三、右之御凶左右、同月廿七日栗野江相聞得、御舎弟　琴月様右御跡ニ被為入候而、同三午年台許之上、若殿様ニ被為立、又候持明様と御取合被遊候由、其時　持明様者御年二十四、琴月様ニハ御拾九(ト 歳)ニ被為成候、

一慶長五年関ケ原乱後、　将軍家(ト 与)御和談段々往反六ケ敷、同七年八月比やう〳〵被為〔相〕(ト ナシ)調筋ニ成立候得共、何れ　貫明様欤　琴月様欤御上洛不被(ト 為)遊候而者、右之御成就茂難相調御談合最中之折柄、伊集院源次郎忠真謀計ニ而、平田増宗抔相語らひ而之事ニ茂候哉、國分〔方と〕(ト ナシ)鹿児嶋方と内乱差起り、既に御弓箭ニも可成立勢ニ為有之由候得共、内々源次郎(ト 義)茂加藤清正抔江連和いたし居、　御兄弟様御間互ニ表裏の説共申上込、全謀計之手筋相顯為申由、其時の事ニ候半、盛香集ニ如左、

1

伊集院源次郎科之條数

龍伯(義久)様江小傳次申上條々

一和久甚兵衛尉殿江からくりを以、京都の実否尋究、御奉公申上度由候事、

一龍伯様江従　内府様御神文被下(旧 龍)候を、〔井伊〕(旧 伊井)侍従との・山口勘兵衛尉との彼両人前より被差下(旧 候)意趣は、又四郎とのを被成御取立、　龍伯様(旧 之)一筋を被續候する〔事〕(旧 との)神文まいり候由を、誰人か鹿児嶋江言上申候よし承付候段被申候、就其(旧 従)御方念比ニ相尋申候得者、若々和久とのか(旧 如)被申候覧由、高崎千左衛門申候よし被申候事、(旧 此)

一鹿児島(旧御)諏訪江御参籠之子細も、彼又四郎殿之儀を題目(旧ニ)被成候時者、鹿児嶋方も一途可有御才覚の〔よし〕(旧ナシ)御談合〔こ〕(旧ナシ)付、七人神文被申、〔との〕(旧其)うへ加藤とのへ内略被成候由申候事、

一龍伯様於御上京者、御打立之翌日、冨〔之〕(旧ナシ)隈の事者、従鹿児嶋可有御存知之由、高崎千左衛門申候由申され候事、

一少将様被成御上洛、國替可被成〔由御望由〕(旧御望由)承(旧付)候由申され候事、

一冨隈御油断ニ而候、京都なとへも何卒御才覚可被成儀ニ而候由申候事、

一平田太郎左衛門(増示)(旧尉)可被成御成敗由、承候由被申候事、

一右之〔通〕(旧ナシ)條々物語被申候斯我々前より申候事ニ、何ほとの子細を以、ケ様之儀を〔こまかに〕(旧濃々)被聞付候哉と申候へハ、返事(旧ニ)ハ、伊勢兵部少輔前より小傳次をからくり付へき由〔ニ〕(旧ナシ)候て、高崎千左衛門(旧尉)江種々懇望被申候付、高崎千左衛門か為ニ白石惣左衛門(旧示)(旧尉)と申ものハいとこの事ニ候得者、彼白石惣左衛門を高崎千左衛門(旧尉)前より頼申候付如斯(旧此)候由▽(旧)被申候△、就其彼高崎千左衛門(旧尉)へ者、伊勢兵部少輔より知行契約の切紙を給置候よし申され候事、

惟新様(義弘)江源次郎申上條々

一冨隈より　惟新様近日可有御成敗のよし(旧候)、御油断有間鋪(旧候)由申候事、

一源次郎事は、於御前可致戦死(旧候)之由被申候、小傳次事も惟新様江不存別儀由申候、就其冨〔の〕(旧ナシ)隈の事を細々申通〔り〕(旧ナシ)候事、

一鹿児嶋の人数の事は申ニ不及、南方の人数も従冨隈からくり付被成候事、

一帖佐之人数も十人程冨〔の〕(旧ナシ)隈の人数ニ申合候、能々御用心候へと小傳次(旧方)より申越候由申され候事、

一鹿児島・帖佐より冨隈江可有御働(旧候)之間、源次郎(旧ニ)人数可致馳走通被仰付候由、▽(旧)源次郎之内山伏冨隈にて申候由、伊地知九介被申たると承候由△源次郎(旧ニ)被申候間、為申開冨隈江参▽(旧)ると△被申候得共、冨隈にては兎角不申被罷帰候事、

一冨隈より方〳〵(旧御)をからくり有之上者、帖佐よりも御からくり被成候て、可有御覽候由被申候事、
一龍伯様より於他國もを(旧御)からくり有之〔候由之〕(旧出候)事、
一他國より計策の書状致懇望、至右馬頭殿相届候(旧を)〈即依御披露、逆心の重疊致顯然候事、
一鹿児嶋於諏訪之神前被成誓紙、　龍伯様を可有御背との御議定之由、深〻と被申上、於帖佐は　龍伯様〔を〕(旧ナシ)以御分別、　惟新様御生害之由、節〻被申上候事、
一冨隈江　惟新様御越之前日、今度御申之儀者、皆以可為御偽候、　龍伯様不(旧被)〈成御同心様かと(旧に)小傳次申上候(旧之)〈事、
一先非を改、別而御奉公可申上候由申ニ付(旧而)〈、　少将様より御感状被下候処、　龍伯様江致持参、別事ニ申成候事、
一靈社之起請数通上置、不致其首尾候事、
一南郷覚左衛門(旧右)を以帖佐・冨隈〔と〕(旧ナシ)の間ニ表裡之事、
一伊〔勢〕(旧ナシ)兵部少輔墨付とり候て、可致持参候よし、　龍伯様江申上、格別之墨付致持参候事、
右之條書ハ伊集院源次郎、同弟小傳次兄弟共(旧ニ)〈関ケ原弓箭の刻より野心を企、色〳〵　御両殿へ計策の儀申上候、其筋目皆〳〵相違により、三年目ニ兄弟四人母共(旧ニ)〈御成敗候、當時阿多一所被下居候処〔ニ〕(旧ナシ)此悪心存(旧故)、源次郎(旧ニ)日州於野尻〔ニ〕(旧ナシ)御成敗、二男小傳次ハ冨隈、三男三郎四郎(旧五)、四男千次は於谷山御成敗、母ハ阿多ニて皆〻同日、慶長七年八月十七日之事也、

〔本文書ハ「旧記雑録後編三」一六八九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔季安又伊勢兵部家文書迚左之通見當れり、〕(ト ナシ)

2「舊典抜書」

○一貞昌被書置候内ニ、関ケ原御退陣以後、　龍伯様者是非共被成御弓戦可及之由、頻ニ被仰候得共、　惟新様中〻御弓戦ニ而者一たまり　たたり故ましく候由、達而御仰付御國二ニ罷成、惣別弓戦ニ成候様に諸人申候処、鹿児嶋老中比志嶋紀伊守(国貞)・鎌田出雲江(政近)〔本マヽ〕こふミれ共、黄門様(家久)御差圖被成可然由被申、已ニ鹿児嶋と國分と弓

戦ニ可相成躰ニ御座候つる事、

一抱節儀者「伊集院下野入道」　龍伯様御家老ニ而國分江　被罷居候得共、惟新様御同意ニ被罷成、　龍伯様被違御意候様成行候へ共、御家之續候様ニ被申、本筋を能被存、少も迷不被申被遂忠節候事、新納右衛門佐入道遊甫・相良日向守なとハ、高麗以来より諸事御談合被承候筋を以、鎌田出雲・比志島紀伊守なと同意ニ被遂忠候事、

一權現様　龍伯様江御上り被成候様ニ　被仰下候得共、先為御使鎌田出雲守被差上候処、　權現様被成御對面、別而忝御諚共ニ而、出雲守罷下候而、其趣被申候処、ぬかれ候而被罷下候由諸人被申、猶又御疑不相果候付、御別儀有之ましき由、起請文を御給候様にと被仰上、税所越前・竹内六兵衛尉被差上、無吳儀　權現様御誓詞被成、少も偽無之、　御家可被相立候、　惟新様御事ハ、於関ケ原御敵被成候得共、吳儀御座有ましき由、慥成御誓詞御給候間、此上ハ天下の御誓詞を御背之儀、「本ノマヽ」御果候得、御弓戦ニ而御果候共、跡ゝ迄之御名をくたされへく候間、必御上り可被成由、従此方も御誓詞之御返文被成御差上候事、

一如此上ニ而も御上之儀御無用之由、従國分達而被仰、「慶長七年八月朔日ナラン」黄門様御上洛御打立ニ而、　惟新様も御送として國分迄御越候処、國分之衆中惣別より是非共御留り被成候様にと被申旨、従　天下茂誓詞を御給被成、従此方も可有此上由誓紙御上候間、御相違候ハヽ誓紙之御罪も如何思召候、其上　御家御果候而、後代御名迄くだされべきを、道ニあらす候間、各被申儀無御同心由被仰候得者、又被申候ハ、誓紙之罪ハ國分之衆中衆かふり可申候間、是非共御留り候様にと支て被申候得共、無御同心　黄門様御上り候而、御誓詞之表ことく少も無別条相濟候而、御家如此相續候事、

（二号文書ハ㋝ニナシ）

〔㋝ナシ〕右通舊典拔書ニ有之、其時分之事、寛文二年寅九月、平田盛右衛門純正　黄門公御家譜編集之央より病氣増日候段、川上久國八拾二歳ニ而被聞及、右之件者必可被載置儀と被存付、總裁島津久通迄為被申遣状にも左

之通〕

3

口上写

此比者御物遠罷過、背本意存候、然者関ケ原之わき、伊集院小傳次冨之隈ニ被居候、國府方と鹿児嶋方之御間を色々計策を以被申妨候、已ニ御家二ツに相割躰ニ候処ニ、　龍伯様御賢慮を以、　少将様江其様子被仰越候、就其源次郎・小傳次・三郎五郎・千次・母被成誅伐、其時小傳次談合之衆も為有之と見得申候、小傳次罪科の書物御評定所戸棚ニ前ハ御座候、中帋十枚計かと覚申候、此儀者御家二ツニ成立、不軽儀ニ而、題目御文書ニ可載儀ニ候、平田盛右衛門〔純正〕も、病氣次第ニおもり候由被申候間、右之書物被遣候へかしと存候、近比乍推参、其時之様子少存候間申入候、其書物御座候ハ、、先此方へ御遣候へ、見申候而可差上候、左候而、盛右衛門江御遣尤ニ候、恐惶謹言、

〔寛文二年〕壬子九月晦日　　川上商山久國

島津圖書様（久通）
まいる人々御中

（三号文書ハ（ト）ニナシ）

〔（ト）右之通相見得〕右案文にも候哉、川上家文書ニ有之、然共是年十月十七日純正も病歿、　黄門様御譜半成就ニ而、慶長八年以下者田中五右衛門國明編撰と承及候得者、右様久國被仰遣候而僅十七日目ニ者被歿せ候間、弥被載せ候哉無覚束、左候得共、前件盛香集ニ見得候條書者、必久國御評定所戸棚ニ為有之と被為覚候小傳次等罪科之書物ニ有別条間敷、（ト）且〈又源次郎〔抑（ト）ナシ〕加藤清正江〔及（ト）ナシ〕連謀（ト）仕〈居候〔而致露顕候〕次第ハ、（ト）亦〈鹿屋壱岐守兼長（ト）自日記ニ〔（ト）相見得候、如左〕左之通〕、

4

〔（ト）ナシ〕〔鹿屋文書〕〕

○

一慶長四年己亥、伊集院源次郎殿就謀叛、明年之落城迄庄内江相詰奉公之事、

一慶長五年庚子、美濃守〔國欠〕関ケ原江御出陣御供申、同九月十五日合戦、忽破ちり〳〵、某中國（ト）國を陸地ニ備前〔之（ト）ナシ〕國へ渡〔り（ト）ナシ〕候得者、海表（ト）彼ニ者薩摩入之由候而、黒田甲

斐守殿・肥前龍造寺・〔橘〕(ト立花)左近将監殿・加藤主計頭殿、
其外諸軍勢出立ニ相交り(ト打)、肥後八代川田村庄屋所江加
藤〔殿〕(トナシ)宿陣、軍衆一日逗留候事、
一彼(ト之)庄屋、先年御弓箭之刻、某知人之故ひそかに忍ひ
寄致内通、諸大名衆着集(ト差)り、薩摩方軍之評定(ト儀)有口傳、
相談念を入承届、又庄屋所へ前川上三河入道殿御宿被
成(ト候)ニ付、肱枕老江彼庄屋より御傳言の條々之事、
一伊集院源次郎殿より薩广方こまか成繪圖并所々地頭衆
を書立、彼地へ被差遣候事、
一からくりハ何時も船手より入(ト方)〔す〕(ト候する)間、諸廻船江御用
心之事、
一伊源次郎殿肥後表からくり両度之使衆家名者口傳ニ有
之〔候〕(トナシ)事、
一川田村かやなき湊より某両度小舟を仕立、使薩摩方へ
被送届候事、
一川上左京様墓所連々之掃除(ト地)等、〔今度〕(トナシ)鹿屋三右衛門
殿見及御存知之前候事、
一十一月十日ニ者芦北表江打出、諸軍勢之物頭相しるし
長登里(嶮)数等迄見及、其夜網木浦より山ニ入、前後忘月
星を〔方〕(トナシ)宛ニ心得、急き出水表御番大将紹益(忠長)様・御地
頭本田六右衛門尉(正親)殿江右之條々申入、御道具衆両人并
送馬被相出、帖佐江急き　惟新様江彼地之様子細々申
上候事、
一伊勢平左衛門〔尉〕(トナシ)殿為御使〔ト〕(トナシ)、敵陣之催等態与山くゝ
り〔を〕(トナシ)被遣候而茂是程迄ハ有間敷候、今度為御家〔之〕(トナシ)
忠節御大慶の御意ニ而、後日御褒美可被加之由被仰聞
候事、
一龍伯様　少将様江早々可申上任御意、則冨隈江新納四
郎左衛門〔尉〕(トナシ)殿同心を以、鎌田出雲守殿・平田太郎左
衛門尉殿江申上候処〔ニ〕(トナシ)、　御両殿様御前江被召出、
彼地之様躰具ニ申上、忝御禮、御使猿渡新助(ト介)殿ニ而被
仰聞候事、

〔右之〕(ト此)外前後之(ト ケ)条〔書〕(トナシ)略于〔此〕(ト時)兼長初名三右衛門と
申時之事〔候〕(ト二而)、▽(ト)八代川田村庄屋より川上肱枕江伝
言之ケ条ニも三右衛門与有之△源次郎〔兄弟〕(トナシ)肥後之

(ト)加藤氏ニ致連謀居、御國中繪圖等遣置、船手より討入給候様相頼置、左候而、〔清正江密ニ使を以致謀策置、竜伯様、惟新様抑御内々龍伯様・惟新様抑御兄弟御間江右ケ条之反間申上、何卒して内乱起立候節、間へ前件之通反間之企仕、御互被為及内乱候節、肥軍加藤氏抑江内應仕、内外より討勝候半与之計策及露顕候者、右之鹿屋三右衛門関を船手より招入れ可致内應与之謀計、右之三右衛門関ケ原帰陣ニ右之庄屋より承付、早々山道忍帰、右之通為申上比より龍伯様・惟ケ原陣後帰便ニ承得、早々山路より忍帰、逐一御三新様抑細々被聞召通候事ニ可有御座、然共関東方与御和談之御往反最中ニ而、両殿江申上、別而御心得ニ被為成候得共、猶其比関東方三年者何分共未相片付、御國中御危難之御候故、穏便被差置候半、然者前件通之と御和談未被為調、御國中致揺動折柄ニて、先暫穏浮説益申散、既ニ可及内乱御、亦候相顔御一和被為成而左之通候欤)便ニ被秘置候半、左候処、其後茂肥後へ幸侃後家・小傳次より両使差遣、益陰謀仕、餘程世上も危く成行候哉、帖佐・冨隈之御間彼是御問合之時分、左之通〕、

5「本田吉十郎蔵本」

○　敬白起請文之事「てうさにて、但御上洛ニ付而冨隈と御かけひき御使共有之刻」

一上方御弓箭以来　内府様(◎へ)江被仰隔ニ付而、　惟新様御

一人之御氣遣最中(◎ナシ)〔ニ〕候、就夫縦世上人逆心雖有之、

惟新様を不奉見捨、拋身命無二之御奉公可仕事、

一計策之儀、従何方申来候共不入其案、則可致言上(◎之)〈事、

一御為ニ可罷成儀承付候者、不寄善悪實否(◎ナシ)〔ニ〕可申上(◎之)〈

事、付御隠密之儀被仰聞候共、曾以口外仕間敷(◎之)〈事、

右條々若令違犯者、

(神文省略サル)

慶長七年

七月七日(◎五)

▽◎本田助丞△

「本田美作守」元親

▽◎同勝吉△　親次

伊勢平左衛門尉殿

▽◎参△

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一六五三・一六五四号文書ト同一文書ナルベシ、(ト)ニナシ)

6

○　起請文前書(◎之)乃事

今度　竜伯様又四郎殿を少将殿ニ被思召替、(◎食)〈京都御

朱印を御申下之由、乍承付不致言上、構疑心申之由被

聞食通之旨、被仰知驚存候、就夫拙者事者毛頭不承付

候由、重疊申上候処、無吳儀被聞食分、此上者無御別

儀謂共条々被仰聞、誠(◎案)安堵仕候、於自今以後、如何様

之讒人在之而、如右雖申妨、不残疑心、(◎互)〈御熟談之上

を以、御家御長久之調儀可仕外、不可存疎略候、若此

旨於偽申上者、

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一六七五・一六七六号文書ト同一文書ナルベシ)

7 ○　起請文前書之事

一今度之謂事、拙者毛頭不存寄通申上候処、無残所被聞食分、安堵仕候事、

一於自今以後、如何様之讒人在之而雖申妨、無腹蔵申上、互無御疑心御熟談之上を以、當家長久之調儀所希候事、

一従京都御嘱之儀被仰付(◎下)候間、當家の(◎之)御為を存、御嘱可然之由申候ヰ、曾構私曲非申儀候事、

右之旨於令違背者、

御神名如常、

慶長七
八月十日　　惟新

進上
竜伯尊老様

（本文書ハ「旧記雑録後編三」一六七七号文書ト同一文書ナルベシ）

〔右通(ト)御取成等貞昌被書置通、國分御家老よりハ伊集院抱節等被申上候半、左候而、　黄門様御上洛被為決、此月朔日鹿児嶋御打立ニ而、　惟新様も國分迄御送、右様御進上被遊、御一和被為成候筋ニ被相考、然共其内右之御掛引等御秘事ニ而、諸人為存者無之候欤、山田四郎右衛門聞書ニ、其比之事碇山次右衛門久包入道道鉄之咄とて左之通、〕

8 一龍伯様　惟新様　中納言(家久)様御間柄大かたに御成なされ、召仕の侍なとも三方入組の様に成立、世上段ゝ念遣(ハ)く敷風聞も有(ハ)く、如何と存候処に、或日　中納言様前の濱より御船にめされ、何方に御出とも御意なく、加治木に向て御船を〔遣(ハこか)〕れ候、御供の面ゝ、是はとふそとおもハれぬる処に、帖佐の方より御船と見へて、一艘中納言様御船にさし向きて漕(ハき)くかけける、御供の衆も一大事只今そとて、こふしを握居候に、此御船に　惟新様被召候而被成御座候而、　中納言様御船とつれ立参る事候、御供の衆(ハ相)く互にねらミ居候に、程なく濱の市に御船着いたし候、國府新川にむけて御出被成候に、新川には　龍伯公より関をすへ置れ、往来別而稠敷被仰置候付、　惟新様(ハ公)　中納言様御通可被成与被仰候得共、　龍伯様より被仰付置候趣も御座候間、御通申儀

者不罷成候と申て、関をひらき不申候、此時すてに相互に必死に相見へ、刀の柄に手を掛候に、　惟新公中納言様、いや〳〵其方共か大かたにハなすまし、龍伯公ニは此方共が委細に可仰上候間、ひらに〳〵関を開けと御意によつて、関をひらき御通にて〈旧候〉、左候而、冨隈に御二人なから御出被成候、御供之衆何たる事哉出来候ぬとおもひ、御供之面〻すはに血のうきたる人は一人もなく候、もの申人、ましてやなし、暫ありて御書院に、所〻高砂の尾上の松も年ふりてと、御三人様の御聲にて御諷聞へけれは、御供の衆ハ、此時すはにも顔にも血うきたり、目出度かほ相見へ候、惟新公　中納言様御〈旧同〉道にて御帰被遊候而、ほとなく押川強兵衛・中村氏に被仰付、鉄炮にて平田太郎左衛門を討候、御中あしく成立候事〔旧ナシ八〕、太郎左衛門しかたと申事候、碇山氏被申候、季安按、無程御討候者源次郎にて、太郎左衛門子新四郎同時に横死也、左候而、太郎左衛門被討候者、又其後の事ニて末に詳也、

（本文書ハ「旧記雑録後編三」一六九七号文書ト同一文書ナルベシ、〔ト〕ニナシ）

右通〔ト御ナシ一和に被為成〕候而、〔ト琴月様弥弥　琴月様〕御上洛〈ト〉ニ被〔ト為ナシ〕相究、野尻迄御出〔ト馬立被遊〕、源次郎にも御供被仰付、同月十七日狩立に被差立、前以穆佐地頭川田大膳亮國鏡・須木地頭村尾〔ト松柄重候源左衛門重候入道笑栖〕等江、極内密被仰付置趣有之、穆佐士押川治右衛門・渕脇平馬抔於狩場怪矢の筋ニ而射殺之、其外弟母抔も〔ト段〻御手筈嶋津右馬頭殿等江被仰付〕、同日谷田〔ト山〕・阿多〔ト等〕邊ニ而皆共被討滅候〔ト上御上洛被遊ママ等儀茂如左、但源次郎誅伐の事者、別段先日中書述置ゆへ略于此なり、〕

9「末吉伊地知蔵本」

一慶長八年八月十七日に、鹿児島浦の谷山ニ而、伊集院千壽〔次カ〕殿・同三郎五郎殿御兄弟御腹之時、討初の敵にて刀疵二ケ所負申候、立相谷山大左衛門殿・石塚才右衛門殿、

慶長八年霜月十五日　　生年二十五才調早　　松本權兵衛尉

（九号文書ハ〔ト〕ニナシ）

〔右趣(ト)、御討仕舞、猶糺方等御跡へ被仰付置候而、琴月様者細島より御出船、御跡ニ而御糺ニ付而如左、〕

10「本田吉十郎蔵本」

○　覚

一去年十月肥後江両使之儀、「幸侃」後家・小傳次企之事、付かけ繪進られ候事、意趣三ケ条并返事之時、肥後よりも両使罷下候事、

一去年後霜月両使の事、前かとに五人神文の事、

一肥後より到来ニ付、諏訪にて五人神文之事、

一当年四月刀のほせ候事、使助左衛門(旧尉)〈、

一阿多にて甚吉申候一儀之事、付八木之事、

一専次所にて承候一儀之事、六月廿六七日比欤、

一一左右次第つゝきのふれ申置候由、従有方注進候事、

一有刀(旧方)にて拾二人(旧六)之事、

一「高崎カ」千左衛門かこしまにて申(旧候)〈事、

一御書被下候間、前之儀さし捨御奉公之事、付有方へ甚吉を以此由申候事、

一肥後よりの書状渡シ候時之意趣之事、付小傳(旧次)〈意趣之事、

一右之書状渡し候ニ付、口外無之様子と書物〔(旧取)にて〕可申由候事、

一冨隈にて一儀勘左衛門申候事、付あやの事、

慶長七
九月三日

（本文書ハ「旧記雑録後編三」一七〇〇号文書ト同一文書ナルベシ、(ト)ニナシ）

11「仝」

○　起請文前書之事

今度白石営三・同名惣右衛門被成御糺明候、就夫隠密之儀共、口外申間鋪事、

右之旨、若於偽申上者、

慶長七
九月三日

（本文書ハ「旧記雑録後編三」一六九九号文書ト同一文書ナルベシ、(ト)ニナシ）

〔自其(ト)　琴月様御上洛、同〕年十二月廿八日、於伏見

權現様江御目見被為濟、弥御和睦之御成就為有之由、然処其後にも又四郎〔殿〕(ト ナシ)御養子一件又候萌立候哉、如左、

一同十五戌五月十六日、　琴月様初而中山王被召列、御参勤とシテ御發駕有之、〔御〕(ト ナシ)中途に茂被成御座砌、又四郎殿一件源次郎〕反簡計にも無之候哉(ト 欠)、國分御家老平田太郎左衛門増宗事茂、如何様右之心底哉に　松齢様被聞召上趣も有之候哉、押川強兵衛公近(ト 二)江極内密被仰付訳有之、同六月十九日、於入来土迫門、桐野九郎(ト 左)右衛門と両人ニ而増宗通掛候を待受為致賊殺趣、押川公近一代記又者盛香集等に〔相〕(ト ナシ)見得候、

一平田太郎左衛門増宗叛逆の根元は、偏執より事起れり、其故は、幸侃亡ひて後者、増宗〔か〕(ト ナシ)威勢強候て御仕置をも我意に任する事多し、圖書頭(島津忠長)御家老職と成、増宗か上に居し、自然に〔彼〕(ト ナシ)威勢をおさへらるゝ、於是増宗思ひける(ト ハ)、我か家ハ数代家老職をも勤来れり、今圖書我上に居て威勢を奪ひ、心のまゝに國政をなす事こそ遺恨の次第也、所詮、　黄門君を奉毒殺〔程〕(ト ナシ)ならは、　龍伯公御孫〔成〕(ト なれ)は相模守(島津久信)守護職と成給ふへし、此人に忠節せは、於國政は我か儘成るへしとおもふ悪念を起し、亦垂水迄を領し給ひても不足なし(ト り)と竊にすゝめし故佐土原へ移給ハすと、實否は不知、(ト そ)この時風説為有之由、かよふの訳有ゆへ、増宗か悪事露顯の後も御隠密ニて世間にしれす、慶長十五年　黄門様御上洛之節、　惟新様御蔵入河(ト 川)内高城に有之、為御取持御代官押川強兵衛差越居候を、久見崎御仮屋江被〔召せ〕(ト 為召)、土持平右衛門御取次を以、平田太郎左衛門重科ニ付、可被(ト 相)召禿思召有之、三ヶ年以前、島津下總を以、入来(ト 院)衆中桐野九郎右衛門へ被仰付候得共、今以討不得候、御留主(ト 守)に被召置候儀、御念遣被思召候間、山賊〔の〕(ト ナシ)姿にて打果可申由被仰渡、則御請申上候、太郎左衛門事就御上洛、為御馳走人久見崎江相詰候故、其晩旅宿へ忍入候得共、種子島左近将監咄に被参、曉帰故不遂本意、　黄門様翌日御出勤(ト 船)ニ而、太郎左衛門ハ地頭所入来之様差越候、強兵衛も加治木江罷帰、齊藤某と申も

のを入来江遣置、太郎左衛門〔尉〕(ト ナシ)動静ニ氣を付居候処に、入来より私領郡山へ参候を承付、走帰告候〔ニ〕(ト ナシ)付、早速加治木打立候、然共　惟新様御代毎年六月十九日、於御城諸士江御振舞被下候、強兵衛〈ト 儀〉御代官ニ而難迦、取次を以、私姉菱刈表〈ト 江〉〈ト 在〉罷居候、三日前産仕、大切相煩候由申来候間御暇被下度、且又恐多奉存候得共、御薬をも頂戴仕度旨申上候得者、上にも御察〈ト 候〉ニ而御暇被下、御薬をも可被下候間、御前ニ可罷出旨被仰渡罷出候へハ、大切之科人ニ而候、若討損候ハ、一節肥後表へ〔欠落可致〕(ト 可致欠落)候、其内妻子等は御臺所〈ト 江〉に可被召置候旨御意ニ而候、強兵衛より申上候は、他國の儀者不罷成候、自然討〈ト 打〉損候ハ、大口邊〈ト 江〉うろたへ可罷居候、召捕八付被扱候様ニ申上置差越候、且また入来衆中桐野九郎左〈ト 右〉衛門地頭増宗に仕違、其頃薗牟田へ致中宿罷居候を案内に召つれ、郡山と入来の境土瀬戸越に鹿垣を切待かけ候処〔に〕(ト ナシ)、同年六月十九日、増宗上下七八人にて罷通候をやり過し、両人一同に鉄炮放かけ、太郎左衛門江當り、太郎左衛門刀を半分計拔かけまろひ候を見届、立退候、扨増宗誅せられし事、いまた宿元江不知内討手向、妻子のこらす打殺しける、下部の逃て近所川上因幡守屋敷江為参を見たりといふ老人の咄ニて聞〈ト 之〉、増宗か屋敷上戸柱邊也〔し〕(ト ナシ)とぞ、

右通見得たり、季安按に、宿元へ討手向られ妻子残らす討殺けると云より下の文ハ、同十七年子四月廿六日、増宗弟越前守宗親宅へ、児玉筑後〈ト 守〉利昌抔上意打〈ト 討〉ニ為被遣時之事を附會いたし候半、増宗討せらる頃まてハ國分〈ト 様〉茂御存命、極密之事候哉、　黄門様御中途ニも相見得〈ト 聞〉、如左被仰進〔せ〕(ト ナシ)候、

13

○追而申入候、平田太郎左衛門不慮之儀候而相果候由風説候、於必定者為何者之仕候哉、糺付度事候、御才覚尤候、様子委不知候間、重而念比に可被仰聞候、誠惶敬白、

（慶長十五年）七月七日　　陸奥守家久御判

進上
惟新様

（本文書ハ「旧記雑録後編四」七〇六号文書ト同一文書ナルベシ）

左候而、八月六日駿河〔ニ〕(ト)御着、同八日　御登城、凡日数拾五日程御滞府、其間に　琴月様御内〻ニ而被仰上候ハ、　私妻四拾歳御恩徳記ニ者其時分〔ニ御年〕(ト公御事)　如此ニ書記候へ共不合也、(ト)と　罷成、是迄世續の実子出生不仕候間、乍恐御二孫　御國様を跡目ニ申請度奉存由御申候処、　權現様御諚にも、　琴月様御事未御年茂御若御座候条、御息様定而御出来可被成候迚御領掌無御座〔ト候〕、若又萬一も御跡目御事欠候ハ、　御一類中成共何分にも御事欠有之間敷趣を以、本多佐渡守正信殿より委被申傳、乍其上同十九日御暇〔乞〕(ト)の時分欤、　權現様御直にも被仰談置趣共被為在候而、翌廿日如江戸御立被遊候筋被考合〔せ〕(ト)申事候、尤前文委申達候との詞者正信の書中に有之、愚按仕候処、其委訳者外之事にも有御座間敷、其節　琴月様御年三拾五真盛の御齢ニ被為入候間、必召仕之女共御側ニ折角被召置度、左候ハ、御子様方之事共ハ、誠ニ不謂御機遣と之趣、御直に御承知為被遊儀別条有之間敷、語脉参考被仕事ニ御座候、夫故左条之通成立候半、

一同十六亥正月廿一日、　貫明様於國分御逝去〔、(ト之節)　其年六月〕、　持明様御事(ト者)御忌〔(ト請)服受〕として、〔(ト)御夫婦様共〕國分江御参越被遊〔(ト候処、其後)直に夫限被為及御離別〕、御忌明候得共御迎不〔(ト参候)被遣候ニ〕付、別而御腹立為被成趣、舊傳集〔(ト)其外伊地知周防介重康筆記等〕に相見得、〔(ト此説共決而可為正説)無紛正説哉〕と奉存候、子細者前件にも書述為申通、　琴月様にも此御年三拾六、別而御壮盛ニ被為居候得共、持明様御事者其御時最早四拾壱ニ被為成、　御子様抔可被為持御年茂大形被為打過、其上世上〔(ト)ニ江者〕(島津久信)又四郎殿またハ其御息菊袈裟(久敏)殿を御養子に〔(ト)と〕取持(ト向之)〔度〕御家老衆も國分方ニ者猶(ト相)残り居候哉ニ風聞等も有之、　松齢様　琴月様なと尊慮の程今更奉恐察候処、〔(ト)何分にも〕いまた其頃御養子共可被〔(ト)為〕遊思召者毛頭不被為在候半、然共　持明様御事者　貫明様至極之御愛子(ト様)ニ〔(ト御座候得者)而、琴月様者其御聟様ニ被遊御座候得者社、前件之通致搖動候内乱茂被為及御静謐候御事故ニ哉〕、

右〔躰〕(ト ナシ)御齢被為越迄之間、〔外ニ〕(ト ナシ)御側室等被為置候儀、〔被為対 貫明様江被対上何分ニも〕(ト 貫明様江被対上何分ニも)〔貫明様ニ〕(ト 貫明様ニ)御不孝之御心入ニ成立〔与之御遠慮欤〕(ト 事故)、深御慎被為居、一切御内妾等不被召置、御時宜合差知候事ニ〔被考〕(ト 御座)候得共、　松齢様御書中にも被為書候様、至此頃迄子孫無之候間、大かけ道と存候処、思之儘之男子誕生、奇特共中〻難述言語と御書為被遊御情合ニ而、〔其〕(ト ナシ)御誕生無御座以前之御心遣奉恐察候処、〔右通〕(ト ナシ)　持明様〔御事〕(ト ナシ)四拾壱〔歳〕(ト ナシ)被為成、　御子様御出来不被遊迚、　御家督様〔御〕(ト ナシ)三十六〔遙〻御壮盛〕(ト 御壮盛遙〻)之御方へ、右様風聞之通早〳〵敷又四郎殿父子抔を御養子にとの取持仕人有之事共、誠〔ニ〕(ト ナシ)存外至極に可被思召、御人情〔の程〕(ト ナシ)不及申成行御座候、左候得共、何れ　将軍家御詞を茂御承知無御座内者、御側女中〔等〕(ト ナシ)被召置向之御内談共　持明様御方へ〔中〻〕(ト ナシ)可被仰進せ御都合ニ無御座、夫迚表向　将軍家持へ〔抔カ〕(ト 抔)　御内妾被召置度旨御願可被遊事茂、亦〔御〕(ト ナシ)人情可被〔為〕(ト ナシ)恥御事ニ而、幸前〔年〕(ト ナシ)駿府江御参勤の〔御〕(ト ナシ)序、　國若様(ト 松)御養子貰ニ被為相託(ト 託)、　松齢様兼〻御内實〔被為及〕(ト 之)御心配〔候意味〕(ト ナシ)を、貞昌より得与本多正信迄申移置候而〔哉〕(ト ナシ)、弥御工面之通、御側女中を茂可被召仕向ニ御内命を被為蒙候事ニ為成立〔筋〕(ト ナシ)ニ者無御座哉、夫故右之上意を　松齢様奉初古老之面〻被為承知、誠ニ無此上茂目出度御沙汰と何れも奉感候(ト 之)、自其〔直ニ〕(ト ナシ)御家老衆ニ篤与御密談之上、右次第　持明様御事者一往國分江御〔隠居〕(ト 滞留)之筋に被申上、(ト 左)候而、　琴月様御側江者女房衆餘多可被召仕候御議定ニ而、島津備前守忠清女・鎌田播磨守政重女・相良日向守長辰入道閑栖女抔、右御〔服受〕(ト 忌明)之頃より(ト ニ)哉、追〻為被召仕筋ニ可有御座、然者舊傳集江　持明様別而御腹立と書記候儀(ト を)も、只御迎不被進せ計に〔も無御座、伊地知周防書置ニ者御離別と迄書置、其上右通御側室〕(ト 而茂有御座間敷、専右之御側女中)為被召仕事共被〔聞召及〕(ト を)(ト 及聞召)而之事ニ可有御座、夫より　持明様御事(ト 者)國分御上様と〔為〕(ト ナシ)申上〔筋〕(ト ナシ)、▽(ト)終ニ國分江御隠居為被遊与相見得、是ハ△決而深〔き〕(ト ナシ)御賢慮被為在而之御取捌哉ニ被考合せ申事御座候、〔尤伊地知周防書置趣ハ左之通、〕(ト ナシ)

14
〔(ト)ナシ〕
〔「伊地知越右ヱ門蔵本」〕

一伊地知周防介重康病中書置(ト)ニ云、親勝(重房)左衛門事琉球都〔(ト)ナシ之〕島ニ竿打〔(ト)ナシニ〕被仰付、慶長十五年〔(ト)ナシニ〕罷渡申候、龍伯様同十六年の正月廿一日〔(ト)ナシニ〕御死去被遊候、同十五日之晩ニ奥江拙者被召寄承候者、勝左衛門事　御かミ様江被進候間、御奉公可申之由帰中申「朝欠」候ハ、我等前より可申聞(ト)朝せ(ト)遣之由直ニ被仰聞せ候、同六月ニ國分江御服ニ　御夫婦様御出被成、直ニ　御上様御離別被遊、國分ニ御勘忍被成候、〔(ト)ナシ同〕八月八日〔(ト)ナシに〕勝左衛門琉球より鹿児嶋ニ罷登候、我等承付候て追付罷越、　龍伯様被仰〔(ト)ナシ付〕置候様子、勝左衛門江申聞せ候、其後　中納言様よりも承候者、少左衛門事ハ　御上様江被進候間、無別儀御奉公可申由御意ニ而候、拙者事ハ若候間、鹿児嶋江可被召仕之由被仰聞せ候、如其罷移▽(ト)候而△御奉公申上候、其後勝左衛門事、　薩州様御養子御使被仰付、紹嘉(喜入久正)老両人同前ニ其首尾申候事云々、

〔(ト)ナシ但薩州様者即　寛陽公ニ而、　持明様之御養子ニ被為成候事ハ末章ニ御座候、〕

一同十七〔(ト)ナシ年〕子三〔(ト)ナシ四〕月頃之ニ者、右御側〔(ト)ナシ女中〕之内〔(ト)ナシ江〕　權現様御内命〔(ト)ナシ為有之其〕通、果而鎌田氏御懐胎之御模様相相「本マヽ」催候処、國分方御家老平田越前守宗親抔、如何様此上にも猶内存ニ取企候事茂有之候哉、國分御上様御姉聟嶋津守右衛門尉彰久の御子前文又四郎忠仍殿御事者、　御上様御甥ニ而候故、其御子息菊袈裟殿を　竜伯様御一筋と申立、御養子被遊筈哉ニ段々世上風聞仕候事有之、畢竟此事増宗弟之右越前(ト)守等が取企にも候欠、児玉筑後守利昌・三嶋本覺坊江被仰付、同年四月廿六日、右之平田宅江押入、一族都而拾八人誅戮為仕由、乍其上茂猶風聞不相消候哉、同年六月、比志島紀伊守國貞を以又四郎殿方江直ニ成行被仰糺、同十六日左之通誓表迄為被差上筋ニ相見得申候、

15
○　起請文前書事

一國分御上様(◎ヘ)江我々親子進退之儀ニ付、御内談申上儀無御座候、勿論従國分茂被仰儀無之候事、

一菊袈裟事、　國分御上様御養子ニ罷成由風聞仕候哉、
努〻不寄存儀候之条、國分又何方へも不致御内談候、
於自今以後(◎茂)も此等之企申間敷候(◎之)事、
一何篇　奥州様御為ニ可悪儀を存企間敷候、自然世上於
取沙汰(◎も)茂承付儀候者、早〻可申上候事、
右之旨若於偽申者、
（神文省略サル）

慶長十七年壬子六月十六日　又四郎

忠仍（花押）

きくけさ▽◎血判△

比志島紀伊守殿

（本文書ハ「旧記雑録後編四」九〇五号文書ト同一文書ナルベシ）

右(ト之)通血判迄御取付候上、同年七月、伊勢貞昌を為御
使御當地被差立、駿河・江戸江被遣　權現様并　台徳
院様江被仰上候者、数度之御厚恩ニ而御取立為被下儀、
何分にも忘却難仕候間、何卒(ト也)而奉謝度、然者及四拾歳、
（公者三十七、按ニ此時持明様こそ四十二被為成候、）世継之實子出生不仕、恐多奉
存候得共、　御國様を跡目ニ申請度旨、先年（十五年八月、中山王被召列駿府(ト河)御滞府之時也、）於駿河御内證申〔上〕(ト ナシ)置候、右之御返事致
承知度使者差上候間、御前御仕合を以御披露頼入由之
御口上并御状ニ而、同八月駿府江上着、本多佐渡守（正信）
殿江相付成行被申達候処、去比當府ニ而御暇乞之節、
将軍様御直に被仰談置候通、今以御前ニ者御失念不被
遊、そなた様御事弥御年茂いまた御若候間、御側女中
等被召仕無御油断御稼候ハヽ、御息様決而可有御出生、
乍然當十月、江戸江御鷹野之筈候間、御一所ニ奉伺候
半との御達ニ而御返翰同八日被相渡、自其貞昌如江戸
参越、本多上野介（正純）殿江茂被申上候處、同断之向(ト候)ニ而
同十七日御返翰被相渡、下國有之候由、此事乍恐今更
愚按仕候處、表向者右様御養子御内願之御返事〔之御〕(ト為)
承知、貞昌為被遣様御座候得共、内実之御趣意者、去
頃駿河御参府之砌、　權現様御懇命之通、　惟新様者
不及申上、國中古老之臣〔等〕(ト ナシ)ニ至り、是程難有上意者
外ニ有御座間敷与皆以至極奉感悦、則より段〻内談之
上、　本御前様者國分　龍伯様御跡江御隠居ニ而、御

側江者年比相應之御内證段々被召仕筋ニ被取計候処、
果而最早懐胎いたし五ケ月(ト)計相成候女中茂有之様ニ成
立、誠以御厚恩之上意故、如此都合ニ為相成趣茂極内
證より御禮ことくニ貞昌より正信迄口状ニ而為被申上
置事共ニハ無御座哉、左候而、貞昌下國有之、無幾程
同年冬十二月九日、鎌田氏御産有之、　御男子様御出
生被遊、　松齢様御機嫌不斜、直ニ御名をも兵庫頭様
と被為付進候筋(ト被相考)〔ニ被考合せ〕申事御座候、左候而、翌
夏右成行之御届ことく、又候左之通為被仰遣欤、
一同十八丑五六月頃にも候哉、伊集院伴右衛門(ト尉)〔尉〕久元
御使者ニ而、又々御養子願之御返事聞とシテ被差登せ
候事有之、是亦愚按仕候処、先年於駿河　權現様難有
御懇命之通、其以後御内妾共被召仕(ト候)〔候〕御都合ニ成立、
去冬果(ト而)〔而〕御男子様迄最早御出生有之、偏ニ御懇命故、
御國中内乱之事も無御座、　松齢様初上故老之者共至
極難有奉存候情合茂、内分如御禮正信迄久元口述を以
相咄置、表向者矢張去頃之御返事被為聞向之御使ニ候
半、夫故佐渡守殿御返書にも、第一　御息様御誕生之

御祝儀被申上、去頃駿河御暇乞之時分、御直ニ被仰談
候通、今以御失念不被遊、去年伊勢兵部殿被登候節も
其通申達置(去年之場ニ書置なり、)定而言上為被仕筈候、此度伊集院
殿ニ而被仰越趣茂又々申上候処、不謂御機遣と一段御
機嫌能、　御息様御一人ニ而者猶御徒然ニ可有御座候
間、無御油断御稼被成、御兄弟(ト衆)〔衆〕如何程茂御出来候
様ニとの御諚ニ而、同年七月、左之通御返翰被相渡候
半、

▽◎尚以何様御面拝之節、積御事共可奉得尊意候、以
上△
御息様御誕生之儀、公私之大慶不過是候、去年伊勢兵
部殿御(◎候)越之刻も、御養子之儀被仰下候間、其通申上候
処(◎ニ)〈、去時分當地(◎ハ)江御下向之節、　御國様を貴公様(◎御)跡
目ニ被仰請度由御申(◎上)〈候(◎ハ)得共、未そなた様も御若御座
候条、御息様定而御出来可被成候間、御領掌無御座候
き、其上(◎ナシ)〔に〕も達而被仰候処(◎ニ)〈、御跡目なと御欠事候
ハ、、御一類中成共何篇(◎も)ニ茂そなた様御欠事之様(◎候)ニ(◎ハ)〈

被成間敷候由、御内々ニ候間、其段委申達候つる、其上茂(◎も)如何(◎ニ)と貴公様被思召候(ニ)(◎ナシ)付而、御暇乞之時分御直ニ被仰談候キ、　将軍様今以其儀御失念不被成候、其通去年伊勢兵部殿(◎へ)江申達候、定而言上可被成候、今度者伊集院殿(◎ニ)被仰下候間、又(と)(◎ナシ)申上候処、不謂御機遣共之由　御諚被成、如何にも　御機嫌能一段之御仕合共ニ御座候、御一人ニ而者御徒然ニ可有御座候間、無御油断御稼被成、御兄弟衆如何程も御出来候様(◎ニ)肝要之御事(◎ニ)候、併御身命(も)(◎ナシ)御草臥不被成候様ニ、御心持御養生専一ニ候、此一言之儀者惟新様へ不相聞候様ニ、御隠密可被成候、恐々(◎惶)謹言、

本多佐渡守
正信▽◎花押△

(慶長十八年)
七月晦日

羽柴陸奥守様
▽◎人々御中△

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一〇二六号文書ト同一文書ナルベシ)

右御状年号茂無之愚按仕候処、慶長十八丑七月晦日ニ有相違間敷、御(ト)子息様御誕生とハ同十七子十二月九日御誕生兵庫頭様御事ニ相當可申、左候而、去年伊勢兵部殿御越之刻と御座候者、右之　兵庫頭様御懐鎌田氏御任身(廷)(ト)五(ツ)ケ月計被為成時分、國分　御上様御養子ニハ御甥又四郎殿御息を被遊筈哉ニ風説等有之、御直糺迄茂御手を被為付候而、弥虚説之證據ニ又四郎殿▽(ト)より△父子血判迄前文之通被為取付候上、同年七月被差立(ト)候貞昌駿府江為被参時之事ニ相當可申候、且又去比當地江御下向之節云々(と)(ト)(ナシ)御座候者、同十五戌八月六日　琴月様前件之通、中山王被召列駿府ニ御上着、八日・十六日・十八日及三度　御登城有之、其間之御事ニ可有御座、扨又御暇乞之時分御直ニ被仰談と御座候者、同十九日御暇御給之時ニ茂可有御座欤、果而其通ニも御座候ハヽ、　琴月様其時御年三拾五歳、御夫人持明様(社)(ト)(ナシ)四拾歳被為成時之御事ニ而、本より又四郎殿御養子一件之内乱等者其以前より有之、旁　權現様御聲ニ而も不被為掛候而者、抑　貫明様御聟養子ニ而三ケ國御譲受、何篇御孝義可被為守趣(ト者)之御神文迄被差上置候得者、　松齢様御下知迚茂　持明様被差置、御

自由ニ御内妾等可被進せ御時宜〔ニ〕(ト)無御座、彼是〔別而〕(ト)
御心配為被遊御情合之程者、左之通御書中ニ被奉察事
ニ御座候、

17

▽◎致極老忘前後躰にて、近頃乍斟酌餘ゝ御家之儀氣
遣候間、存寄通申事候△

一御家代ゝと乍申、貴所家督之様〔ニ〕(ナシ)誉有事ハ無之候、(◎滅)寔
〔ニ〕(ナシ)久家〔ハ皆ゝ〕(◎者ミな〳〵)滅却之時節、繁榮之事者二三代之有
道、殊者神慮先祖之御守護(◎深)故候間、弥被重天道可被祈
家之長久儀専〈一〉候事、

一〔至此比〕(◎此比ニいたる)迄子孫無之候間、大かけ〔道〕(◎みち)と存候処、思之
儘之男子誕生、奇特共中〳〵難述言語候、因茲平生之
思慮肝要〈に〉存候、其故ハ、(◎者)一天下之國衆毎度之御普請
を被相勤、又ハ年ゝ駿府・江戸へ参上、其苦勞不〔可〕(◎者)(◎ナシ)
勝計候處、當家ハ(◎者)被領数ヶ國、壱度も御普請不被仰付、
又切〈之〉ゝ出仕茂(◎も)無之、諸人之〔うらやミ〕(◎羨)不浅事たるへ
く候、如此大果報に被相任(◎打)、心遣無之候者、寸善尺魔
と申ならハし〔に〕(◎ナシ)候間、〔當〕(◎はた)と可被及氣遣儀可有之候、

云ゝ、

(慶長十八年)
九月八日　　惟新御判

陸奥守殿
まいる

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一〇四二・一三六九号文書ノ抄ナルベシ)

18

※右様大缺道と被思召御心配之砌者、決而彼是と御思慮
之上、御子孫様御出来被遊向之御内談等、貞昌・國貞
抔古老之忠臣と何角為被尽御吟味事ハ有別儀間敷、左
候而、御親〔様〕(ト)とシテ内實之御人情者、其比　琴月様
三拾五歳、別而御壮盛之御生得ニ候間、年輩相應之御
内證様ニ而茂御見(ト目)立御側(ト江)ニ被為添置候ハヽ、必御子様
方ハ如何程茂可有御出生与御存付者山ゝ乍被為在、國
分方之御時宜何共難被遊御時節ニ候間、表向者　御國
様御貰受之筋ニ詞を被為託、深き御賢慮を以御願出被
遊、内実の情合者貞昌抔より都合能、佐渡守殿迄被申
移候筋ニ御内ゝ被為承知候上、右通之御取計ニ為成立
ニ者無御座哉、勿論其時代　将軍家之儀茂愚按仕候処、
台徳院様若君　竹千代様大猷公也、〔さへ〕(ト)僅御七歳の時ニ

相當〔ト ナシ〕り、其頃外ニ御男子様迚者右之　國若様ならで
ハ未被成御座砌ニ而、御兄弟之内誰様欤往末御〔ト 盛〕成長可
被遊茂難被究知、誠ニ天下の重き御跡目さへ右通至極
無他事御孫様ニ被成御座候、其上此　御方様御事、関
ケ原乱後御和睦茂別而六ヶ敷、〔ト ナシ〕及三四年やう〳〵被
為相調、いまた昨今共可被思召程之外様御大名ニ而、
殊ニ其時分迄者、大坂方も秀頼公被成御座、此御方御
兄弟〔ト ナシ〕様抔之内より江戸江者いまた　御質人様迚茂不
被差出、何方ニ欤無二之御味方可被遊程合茂、流石
權現様ニ而茂弥之処ハ御見究〔ト 不〕未被遊砌ニ御座候半、左
様之折柄、右次第天下ニ無他事御愛子様を、敵地同前
の遠國へ、たとへ何程真実ニ御貰掛被遊候共、却而
〔ト ナシ〕者此御方江人質ニ被為取付置候内密之計策欤茂難相
知躰之御願筋ニ御座候得者、萬〔ト ニ〕〻一茂　御許容可有之
御時節ニ無之儀者明白差知居候事を、右様押掛、幾度
茂被仰願候事、今更愚按仕候処、決而此御方〔ト 様〕江御内
輪ニ而難被為成事有之、段々御吟味之上、深き御計略
被為在而之寓言ニ御座候半、尤右之通表向御願出被遊
候〔ト 者〕ハ、此御方様無二之御心底も被為顯、第一御親
厚之基ニ相成、且ハ又四郎殿方へ御朱印被申下なと申
觸候虚實之程茂可相分、何分にも　權現様ニ者御仁智
被為越候御方ニ候間、必御〔ト ニ〕疑ひ此御方内證之情実を細
〻御聞合せ可被遊事ハ可為案中、其節右次第内〻無御
據訳合被為在、是迄堅〔ト ナシ〕く御慎候而、御内妾等不被召
置、夫故乍御壮年、いまた　御子様迚者御一人も御持
不被遊、是耳誠〔ト ナシ〕ニ大かけ道ニ而何共氣之毒千萬、就
中　惟新様〔ト 此〕御儀ニ付而者、日夜別而御心痛被遊候實意
之成行を程能向ニ貞昌より正信迄可被申移、左候ハ、
決而内妾をも可〔ト 被〕召置向ニ難有　上意茂可被仰出、然
上ハ　持明様御納得茂可被宜との御手筈ニ而、如右御
願出〔ト 如〕斯宜御都合ニ成立為申事ニ者〔ト 無〕御座哉、佐渡守
殿文〔ト 書〕義得与致玩味、其比前後彼是之事考合せ、此向之
御趣意ニて御願為被遊事哉と及愚按申事候、然処、是
迄先輩只右之一通文面計ニ而被及批判候故欤、貞昌抔
取計、至極不忠ニ可相成子細茂不被考〔ト 付〕候間〔ト 甚〕、其存外
之御使為被勤様逆臣同前之評判ニ被逢候との物咄乍承

及、秋水先生之確論未及一見候得者、如何様子細〔ト ナシ〕〔可〕有之儀ニ〈ト も〉可有御座、乍然右佐渡守殿七月晦日返翰を先史被書撰候御恩徳記ニハ、元和二辰六月二日、寛陽院様(光久)御誕生之御祝儀為被申上御状之様被書置、此事可有如何哉、其年四月十七日　權現様〔ト ナシ〕〔者〕薨御、同六月七日佐渡守正信茂卒去と承候へハ、二日の御誕生同七日遠方ニ而可被聞道法も含不申、況七月晦日之事「本ノマヽ」ハ猶更不相合〔ト 知〕、旁不審ニ奉存、粗及愚按〔か成成〕〔ト 候成行〕如此書述置申候、

※（行間）

「大乗院ノ第九世正岳寺快性上人ノ碑ニ云、寛永中移住ニ安養院一、為ニ攘災護持一在ニ武城之第一、時ニ　家久公令下上人祈ニ産生一依ニ秘軌一脩中歡喜天浴像法上、起首三日ニ児産焉、自レ茲寵遇出ニ非常一、重依ニ公命一累令レ住ニ大乗院一云云、晩年口ニ一字乎大乗院ノ北林一隠レ賢修練、　光久公□握之餘手ニ援毫一賜ニ正岳寺額一、正保二乙酉歳秋七月廿四日、端坐而示寂、世七十七、

右之碑文、承應四年未夷則廿四日、弟子快心書記置処ニ御座候、然共於江戸御祈念為申上躰ニ候へ者、　光久公御誕生ニ者當兼候半、左候得共、御男子様御出生之御願心ニ付、段々被為尽御術計候御事ハ、是ニ而茂被奉察候事ニ御座候」

一慶長十八年嶋津氏御安〔ト 平〕産ニ而御姫様御誕生、〔ト ナシ〕〔一〕此事伊地知周防日記有之、　兵庫様御事段々致散見候まゝ、粗採注置、〕

19「伊地知越右ヱ門蔵本抄」

○七月朔日云々、御頭殿御供仕〈旧 申〉候而御諏訪ニ参申、御内之馬場御とうり被成候、（季安按、今之屋形之馬場ニ候半、其比之頭屋者大家の宅ニ年々被仰付、當分之様頭屋鋪ハ無之由也、）上様ハ殿中ノ橋より御見物被成候、「本ノマヽ」兵庫守様〈旧 後〉ハ天しより御見物被成候云々、同拾七日ニ祇候申候而懸御目ニ申候、相良勘解殿指出被成候ニ、御進物取次申候、大かわご二ツ・小かわご二ツ・琉球酒つほ二ツ・くうノ羽三たん・花桶植一ツ　兵〔旧 後守〕〔庫頭〕様ニ鳥目五貫文進上被成候云々、前ばんニ伊〔旧 ナシ〕〔集院〕宮内左衛門殿〈旧 尉〉より兵後さま御虫氣之由注進被成候間、

祇候申候、何も談合申候而、御諏訪ニ御立願上申候、護摩所ニ参申候而談合申〔候〕(旧ナシ)、はん〔に〕(旧ナシ)清右衛門殿ニ罷申候而、御かくらノ様子談合申云々、同拾八日ニ御諏訪ニ参申候間、祇候不申云々、御神樂五座御立願ニ而、鳥目〔八百文〕(旧壱貫五百文)拙者前より取替申候、清右衛門殿・〔本ノマヽ〕そ八左衛門殿・清左衛門殿・野村蔵野介殿同心申候而、(旧ス)座主迄参候得共日あしく候間、鳥目渡置申云々、拾九日ニ御番ニ而候へ共、〔居〕伊頭役ニ付御番ハ不仕候、御諏訪ニ参申候而、御かくら成就申候而、夫よりすぐニ殿(旧ニ)中へ清左衛門殿同心申候而、御はなから進上申候、御使三左衛門殿〔伊東〕ニ而候、〔祐辰〕八月八日晩云々、左京殿▽(旧)より△注進ニ而候間、　兵庫様御氣相ニ付祇候申云々、同九日云々、はんニ宮内左衛門殿より　兵後様〔庫〕御氣相ニ付注進被成候間、殿中ニ参申云々、同廿四日云々、兵庫様御諏訪ニ御社参ノふれ承候云々、同廿五日ニ御番ニ而候得共、民部殿〔山田〕御料人〔有榮〕之儀ニ付、けかれニて候間不罷出候、辻かためも出不申候、御祭禮之御供當り候へとも、けかれ(旧之)候故、御供不仕候云々、九月朔日ニ祇候申候而懸御目ニ申候、兵後様(旧も)の御指出〔ニ〕(旧ナシ)被成候へ(旧ニ)、懸御目ニ申候云々、霜月朔日ニ祇候申候而懸御目ニ申候、　兵後様〔庫〕(旧も)之御指出被成候云々、同三日ニ御祭禮御供ニ祇候申候、〔伊地知〕〔重賢〕但四郎兵衛殿両人御輿寄を仕申候、天氣悪候て　兵庫様ハ(旧後)御参無之(旧候)、奥州様計参被成候云々、同四日ニ御稲荷のりんしの祭禮ニ、　上様〔臨時〕兵庫様御ふくろ〔懐〕御社参被成候ニ御供(旧仕)申云々、十二月〔山田〕拾四日云々、　兵後様御虫之様子、大泉房より傳言うけ給候、

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一〇七四号文書ノ抄ナルベシ、(ト)ニナシ)

〔右通(ト)ナシ御生得御虚弱ニ被遊御座候故翌年ハ御夭亡ならん、〕

一同十九寅二月三日鎌田氏御産、北郷山城翁久殿へ御嫁候御姫様也、(ト)〈一〉同年八月五日相良氏御産、是ハ嶋津弾正〔久慶〕(ト)ナシ殿江御嫁候御姫様也、(ト)〈一〉同月廿八日鎌田氏御腹之兵庫(ト)頭様御夭亡、御(ト)歳〈三〉ツ、

一元和元卯三月十五日、嶋津氏御腹之御姫様御夭亡、御

三ツ、同年四月廿日鎌田氏御産、種子嶋左近時忠殿へ御嫁候御姫様也、

一同二辰六月二日島津氏御産、則　寛陽院様也、同十一月七日鎌田氏〈ト御〉産、是　兵庫朗忠殿ニ而、此御兄弟様之事左之通舊説(ト記)御座候、

20「舊傳集」

一寛陽院様御誕生ハ、御舎弟兵庫頭忠朗より少早〔く〕(トナシ)被成御座候へ共、御屋形へ相知申候者忠朗より少遅〔く〕(トナシ)有之候由、然共　寛陽院様御嫡ニ而者(ト候)、六歳の御年迄〔八〕(トナシ)其儘ニ而被成御座候処、忠朗之母　中納言様と御中能被成御座候〔ニ〕(トナシ)付、何となく世上　兵庫様多分御世継ニ而御座候半と取沙汰區々ニ而候、然に國分ニ而龍伯様御死去被遊候〔ニ〕(トナシ)付、國分之　御上様國分へ御忌請ニ御越被成、御忌明〔キ〕(トナシ)候得共御迎不参候〔ニ〕(トナシ)付、別而御腹立被成、　中納言様　寛陽院様御同道ニ而國分江御越可被成由(ト旨)被仰遣、　中納言様者濱之市迄〔御座被成〕(ト被成御座)候、　寛陽院様者國分江御越被遊候、然に御上様より、其方者三ケ國の〔世〕(トナシ)継ニ而候とて、彼方江御寶物有之候を被進せ、御供の衆江も色々引出物被下候而御帰被成候、夫より濱の市にても　中納言様と御(ト列)引立、鹿児嶋江御帰被遊候、　寛陽院様御世継別条無之と人々為申由云々、

右之内愚按、六歳之御年迄者其侭ニ而被成御座〔候との事〕(ト云事者)元和二辰年之御〔誕〕(トナシ)生ニ而考候得者、元和七酉年迄者　若殿様ニ〔も未被為定と申事候〕(ト不被為究与之事ニ可有御座候)元和七酉年迄者　若殿様ニ〔も未被為定と申事候〕(ト不被為究与之事ニ可有御座候、一説元和八年　持明様御養子ニ被為成候与申説も有之、御恩徳記ニ而考合半、此儀者季安元和七年十二月四日御犬追物手組候得者、　國分様御養子ニ被為成候者、寛永元年子八月之事ニ可有御座、を按に、一之角ニ岩松殿三疋、二之角ニ　虎壽殿前文舊傳集之説者只御世継様江被為定候時之事ニ而、元和八年一先國分へ二疋と有之事共ニ而、諸人左様ニ為申觸筈候、然御越、右次第之事も為有之ニ者無之哉、御一事を両説ニ申傳候哉、　若殿処元和八年七月　虎壽様御事　持明様御子とシテ様ニ被為定与國分様御養子ニ被為成与両事之筋ニ者無之哉、追而博古之衆御家御相續被遊候ハ、、　龍伯様御一筋茂弥無御江可尋事、　一追考　持明様より寛陽公を御養子ニ被遊候事ハ、喜入大炊別儀事与　琴月様厚思召被為在、國分御附喜入大炊介久正入道紹嘉与伊地知勝左衛門重房江御賢慮介久正入道紹嘉、伊地知勝左衛門重房両人ニ而御使為仕事、前件重房子周防介重康書置ニ有之、明白之事ニ御座候炊介久正入道紹嘉、伊地知勝左衛門重房江御賢慮之程被仰含、篤与　持明様江両人より申上候処、其儀御同懐ニ而別而御満足被思召段、両人御使ニ

而首尾能御契約被為整、是亦伊勢貞昌・喜入摂津直(忠)政等萬事被為勤、至極　琴月様ニも御大慶無此上茂被思召趣、同十二日下野守(島津久元)殿江為被下御書并伊地知周防書留ニ相見得、誠ニ　御家永續之為ニ貞昌抔彼是と被尽忠策候智謀之程、致感信次第ニ御座候、猶其御養子一件之事ハ末章ニ載置申候、尤　寛陽公國分江御越と有之、元和八年八月之事ニ御座候半〕、

21「御恩德記」

一慶長十七年壬子之秋、伊勢貞昌を以　權現様　台德院様江　家久様被仰上候者、数度之御厚恩ニ而御取立之儀忘却不仕候、右之御憐愍難拜謝ニ付申上候、〔及(ト)〕四拾歳世續(ト)之實子出生不仕候、恐多奉存候得共、　御國様を跡目に申請度との儀、先年駿河ニ而御内證申上置〔候(ト)〕、早々御返事承度奉存候、御前御仕合を以御披露頼入由之御口上并御状ニ而、本多佐渡守殿〔正信(ト)〕・同姓上野介殿〔正純(ト)〕江被仰候処、於駿河正信御返事ニ、前々御直ニ被仰聞候趣、弥其旨不相替〔由(ト)〕得其意申候、来ル十月、　大御所様為御鷹野江戸江御下向候間、御一所ニ而可奉得御意との儀、同八月八日ニ被仰度(渡)御状之御報被下、追付江戸江貞昌罷下、右　家久様御口上同前ニ正純江申上候処、不替御返詞ニ而御返書(ト者)八月十七日ニ貞昌江給候、尤達　台聽　御父子様御返事迄者遅遠ニ候間、先々可罷上由、正純・正信御同前ニ被仰候故、貞昌随其儀江戸罷立、薩摩江下着(ト候)ニ而右御口達并御返書差上候、左候而、以後又々右之儀伊集院半右衛門を以被仰上候、　權現様　台德院様御返事(ト)ニ、不謂機遣被仕候、年若候間、子共出来候様召仕之女共側江召置肝要之由、最早貞昌ニ而被仰下候、此度半右衛門ニ而も不替御口上ニ而候、ケ様成難有儀有御座間敷とて、古老之者共奉感、就中　義弘様此上意被聞召、女房〔衆(ト)〕餘多可被召仕ニ相定、

就此上意、義弘様鹿児島家老衆江御内談ニ而、御簾中隅州國分江御隠居也、寛永元年　光久様御九歳之時、江戸江御下向前國分江御越〔ニ而(ト)〕御隠居

之御簾中江御参會、御子之御契約也、〔ト此註如本ナシ〕

無程御子御平産候、雖然不幾日夭亡也、元和二年丙辰六月二日　光久様御誕生、為御祝儀佐渡守殿七月晦日ニ〔ト之〕御状被進候、前々之首尾迄細々相見得候、誠〔ト〕ニ　權現様　台徳院様御賢慮御失念有間鋪御事候、

此所へ佐渡守殿状寫載せ御座候得共、前件慶長十八〔ト年〕丑年之場へ載置候間爰ニ略也、尤佐渡守正信者元和二年六月卒去ニ而、七月〔ト二者充〕の事候者歟〕後ニ相當不合、前〔ト文ナシ〕にも辨置通〔ト也〕〔御座候〕、扨此事御恩徳記ニ〔ト者〕先史為被載置分ニ而茂〔ト候〕、〔ト真実國松様〕國若様真實〕御貫之御趣意ニ無之儀〔ト事〕者明白差知居申事候、子細者　〔ト真実國松様を〕國若様を真実〕御養子ニ可被遊御懇望ニ而御願為被遊御事候ハ、〔ト右ナシ〕通〕弥不相濟方〔ト二ナシ〕被仰渡候砌〔ト者ナシ〕、皆様〔ト日ナシ〕頃之御願望茂終被為失、〕別而〔ト被及ナシ〕御力落ニ〔ト而〕、〔ト御嘆息こそ可被遊候〕必皆御愁眉ニ可被思召〕之処、いまた御〔ト年茂若年〕御若〕候間、御子〔ト共〕様抔御〕出来候様、召仕之女共被召置〔ト儀ナシ〕肝要与之　上意を御承知〔ト候而、却而〕被為在、　惟新様奉始何れ茂〕皆悦ひ、ケ様成難有儀者有之間敷迚、古老〔ト之者ナシ〕共奉感〔ト就中〕服〕則此上意ニ付、〕　惟新様〔ト此上意ニ付〕より鹿児嶋〕家老衆江御内談ニ而、　御簾中〔ト者〕江國分へ御隠居させ上られ、〔ト琴月様ナシ〕御側江者女房衆餘多可被召仕ニ相定と申事ニ而、〔ト御國〕國若〕様御養子と被〔ト願出〕為願〕候御真実之本意〔ト者ナシ〕、第〔ト一ナシ〕〔ト國分〕持明〕様御隠居之事を表向〔ト二ナシ〕者難被仰上、〔ト故ニ深御計略之御取計明白ニ相知居申事〕旁前以御難題被思召上、決而深御計策之御取捌ニ候事差知居申勢ニ御座〕候処、秋水先生〔ト此外何様之悪意被見出、深〕左様之時勢委曲勘考之上、〕貞昌を被〔ト申ナシ〕貶候哉、〔ト不審之至御座候、我等式浅陋より見申候而者無二之忠臣与被相考、乍恐も如此書置也、且前文之下注ニ寛永元年光久様國分江御参會与御座候者左之通御書有、弥其時之御書ニ候者八月ニ御参會候半、追而可相考候〕私式浅陋よりハ却而不審之至御座候、貞昌兼而伊集院抱節之忠功を被書置ニ茂、國分御家老ニ而　惟新様江御同意被申上、　竜伯様御意ニ者被違候様成行候へ共、　御家永續の本筋を能被存、少茂不迷被遂忠節候与被申置候意味合、又比志嶋紀伊守者忠節為被勤人候間、何卒跡目被召立度被申上状ニ茂、人之家を絶らる程、上中下によらす嘆ヶ敷事無之候間、必御取立可被下、左候ハ、御家之御祈禱ニ可成趣為被申上心入共考合せ、

殊更　琴月様江者御幼年より分而御心易為被召仕親密之臣ニ御座候処、何程當時之利權有之迚茂、御血脉之可被為絶事を可被奉輔事、決而有御座間敷、何分ニ茂御若く候間、是非御子孫様被為盛候様ニ被碎肺肝、第一不及内乱様にと之良策ニ而、右様御願出上意之旨を以、乍御立腹茂　持明様者隠居させ上置、無程御側室ニ　御誕生の　寛陽公を國分御養子ニ取持為被上忠策ハ、國統無窮之智謀と感事ニ御座候〕、

「其事ハ如左」

22

○「舊典抜書」

一元和八年七月、　光久公を御養子ニ被成、　龍伯様以来御持傳之御系圖并御高一万石財宝等迄御譲被成候、其砌従　家久様嶋津下野守久元へ被下御状左之通、餘者前件ニ申置、可併見也、

（二二号文書ハ(ト)ニナシ）

23

一書申遣候、然者虎壽丸之儀、為國分之御子當家於相續者、　龍伯様御一筋弥無別儀候間、於御納得者大慶ニ存候処、別而被(ヒ)成〈満〉足之由候条、如右落着候、因茲来月吉日次第、虎壽丸國分江相越、祝儀可在之ニ相究候、連〻我等内存(ヒ)ニ候(ヒ)つれ〔へ〕とも、國分之儀相兼候処、御同懐ニ而祝着不過之候、猶喜入摂津守・伊勢兵部少輔より可申達候、謹言、

（元和八年）七月十二日　　家久（花押）

「島津」下野守殿「久元」

（本文書ハ「旧記雑録後編四」一三五二・一七八一号文書ト同一文書ナルベシ）

(ト)御右〈文言ニ茂、　竜伯様御一筋弥無(ト)別条〔御別儀〕と被為書候事、乍恐愚按仕候処、慶長七寅八月比　又四郎殿を御養子哉ニ世上取沙汰為仕時分より、國分御付之衆よりハ、右やう　竜伯様御一筋と申詞者為申觸説ニ茂候半欤、抑又四郎殿御祖父右馬頭(以)久殿より些御隔意ニ茂被為見及候哉、天正十七丑正月、　松齢様より新納武州江為被下御書中共考候へハ、其比又一郎様初上、

武州二男▽(ト)新納△左京亮(弥太右衛門忠増事)なと人質とシテ在洛ニ付、　松齢様種々雖被為申盡(ト也)候御暇不相濟折柄、右馬頭殿ニ者石田治部少家老安宅三郎兵衛尉馳走迚、御暇相濟下向(ト之)候事、　松齢様一圓御得心不被遊、然共直ニ御朱印頂戴之仁候間、迚茂被為任公儀と之趣相見得、又幸侃悪逆別而相募、難被為及御手刻、　貫明様松齢様御密談等被遊にも能々御心安被仰聞人之外者御油断難被成、御一家之内ニ而茂右馬頭殿ニ者餘程遅方ニ被仰知せ候事、伊勢貞昌披露状ニ(ト相)右見得、又於國分龍伯様御系圖(ト)〔御系〕續之節、右馬頭殿於御前自家之甲乙を為被申事旧記ニ茂相見得候由、且又慶長八年佐土原江被(ト)〔為〕移候ニ茂、嫡孫右之又四郎殿者御家ニ被残置、二男堯舜房(右馬頭忠興事)、時年五歳成人を被召列候心底、其比世評之通　少将殿(ト也)ニ被思召替候而、又四郎殿ニ京都より御朱印御申下之筈▽(ト)ニ候△哉ニ為申觸茂、何そ無御不審事ニハ有之間敷、然共慶長十五戌四月九日、於伏見右馬頭殿病死、五月十六日　琴月様中山王被召列御國御立、駿府(ト河)江御参勤ニ而　國若様(ト松)御貰之(ト)〔御〕事被仰上候ハ、右御朱印御申下与之実否御糺之計略欤茂難相知事候、其御留主(ト守)ニ者、六月十九日押川公近平田増宗を賊殺いたし、旁内乱被想像事ニ御座候、左候而、又四郎(ト殿)事ハ〔後ニ〕(ト)相模守久倍(信)と改名ニ而、寛永七午四月　大猷院様　台徳院様桜田御屋鋪江　御成之節者、江戸江被為詰居御目見拜領物茂為被仰付事共、御成之記にも相見得候処、其時分伊勢右京亮貞則茂御納戸役ニ而相詰居、　御成ニ者拜領物奉行等相勤、(ト)〔伊勢〕貞昌姪聟ニ候処、相模(ト守)殿事幼年より世評茂為有之人ニ而被聞召上候事茂御座候哉、左之通誓詞被仰付候、

24

(ト)〔伊勢孫右ヱ門蔵〕

○　天爵靈社起請文前書之事

一事新敷様成雖申上事候、奉對　家久様　光久様、連々毛頭(ト)〔も〕別心を不奉存候、弥以守其旨、縦親子兄弟縁者之類たり共、　御両殿様ニ別心有之輩ニ曾以申談間敷事、

一御成之時分、相州宿所江毎夜出入申(ト)〔事候〕由被　聞召

「模守久倍(久信)」

入候由被仰出候、我等宿近所〔ニ〕(ト)候付、両度見廻為申かと存候、一度之儀者堅覚申候、今一度之儀者しかと覚不申候、此外曾而参不申候間、細〻為参由申入御座候ハ、、是非共御糺明所仰候、誠御年来之儀候故、被聞召入候儀を被仰聞候事忝奉存候、此上ハ迚(ト)之儀ニ御糺明所希候事、

一相州江見廻申候とて、何にても入魂かましき儀互不申合候事、

右条〻雖為一事偽於申上者、

如此自筆ニ可被為書候、

右(ト)之通、右京子孫當伊勢伊(ト信)三左衛門家蔵貞昌〔手跡〕(ト)と申事候、　光久様と有之候得者、寛永八未四月朔日御元服以後之事欤、外ニ如左野村氏手紙有之、同時之物候半、

25
〔(ト)全〕

○　〆伊勢右京様　　野村大学助
御報　　元綱

猶〻従是無音ニ罷過候処御音信、御礼難申盡候、〔以上、〕(ト)

御状辱候、仍貴老御申分共御座候、新納右衛門佐殿〔久詮〕可被聞(ト達)　上聞由候〔ニ〕(ト)付、拙子相添可申之段、御老中より被仰付候、右衛門佐殿同前ニ可然之様ニ可申上候、御心遣在之(ト聞)敷候、将又雉一送給候、思召寄之儀、別而忝存候、尚期面上之時入候、恐(ト惶)〻謹言、

十二月十二日　　元綱判

26
〔(ト)全〕

○　猶〻此程　御前〔御〕(ト)仕合無御座候而、　上聞遅〻仕候、聊我〻非疎略候、以上、

御状辱候、此間御申分之儀、昨日新納右衛門佐殿被達上聞候、御心静ニ被〔入〕(ト)聞召上候、御返事之様子ハ御両老迄申入候、定今日も可被仰出候ハん(ト哉)ハ、我〻間可申達之由候者、右衛門佐殿同(ト前)所ニ可令申候、尚期面上入候、恐(ト惶)〻謹言、

十二月廿一日　　元綱判

伊勢右京様　　野村大学助
〆　御報　　〃　〃　〔元綱〕(ト)ナシ

右按ニ、寛永八未十二月之事ニ者無之哉、同年拾月廿五日相模(ト)守〈殿宅江西俣億右衛門踏入、却而何欤彼方へ注進いたし、御仕置為被仰付事、新城様御状ニ如左見得候、其比之事候半、

27
○　伊〔勢〕(ト)ナシ兵部少輔殿　「新城様也」おはより

〔覺〕(ト)ナシ

一相模守江先年寺領可仕由、山田民部少輔「有栄」殿を以被仰付候間、川越三右衛門殿ニ而福昌寺を被頼存候処、其後長谷場兵右衛「純」門殿御使ニ而被仰聞候者、先ゝ被成御指置候間、寺領者入間敷由被承候、又其後ニ而候哉、家久様より御神名を為被遊入御書被下候而、忝被申候事、

「寛永八年」未之年拾月廿五日之夜、相模居屋敷ニ西俣億右衛門先立候而踏入、(ト)三重之垣を破、憚を申掛候、其時分相模をしつめ可申企かと被存候処ニ、何かし殿を其夜者同心申候由、億右衛門此方江注進申候、其後億右衛門事何之科ニ而候哉、被相果候事、

一怜者之内安田孫右衛門・小濱覚六・濱崎源六左衛門・(ト)「東欤、本ノマヽ」○本次郎右衛門、此四人者遠嶋・寺領ニ而被相果候、其外坂本權兵衛殿・吉田半兵衛殿・中間(ト)馬助四郎・山とめ彦七、此四人ハ去ゝ年「寛永十五年」被召置候、主人を乍被召置、如此御公儀より御嘱之事迷惑ニ連ゝ相模被申置候事、

一相模どく飼以前より、誰ゝ茂無御見廻処ニ、鹿児島之歴ゝ両人居所江不断被成見廻候、是を不審ニ被申候、右両人〔之〕(ト)ナシ外玄性者不被存候得者こそ、無心元薬を呑被申、則被相果候事、

「寛永十四年丁丑五月十一日死去也」一毒害ニ相被申候後、わか身子より喜入休右衛「久供」門殿を頼申、御公儀江申上(ト)候、相模不思議成仕合、世上珎敷存候間、御糺明被遊、相手も知れ候ハヽ可忝由申上候得共、其沙汰無御座残多申候事、

右条ゝ、相模連ゝ被申候を、親子之間ニ而候得者、乍

若輩大和「久章」守承、連々無念存、今度氣違ニ罷成、致他出候哉と存候、能様ニ可被仰上候事奉頼候、

一先年銀子(ト主)百貫目、相模前より御用罷立候付、年内為御返弁御知行被下候、是ハ最前貴老様御取成ニ而(ト候)者、為首尾かこしま御家老衆江被仰置相調候処、今度被召上候、迷惑ニ存候、　龍伯様より被下来候知行、不残御「光久公御妹久章室」いもと様へ進上申、女養子と申定候得共、小高ニ而諸事不調候条、御知行なと被下候ハ、相添、諸事相續候様にと相模兼々被申置候間、如其菊千代丸を可被召立「久章御子又助忠清」(ト相)由、御いもとさまへ御内談申様ニ候、被仰上無相違様ニ頼上候事、

已上、

「寛永十七年庚」辰九月廿二日　　新城「時御年七十七」

右年号無之、可為寛永十七年と存候、　新城様とハ龍伯様御二女ニ而、右馬頭殿御嫡子嶋津守右衛門尉彰久之奥方ニて、相模殿御母堂ニ而、大和殿之為ニハ御祖母ニ御座候、御妹様とハ　寛陽院様(ト御妹ニ而大和殿奥方)(ト御母堂ニ而、大(衍カ)

28

和殿之為ニ者御祖母)ニ而御座候、菊千代殿とハ御妹様之御腹ニて、大和殿御息嶋津又助忠清事也、大和守殿氣違ニ相成、他出とハ此辰五月十七日　京都より行衛不相知逐電之事ニ御座候、細事如左、

尚以大和(ト守ナシ)殿題目之御道具等被成御持せ候書立別紙ニ進上申(ト候)〈(ト乍)〉、自然唯今ニ而茂御帰宅候ハ、、(ト追ス)〔速ニ〕可申上候、以上、

○態令啓上候、仍大和守殿五月十七日之八ツ時(ト ナシ)〔に〕侍壱人(ト章履)〔しやうり〕取壱人被召列、三条之御宿被成御出、無御帰宅之由、同廿二日之四(ト ナシ)〔ツ〕時ニ役人伊地知(ト大)内蔵助木之下御蔵本江被参候而被申候刻、杢右衛門(ト ナシ)〔尉〕三条之御宿へ参、様子承、方々相尋申候へ共、今日迄(ト ナシ)〔八〕御行衛不相知、咲止ニ奉存候、就夫御内證申上候、「京結御買物役」「純実」爰許之子細別紙ニ而申入候、猶有馬左近允口上を以可(ト ナシ)〔被〕申上候間不詳候、恐惶謹言、

「寛永十七年」五月廿六日　　「京都御蔵奉行」伊地知杢右衛門(ト ナシ)〔尉〕重政（花押）

「大坂御蔵奉行」相良權兵衛尉頼員（花押）

「江戸詰御使役」「元綱」
野村大学助殿
「頼充」
仁禮主計助殿
「久政」
頴娃左馬頭殿
「久政」（久詮）
新納右衛門佐殿
参人〻御中

29
○　條書

五月廿二日昼四ツ時ニ大和〔ト守ナシ〕殿儀申来候條〻、
一五月十七日之八〔ト ツナシ〕時分ニ大和守殿侍井上慶左衛門、
御〔ト草履〕〔しようり〕取才七両人被召列候而御宿を被成御出、
今日廿二日迄無御帰宅候由、御役人伊地知大蔵助殿木
之下御蔵本江為注進被参候、初而杢右衛門〔重政〕〔ト尉ナシ〕承、則
大和守殿御宿三條江参候事、
一十七日より今日迄六日御留〔ト守ニ候〕〔主ニ而〕、此子細木之下江
早〻可有注進候処ニ延引如何之由、何茂御内衆江相尋
候得者、無御帰宅様子申出度存候得共、与風御帰宅も
や候半と存ひかへ申候、役人大蔵助殿大坂江被参候間、
彼方計ニ廿一日ニ注進申候由候事、
一御つゝら三ツ、自身封し被成候而被召置候、いつもな
き事ニて候由候、又御帰宅の日数も餘程へ候、御道具
被改候而能候半由、出合候而被相改候得者、連〻御秘
蔵之御腰物大小拾壱腰・小袖六ツ・帷子五ツ、其外小
道具見得不申候、御書置無之候事、
一十七日之昼時分ニ御挟箱壱對三九郎と申夫丸江持せ、
慶左衛門御宿を罷出候而、寺町筋四条之辻江右之はさ
ミ箱を召置、則持夫者相帰候、軈而慶左衛門▽〔ト〕御宿
△江罷帰、喜〔ト三〕〈兵衛尉与申夫丸へ被申〔ト付〕〉候者、四条之
辻江はさミ箱召置候、才七相付候而居候間、可持帰由
被申付候、則はさミ箱明候を持帰候、才七も御宿江罷
帰〔ト ナシ〕〔り〕候、それより才七壱人被召列、大和守殿御宿を
寺町之方角江御出候、御跡より慶右衛門〔ト左〕〔ト ナシ〕〔尉〕参候与御
内衆被申候事、
一池田左傳次と申御小姓、此中御荷物所存候処、御宿を
被成出候三日前より、御〔ト草履〕〔しやうり〕取才七御荷物之取
曖為仕由候事、
一大和守殿五月朔日ニ江戸より御上着被成、御宿三條通
中嶋町之筑前屋長左衛門与申亭主ニ而候、此所江御宿

之事前〻之御宿在之間、三条より八町上り町下たち賣より二町目ニ罷居候さや師二右衛門与申者ニ而候、彼者江石邊(ト部)より池田二左衛門才七被遣御宿之儀被仰越候〔ニ〕(トナシ)付、右三條之御宿かり申たる由候間、木之下御蔵本江不知〔候〕(トナシ)事、

一五月十六日ニ如大坂御下可被成、御迎舟之儀いかゝ可有候哉と伊李右衛門江御直ニ被仰付候ニ付、十六日之晝時分ニ伏見江御迎舟壱艘上着候様(ト之)ニと、大坂江相良權兵衛尉殿迄申越候、然処ニ御迎舟入間敷由、大蔵助殿大坂江被参候時分御留候由にと承候事、

「本姓村瀬氏」

一狩野榮甫宿三条近邊之間、大和〔守〕(トナシ)殿御宿江可〔被〕(トナシ)参由申談合候而、御宿肝煎候二右衛門江、有馬左近允殿・入江休次郎殿を以申候様子ハ、大和〔守〕(トナシ)殿御〔宿〕(トナシ)筑前屋長左衛門所江被借(ト仰)上候〔ニ〕(トナシ)付、大和殿〔去〕(トナシ)十七日ニ何方江欤被成御出、于今無御帰宅、一入心遣ニ可被存候、被成御出たる方角被存候ハ、可被申出候、自然於被隠置〔儀〕(トナシ)者為ニも罷成間敷候由申〔上〕(トナシ)候、其返事ニ、被成御出候方角不存候、五月二日御宿江御見廻申候へハ、清水江御参之由承候〔ニ〕(トナシ)付御跡より参候、御下向之刻、見なれさる坊主壱人被召列候、彼坊主江御酒可被下由候而茶屋ニ御入候、右坊主茂我〻茂殊之外被下酔なし、ちり〳〵ニ罷帰候、其後御宿江節〻御見〔参候〕(ト廻申)へ共(候得者)、御遊山ニ御出、御留主(ト守)ニ而候、其以後御遊山之所江不罷出候、被成御出候方角、念を入可承候、御内衆權之允節〻被相咄候間、子細可相尋由申候事、

一三条之御宿長左衛門江茂、右両人を以▽(ト)申候者△大和守殿御帰宅をそく候、一入心遣ニ被存候ハん、被成御出候方角念を入可被承由、慥ニ被申届候、其返事ニ、御宿を上ケ候而迷惑ニ存候、あまりの事ニ方〻うらかたなといたし申躰ニ候、被仰通承由(ト届)被申候事、

方〻江立聞ニ被参候衆

一組清水建仁寺邊　有馬左近允殿「純実」　堀　新助殿(ト介)「忠貞」

一組東福寺大佛稲荷ふしの森　川村正左衛門「秀孰」〔尉〕(トナシ)殿　木場鉄助殿「貞征」

一組四条邊　赤崎六右衛門殿　入江久次郎殿(ト休)

一組東寺中道寺邊　日高源蔵殿　梶　六左衛門(ト殿)

一組六条邊　赤松宮内左衛門「義隣」殿(ト崎)　藥屋与右衛門殿

右六條江五月十七日八ッ時分ニ、一刻大和(ト守)殿才七壱人召列被成候而、御立帰被成候由〔申候〕(ト ナシ)、あけやの亭主名十三郎与申候、

右之人衆(ト数)帰宅候、何そ被承立子細無之由候、

一組 鞍馬木舟邊　赤松宮内左衛門殿　田中傳兵衛殿

一組 ひゑい山坂元辺　木場鉄助(ト介)殿　梶　六左衛門(ト殿)

一組 加茂大徳寺黒谷邊　有馬左近允殿　横田長左(ト右)衛門殿

一組 妙真寺北野邊　日高源蔵殿　堀　新介殿

一組 六条四条邊　入江久次郎(ト休)殿　藥屋与右衛門殿

右之人数為何儀も不被承立候、

一五月十六日(ト七)ニ大和守殿御内衆六人帷子・肩衣・袴被下候、子細別紙ニ書立進上申候、

寛永十七年
辰五月廿六日　　伊地知杢右衛門尉（花押）
　　相良權兵衛尉（花押）

30 ○　覺

一五月十七日ニ大和守三条宿被立出候而不被罷帰ニ付申分之事、

一江戸ヲ四月廿日ニ被罷立、戸塚江被泊候迄者本陣壱ッニ供衆何茂罷居候、左候得者、宿茂こミ候間宿二ッニ分可申由被仰〔付〕(ト ナシ)候故、小田原より御宿壱ッ、又我ゝ宿一ッ、供衆少ゝッ、分罷居候、其中両(ト度)泊者宿せき候故、一ッニ罷居候事、

一於赤坂泊、〔以〕(ト ナシ)中津野幸右衛門承候者、我等事、篠原渡右衛門召列直ニ大坂江罷下候而可然候、頓而可為上京候条、下物なと多可有候、左候へ者、銀子茂無之由候、此頃ハ國元より〔も〕(ト ナシ)仕登舟可参候、無其儀候者借銀を仕、篠原渡右衛門(ト江)ニ持せ登可申候、大蔵殿(ト丞)ハ直ニ大坂江(ト可)罷居由承候、我等申候ハ、京呉服所江前ゝより出入之算用方今度究申度候条、可罷登由申〔上〕(ト ナシ)候、重而承候ハ、先銀〔子〕(ト ナシ)を早ゝ相登、大蔵丞罷登候者校量次第と承候、就其関之地蔵より先江罷通〔り〕(ト ナシ)、五月朔日ニ大坂江罷着、志布志屋三郎右衛門殿江銀子三貫貳百五拾目借用申〔候〕(ト ナシ)、江戸替銀大坂ニ而丸屋庄右衛門と申人江相拂候、其上借銀仕、京都江可持登と取組候處〔ニ〕(ト ナシ)、國元より銀子三貫八百目餘参候条、則京都

江五月三日ニ使好田半兵衛尉（「吉也」）、又（ト大）蔵丞・渡右衛門同前ニ罷登候、定而御宿木之下邊ニ而候すると存、藥屋与右衛門殿所へ参、尋申候事、

一赤坂より大坂江被召下候ニ付、池田早兵衛尉ニ同名仁（ト二）右衛門を以申候者、申ニ不及儀ニ候得共、若宿脇ニ被成候而者可悪敷候、木之下御蔵奉行衆江被仰候而可然（ト候）由申置候事、

一藥屋與右衛門（ト殿）江尋申候ハ、五月朔日ニ大和守（ト従江江戸）より）被罷登候間、定宿木之下邊ニ可被申（ト付）と存候、御存可有（ト之）候条、御訓可被成由申候、与右衛門殿被申候ハ、扨ハ御上洛ニ而御座候哉、存不申候、木之下ニ可相知候、尋可申由被申候、それより入江久次（ト郎）殿、又有馬左近殿（ト江ナシ）（與右衛門殿）状を以被尋候へハ、此邊ニハ御宿ニ而無之由被仰候、使罷帰候刻、諸町ニ而供衆内前田主税助と申者ニ、篠原渡右衛門行合、同心ニて与右衛門殿所江参候而、宿三条之由相知候事、

一我等事、則御宿ニ可罷出候得共、國元より持合有之候（ト指）由大坂ニ而御延慮申候（ト承）事、

一國元より参銀子、使好田半兵衛尉直ニ三条御宿江持参被申候事、

一五月三日ニ篠原渡右衛門を以承候ハ、「寛陽公御妹」御前様御召料御ひとへもの御かたひら、御袋様御単物御帷（ト子）、御姫様・御曹子様御帷（ト子）、又兄弟衆かたひら、女房衆帷（ト子）、其外御下物大蔵丞手前より調可申由承候間、与右衛門（ト殿）所江罷居候、馬道具等ハ御手前より調可被成由承候事、

一五月十日ニ申候ハ、大方御帷（ト子）共出来申候条、御下可被成由申候、被仰（ト下ナシ）候ハ、未馬道具うるしひさる由被聞召候間、出来次第御下之由被仰候事、

一同十三日ニ申候ハ、御帷（ト子）皆々出来申候、早々御下向可被成由申候、被仰候者、下物相調候哉、一段之儀（ト二ナシ）候、京都へ長々逗留ニ而候条、大坂へ下、直（ト二）舟ニ可被召候、大蔵丞者早々罷下、大坂御蔵奉行衆・御舟奉行衆江（ト茂ナシ）申入、船を調相待可申由承（ト申）候、五月十五日者悪日ニ而候、十六日ニ者早朝打立可被成由候、於其儀者一段之儀候間、追付御下待上候由申上候事、

一同十四日ニ大蔵丞・臺所役人池田早兵衛尉次第荷物〔さいりやう〕、安田次郎兵衛尉・案原渡右衛門、如大坂罷下候事、

一同十五日ニ、御馬弐疋罷下り候、中津野幸右衛門を以承候〔へ〕ハ、十六日ニ御下可被成由候へとも、十七日・十八日之間ニ必御下可被成由承候事、

一同十七日ニ御下可有之かと存、待上候へ共御下無之条、無心元存、同十八日ニ大坂より仙光坊御登、三郎右衛門殿被給候状共のほせ候て、誂可給由承候間、細〻状調、早〻御下向之由、池田二左衛門迄状登せ候事、

一廿一日ニ者餘〈り〉おそなをり候間、態飛脚を仕立、心之及状を調、好田半兵衛〔尉〕・池田〔二右〕衛門・財部權之丞まてのほせ候事、

一廿一日之戌時ニ、京都供衆中より〔喜久八〕と申者を以我〻へ〔被〕申下候ハ、大和守〈殿〉十七日ニ見物ニと申〔被成罷出〕候而、于今無御帰候、追而可申〈上〉候へ共、今も御帰被成御しかり可有之と存、延引申候、餘程延候故、以一人右之通申下候由被申候、其左右承驚、夜中に大坂より罷登、三条宿へ参尋候へ共、未〔無〕帰候故、池田二左衛門を同心仕、追付木之下江罷出、伊地知李右衛門殿江御披露〔可申〕候事、

〔右之外、被仰候事茂承候事も無之候、已上、〕

「寛永十七年」
辰五月廿六日　　大和守内
伊地知大蔵丞（花押）

伊地知李右衛門殿
相良權兵衛〔尉〕殿
参

31 ○　大和守殿御内衆口柄聞書

好田半兵衛申分之事

一御國元より銀子持せ、五月二日之曉に罷上り申〔事付〕、伊地知大蔵助殿大坂江被参候〔ニ付〕同道申罷上〈り〉申候事、

一何日とハ覚不申候、清水寺へ御参被成候由ニ而、三条之御宿を被成御出候得共、清水江者無御参候而、直ニ茶屋ニ御出候、御供衆好田半兵衛・池田仁左衛門・中津野孝右衛門・財部權之丞・安田次郎兵衛・才七御供

仕候、

一右之日、六条之けいせい「傾城」五人右之茶屋ニ召寄候、内壱人おりべと申女ハ大和様召寄候、半兵衛よび申候けいせいハ出雲と申候由被申候、残女三人之名不存候、右五人之衆(ト江)御銀子相渡候ハ半兵衛かけ渡候、

一右之後、又清水の右茶屋(ト へ)御出候、半兵衛・權之允・才七御供申候、けいせいよひニ半兵衛被遣候得共、半兵衛申候ハ、けいせいハ無隙(ト之)候由申候て召列不申候、然処ニ權之丞・才七又被参候而、けいせい四人召列被参候、内壱人おりべと申女大和様召寄候、半兵衛ニ被下候女者おやまと申女ニ而候、残名不存候、

一又右之後、清水之茶屋山伏所へ御出被成候、權之丞・半兵衛・才七御供仕候、けいせい四人召寄申候、大和様御よひ被成候おりべと申女、残けいせい(ト ハ)名不存候、

一五月十七日ニハ半兵衛・仁(ト二)左衛門御物かや買ニ罷出候、又其後半兵衛・二左衛門・權之丞、此三人私の買物ニ昼ハ罷出候、其留守之間ニ大和様御差出被成候事、

一同十八日ニ罷出、六条己未おりへと申女房江大和様様子尋申候へハ、おりへ申候ハ、昨日六(ト七)ツ時分御出候而一刻御立帰被成候、又前々才七よひ申候女こふしへ尋申候茂、右同前申候、一刻あけ屋江御出候而、盃被成候由申候、それよりあけ屋は何かたニ而候哉と申候へハ、こふしあけや江引付申候(ト ナシ)〔二〕付、あけやにも尋申候へ共、則御帰被成候由申候、

一五月十七日ニ銀子百四拾弐匁五分御用之由ニ(ト而)付差上申候、かやうニ過分ニ銀子入間敷と申候得者、御書物被下候間、早々あけ申候へと被仰候而、才七江相渡申候、

一慶右(ト左)衛門・才七、私之買物少も不仕候、

池田仁(ト二)左衛門申分之事

一石邊(ト部)より御先ニ京御宿取ニ被遣(ト候)、様子ハ京之二右衛門与申人江参候而、かり「可欠」不申由被仰付候、二右衛門所不存候ニ付、才七与申者案内者ニ被仰(ト付)候ニ付、二右衛門所江参候、就夫二右衛門前より今之三条宿筑前屋長左衛門所かり候而被渡候、

一何日とは覚不申候、清水寺江御参候、下向ニ茶屋ニ御

出候、半兵衛・權之丞・才七・二左衛門御供申候、けいせい五人召寄申候、二左衛門よひ申候女〔ハ〕(ト)むくら、残之女〔之〕(ト)名不存候、

一五月二日ニ清水寺江御参被成候時、中途清水とぎおんと〈ト〉の間ニ而、年比五十程ニ罷成候入道ニ行合被成候而、清水之様子無御存候間、案内者可仕由被仰候ニ付、案内被申候、下向ニ茶屋ニ而右〔ノ〕(ト)入道ニ御酒給候、よひ申候而入道ハ跡ニ罷居候、又御宿をかり申候而あけ申候、二右衛門も跡より被参候、〈ト此〉二右衛門と入道ハ跡ニ被罷居候、大和様者御先江(ト)ニ御立被成、大佛見物ニ御出候而、夫より御立帰被成候、

一銀子百目餘、大和様御手前ニ半兵衛より御請取被成候者、朝かや買候而罷帰候而、又昼私之買物ニ罷出候時、半町ほと参候を半兵衛召よせ、銀子あけ申候へと被仰候而、御請取之由(ト候)被申候、

一五月十七日(ト)ニ朝ハ御かや買ニ被仰付、半兵衛同心申候而罷帰(ト出)候、昼〔ハ〕(ト)私之買物ニ權之丞・半兵衛・二左衛門三人暇申候而、買物ニ罷出候跡ニ、大和様御指出被成候、

道具持喜兵衛申分條〻

一五月二日ニ清水寺江御参候時御供申候へ共、御道具御持せなく候、

一五月十七日ニ大和様御指出候刻ハ、慶左衛門はさミ箱持せ御先ニ被罷出候、其跡より才七罷出候、頓而慶左衛門罷帰候而、はさミ箱取ニ夫丸参候へと被申候、其跡より大和様才七めしつれ御出候、

夫丸三九郎申分

一五月十七日、御はさミ箱壱荷、慶左衛門持せ被召列候〔ニ〕(ト)付、持候而寺町筋四条上り(ト)町迄参候時、そこへ召置(ト寄)候而可罷帰由被申被申(行カ)候ニ付罷帰申候、夫より大和様才七壱人めしつれ御差出被成候、頓而慶左衛門被罷帰候而、先之はさミ箱取ニ参候へと被申候而、喜兵衛と申者へそれより頓而慶左衛門罷出被申候、

池田左傳次申分但御荷物衆年比十六七程

一五月十六日ニハ御暇申、清水見物ニ權之丞(ト九)同心ニ而罷出候、清水之茶屋ニ可罷居由權之丞被申候〔ニ〕付罷居(ト道)候、跡より大和様御出候而、才七・左傳次両人ニけいせいよび被成被申(ト下)候、其内ハ大和様ハ建仁寺江御参候而、御帰宅之刻、はや仕廻申候哉与被仰候而、頓而御帰被成候、

一五月十六日ニ左傳次御暇申候▽(ト)跡ニ△内衆皆々ニ帷子上下共被下候由候、十七日ニ承申候、

一五月十七日、三日前より御荷物才七ニ被仰候、取あつかひ被申候△

一五月十七日ニ御差出、前ニはさミ箱明候而返り申候を、大和様よりなをし申候へと被仰〔候ニ〕(ト付候)付なおし申候、最前御はさミ箱出候時ハ不存候、

渡邊權兵衛申分

一臺所を調申候間、壱度茂御供不申候間、世間之様子不存候事、

一壱度夜〔る〕(ト ナシ)之四ツ時分ニ御帰候事御座候事、

一五月十七日ニはさミ箱出し候、慶左衛門持せ被参候事、

一不審成人御見廻為被申人無御座候、

夫丸喜兵衛申分

一はさミ箱取ニ可参〔候〕(ト ナシ)由、慶左衛門被申候、〔就其〕(ト然共)有所不存候間、難成之由申候へハ、寺町ニ才七はさミ箱ニ相付〔罷〕(ト ナシ)居候間、可参〔と〕(ト ナシ)由被申候〔ニ〕(ト ナシ)付参候へ者、四条之かとに御座候を持返〔り〕(ト ナシ)申候、才七茂同前ニかへり被申候、

一頓而大和様ハ才七壱人めしつれ御出候、其跡より慶左衛門被罷出候、

五月廿四日ニ従大坂罷上候、
中津野孝右衛門申分

一壱番ニ清水江御参之時ハ、跡より主税助同心申参候而、清水ニ而追付申候、茶屋ニ御立寄被成候、孝右衛門・主税助両人ハ供不被仰付候処ニ、為何儀ニ而参候哉(ト く)承候ニ付、御先ニ罷帰候、跡之儀不存候事、

一右之後御供可仕之由被仰付候〔ニ〕(ト)付御供申候、然者茶屋之奥ニ入候而可罷居之由被仰付、大和様ハ才七壱人召列御差出被成候、頓而〔半兵衛尉(ト)・權之丞・半兵衛尉〕両人ニ而けいせい六人めしつれ被参候〔而〕(ト)、半兵衛尉・權之丞・孝右衛門・才七・喜〔三〕(ト)兵衛(ト)〈尉〉・次郎兵衛尉(ト)〈ヘ〉被下候、大和様ハ御よひ不被成候、

一大和守様(ト)ハ連々被仰候ハたぼんニて候間、女ともちかく不被成召寄候、

一道中ニ而も大蔵助殿ハ別宿を被仕候へと被仰付候へとも、宿などせき申候時ハ同宿又別宿をも被仰(ト)仕候事ニて候、

▽(ト)一不審成人ニ御見廻無之候△

財部權之丞申分

一五月十七日ニ大和様御宿御出被成候刻ハ御暇申、買物ニ罷出有合不申候事、

一清水通之茶屋、又三年板(ト)坂之茶屋、以上四所ニ度々御遊山ニ御出被成〔候〕(ト)、内ニ弐度ハおりべと申女、六条より我等吉田半兵衛尉召列候而参候、又壱度ハふ(ト)てしまとやらん申女、是茂六条より我等(ト)茂才七両人ニ而めしつれ候而参候、其刻我々江茂女御買せ被成候而被下候、茶屋之亭主又日限なと覚不申候事、

一五月十七日之夜入時分迄無御帰宅ニ付、人足喜兵衛召列六条へ参(ト)〈り〉、おりべと申女ニあひ、大和(ト)〈守〉様〔ハ〕(ト)此邊ニ無御出候哉と尋候へハ、今日八ツ時分ニあけ屋ニて掛御目〔ニ〕(ト)候、明日ハ早々御下向ニ(ト)付候、御暇乞ニ御越被成候由被仰、御盃被成、やかて御立帰り被成候由申候、

一十八日之晝迄無御帰宅候ニ付、半兵衛我等致同心、六条江参、前稜〔ニ〕(ト)才七買候女房こふ(ト)りと申女ニ逢、尋候へハ、おりべ同前ニ昨日あけ屋ニ参候由申候、其あけ屋をおしへ候へと申候へハ、人を付候(ト)間あげやに参尋候▽(ト)へハ△、昨日御出被成候御方やかて御立帰〔り〕(ト)被成候、其後無御見得候由申候、あけやの亭主(ト)之名不存候、

一建仁寺脇寺禅居庵江、「寛永十四年ヨリ四年目也」五月十一日相模様御命日ニ付樽

銭壱貫文御持せ被成、自身御出被成候、御供申候、又其後壱度御見廻ニて候、

一はしめけいせい呼ニ参候ハ、半兵衛〔と〕(ト)権之丞両〔人〕(ト)被仰付参候而不罷成〔之〕(ト)由申上候へハ、才七申候者、我等参候而召列可申由申候ニ付、権之丞相付両人参めしつれ候、

一大和守様ハ三度女房召寄せ候、権之丞ハ四度、才七〈ハ〉五度、半兵衛三度、二〔右〕(ト)左衛門一度、左傳次壱度、孝右衛門壱度、次郎兵衛尉壱度傾城召寄せ被下候、

一権之丞よひ申候女ハせんと申候、才七よひ候女ハこふち、残女〔之〕(ト)名ハ不存候、

一はしめ清水寺江御参候時、権之丞ハ大和様江四条ニ而追付申候而見申候へハ、坊主壱人相付罷居候而、清水案内者被仕、茶屋迄相付被申候而、酒ニよひ被申、跡江被罷居候、其茶屋ニ女壱人宿〔へ〕(ト)才〈七〉覚申候、二右衛門前よりよひこミ被申候而、しやくとらせ被申候、

一江戸ニ而又兵衛所江罷居候うらかた仕〈抔〉(ト)るものニ慶左衛門〔尉〕(ト)度〻被参候、

一江戸又道中并京御滞留中地下衆なと見廻無之候、

聞手 伊地知杢右衛門〔重政〕〔尉〕(ト)
同 相良權兵衛〔頼員〕〔尉〕(ト)
同 奈須五左衛門〔祐直〕〔尉〕(ト)
〔同〕(ト) 赤松宮内左衛門〔義隣〕〔尉〕(ト)
〔同〕(ト) 有馬左近将〔純實〕

辰二月廿四日(ト五)
「五ノ欠カ」

32 ○ 覺▽◎写△

一前〻(◎ニ)御けいづ入申候箱ハ御座候得共(◎へ)、〔けいづ〕(◎御継圖)ハ無之候、國本よりも参候哉、又ハ不参候哉、不存候へ共、御尋ニ付前〻(◎之)様子申上候、(◎已)以上、

「寛永十七年」
辰五月廿四日

大和守内
案原渡右衛門◎〈尉 (花押)

京都
御蔵御奉行衆中

(本文書ハ「旧記雑録後編六」一三二号文書ト同一文書ナルベシ)

33 ○ 猶〻申上候、大和守殿御行衛相知不申候ニ付、御

内衆荷物共跡ニ見被申候へハ、御國元より御持せ
候御道具之内、無御座候道具御座候間、以別紙申
上候、将又巨細之段、幸此度冨山弥一兵衛殿下國
ニ而候間、委申含候条、可被聞召上候、以上、
態令啓上候、仍大和守殿江戸より為御帰國、五月朔日
ニ京三条(◎江)御着、御宿被成候而、京都(◎江)私之御用等被
成相調候ニ付御逗留候、然処同十七日昼時分ニ、何方
へか御差出被成候て無御帰、御行衛相知不申候由、大
和守殿役人衆伊地知大蔵丞、伊地知杢右衛門(◎尉)〈在京詰
前ニ而候処、木之下(◎江)五月廿二日ニ参候而、如此之仕
合(◎之)候由被申出候、就其杢右衛門(◎尉)〈より相良權兵衛尉大
坂へ罷在候ニ注進承候間、則致上京候而方々手分仕相
尋申躰ニ候(◎得)共、今日迄ハ一圓ニ御行方不相知候ニ付、
御注進申上候、江戸(◎江)も右之通有馬左近将曹殿を以、
巨細之様子申上候、大和守殿御行衛相知候ハヽ、追々
御注進可申上候、誠惶誠恐謹言、

「寛永十七年」六月二日　　相良權兵衛尉頼員（花押）

伊地知杢右衛門(◎尉)〈重政（花押）

「田」「政統」鎌出雲守様
「原」「重庸」三左衛門佐様
「上」「久国」川因幡守様
「島津」「久元」下野守様
「仝」「久慶」弾正大弼様
参人々御中

（本文書ハ「旧記雑録後編六」一二九号文書ト同一文書ナルベシ）

34

○　以上

一書令啓候、然者大和守殿去月此元御暇ニて、京都(◎江)
五月朔日ニ被成上着、三条(◎江)宿候而、同十七日迄被成
逗留、十七日之昼程ニ殿原「家来也」一人・さうり取一人にて何
所共なく御出候、惣内衆も七日八日程被相待(「尋カ」)候得共、
御座所不相知候間、伊地知杢右(「重政」)〔衛門〕(◎ナシ)殿道正(◎江)被罷居
候ニ、注進被申候ニ付、即三条之御宿(◎江)被懸付候而、
従御家中之細工稽古衆(◎与カ)〔と申〕衆、御家へ致出入衆にて
方々相尋(◎得)候共、五月廿五日迄者御行衛不相知ニ付、

此方へ注進被申上候、自然不慮之儀共候而被成御果候共、従其所遅申出候ハヽ可及大事候条、少も無油断、板倉殿（「京都所司代周防守重宗」）へ可致披露候処ニ、無其儀候間、御果（候）ニ而者有之間敷候、定次第ニ者御座所可相知と被申候而、内衆も先一節者御行衛可承由候而、京都へ逗留可申由候間、大坂へ被罷下候而被承合候様ニと申渡候、御氣違ニ而も候ハんかと存候▽◎へハ△内々御荷物なとも少々御退候躰にて、被召列候両人（ニ）計御知せ候つる由申候、如此存之外成儀無之候、「光久公」薩州様も被成御驚候、先々當時之様子申下候、市来備（家尚）後守殿迄各より内證にて可被申渡（候）、もはや殊外程久候間、御立帰者有之間敷と存候、猶委細者五代正助（介）・山田十左衛門（尉）被罷下候間、口上ニ可申達候、恐惶謹言、

「寛永十七年」
六月十日

伊勢兵部少輔
貞昌（花押）
山田民部少輔
有榮（花押）
北郷佐渡守
久加（花押）

三左衛門佐様
鎌治部少様
川因幡守様
下野守様
弾正大弼様
参人々御中

（本文書ハ「旧記雑録後編六」一三七号文書ト同一文書ナルベシ）

35「新納二兵衛蔵」

○　猶々ふしき千萬之儀申来候、大和殿五月十七日京都より被走候由申参候、誠ニ其身之不肖ハ不及申、御外聞与申、次ニハ御一門中之嘲、口惜次第ニ候、絶言語候、不入事なから筆之次ニ申候、火中、

自江戸去月十九日之書状ニ、貴殿可被参之由被仰出候間、急度可差上せ由候、内々申合せ候与存候、今度ハ在江戸之可為用意候条、其御心得尤ニ候、別而江戸御仕合能旨申来候、明朝可申談候、恐惶謹言、

「寛永十七年」
六月十三日　　久慶（花押）

「島津」
弾正
久慶

新納二(久親)右衛門殿

一乗院
在判

36 一加世田小川監物日記如左、

寛永十七庚辰年　辰六月小

一十九日、島津大和守様江戸より御下向之時、京都へ永々御逗留候而、何方共不知御うせ候由、桑内膳殿と出(ト「本マヽ」)衆儀ニ付、御地頭ニ使ニ被参候便ニ被承候、其後高野山江御(ト堪)勘忍之由しれ候て、度々御迎ニ諸人御登御下向被成、熊之嶽江御入候、何そ上儀悪くハ無之候へ共、御述懐ニて〔か〕(ト「ナシ」)候ハんやと聞得候、

37 ▽◎うつし△

猶々不思議之仕合ニ候、(◎以)已上、

○今日申ノ刻ニ大和守殿蓮金院(◎〈)江御登山候、早々蓮院より飛脚差下候、其元可然様ニ因州(川上入国)へ被仰上候て可然候、予也有合候間、先々懸御目候、御存分之躰一向不承候、蓮院より可被仰候、十六日ニ罷下可得御意候、先以早々如此候、恐惶頓首、

「寛永十七年七月也」
夷則十日

相良權兵衛尉殿
伊地知杢右衛門尉殿　人々御中

（本文書ハ「旧記雑録後編六」一四九号文書ト同一文書ナルベシ）

38 ▽◎うつし△

尚以御存分ハ如何(◎〈様)共不承届候へ共、先々一左右申上候、蓮金院へ直ニ御付被成候、是又為御心得候、以上、

態以飛脚致啓上候、然者大和守殿今日申之刻ニ當地へ御越被成候様子、内々被仰聞候之間、則以壱人申遣候、委曲御返事ニ承度候、恐惶謹言、

(寛永十七年)
七月十日申ノ刻

蓮金院
秀傳在判

相良權兵衛尉殿
伊地知杢右衛門尉殿　参

（本文書ハ「旧記雑録後編六」一五〇号文書ト同一文書ナルベシ）

39

▽◎以上△

○追而申入候、今日未之刻ニ高野蓮金院〔より〕(◎ナシ)爰許御蔵衆迄、以書状被仰越候、大和守殿去十日ニ蓮金院へ御出被成候、菟角之様子ハ未被為聞候へ共、先御注進被成由候、一乗院も盂蘭盆を高野ニ而可被成由候而、于今彼地江(◎〈)逗留被成候、同前ニ書(◎状〈)参候間、うつし差下申候、此元へ和州役人伊地知大蔵允被罷居候間、御蔵奉行衆付衆之内一人相附、明日高野へ差上せ、何とぞ御國へ御下向候様ニと申させへき由談合申候、数日無御出候間、御前を心遣ニ被思召様子ニ候ハヽ、國分之三光院を相付可申候、其上にも重く被思召候ハヽ、一乗院可有同道哉与、狩野介殿・權兵衛尉殿・杢右衛門尉殿談合申候、江戸へも則飛脚を以申上候、巨細(◎右)五左衛門(◎尉〈)へ申達候間、可被聞召達候、▽◎恐惶謹言△

「寛永十七年」
七月十七日(◎一)

川上因幡守
久國（花押）

弾正大弼様
下野守様
三原左衛門佐様
鎌田治部少様
人々御中

（本文書ハ「旧記雑録後編六」一五一号文書ト同一文書ナルベシ）

40

○今度御國本江不罷下、ケ様之身上ニ罷成候事者、前々相模何之罪も無御座処、如何様之儀ニ而候哉、度々切腹ニ相極候へ共、中納言様御存分無相違間、頓而被召置(ト直)候、其後毒害に逢致死去候へ共、終ニ無其沙汰〔事〕(ト)(ナシ)、生涯此旨其子としてハ遺恨ニ存候、少も無別儀候、

「寛永十七年」
七月十四日

大和守
久章在判

41

「小川監物日記」

一正保二年酉雪月大　朔日己卯
十一日ニ「山ノ寺也」
一島津大和様数年熊之嶽門前へ御堪忍被成候、遠嶋可被

成由候て、谷山へ御下り寺（清泉寺也）へ御宿候、為何御心中ニて
候哉、谷山衆入番之衆を主従三人ニて切付▽㊤主従△
共ニ御はまり候、御手から働之事、無双由申候、内衆
一人跡より荷物取揃参合（㊤候）、奉行新納二右衛門殿を切候、
則二右衛門殿被切果候、二右衛門殿其後被相果候、

42
〔（㊤ナシ）新納二兵ヱ蔵〕
猶〻手所（前カ）之様も中神内蔵允より細〻申越候、▽㊧
涯分御養生肝要候△〔（㊧ナシ）已上、〕
○此度就嶋津大和守殿流罪、各被指越、既従一之瀬如障
子川、大和殿發足之以後、相残郎等二人被召列帰之中
途ニ而、一人對貴所相働候処ニ、組伏被刺留之由、無
比類儀ニ候、舎兄甚右殿（兼康）迄（㊧者）申候へ共、数ヶ所刀疵之
痛為可承如此候、恐〻謹言、

（正保二年）
「寛永十七年」
十二月十四日　　嶋図書頭
　　久通（花押）
新納二右衛門（久親）㊧（㊧尉）殿
御宿所

（本文書ハ「旧記雑録追録一」五一号文書ト同一文書ナルベシ）

43
「仝」
猶〻極寒之時分（㊧候）ニて疵も痛候ハんと念遣存候、（㊧御）
養生之時分書面（㊧御）六ケ敷候ハんなから遠方之故、
以状令申候、以上、
○態用飛札候、大和〔（㊧ナシ）守〕殿御事ニ付、彼地江被指越候處
ニ、不慮ニ出合候て数ヶ所被手負候由承驚入候、何程
手も御座候哉、為可承用飛札候、乍不申疵御養生肝要
〔（㊧ナシ）ニ〕候、遠方之故見廻不申残多候、其場之仕合承、乍
案中之儀候、我〻大慶存候、御面之節細〻御咄可承候、
猶重而可申入候、恐惶謹言、

（正保二年）
「寛永十七年」
十二月十六日　　新納加賀守
　　忠清（花押）
新納二右衛門様
人〻御中

（本文書ハ「旧記雑録追録一」五二号文書ト同一文書ナルベシ）

44
「舊傳集」
一島津大和守久章ハ尾張様へ参り致奉公さんと被申上候
〔（㊤ナシ）間〕、彼方より嶋津支族ならハ系圖を持参被致候へと

有之、其儀難計(ト叶)して、夫より高野へ入(ト)り居住候、漸(ト)く御國へ呼下し、谷山の清泉寺(ト江)に被召置候、其後物頭之三原傳左衛門「重隆」討手に被遣候、大和殿〔へ〕(ト)案内申入候へハ、寺の客殿脇ニ被出候處を、傳左衛門上の山より弓ニ而真中を志し射けれども、誤て高股を射られ候へは、久章大にいかつて、武士の勝負を決せんに、飛道具ニ而する者か、寄れやかゝれとのゝしり、大庭に飛出られて其勢ひ天魔鬼神のことく(ト し)、中〻寄るものなし、傳左衛門二の矢ニ而み間の真中を(ト被)射候、其時皆〻寄せ掛打果候となり、

45「新納二右衛門尉久親系傳」

一嶋津大和守雖為貴戚深有犯罪、而屈居于川邊郡山之寺者有年於茲矣、正保元年甲申「二年也、誤」十二月十日、使久親往其地傳遠流之命、大和守無障已〔ニ〕(ト二)以到于谷山、翌日久親引大和守之家臣三次者、欲帰「鹿児」(ト憑)嶋、未過山中之際、不意三次忽然拔短兵切久親、久親欲生捕之已〔ニ〕(ト ナシ)雖與伏、以初太刀自左腕至指頭深所切傷、不得生捕而遂刺殺矣、久親帰私宅加療養亦非験、同月廿四日死畢、享年四十一也、

46「肝付縫殿助兼佳系傳」

一谷山江致居住御奉公相勤、然処嶋津大和守殿被蒙御勘氣谷山清泉寺江蟄居、此時為警固〔ノ〕(ト ナシ)番、奉谷山縣令命相勤之節、大和〔守〕(ト ナシ)殿正保二年酉十二月十一日及殺害刻遂戦死、依之福昌寺戦亡帳被記之、

右、元禄七戌九月十七日肝付伊左衛門書出也、

47

右(ト之)通写集、前文之事考合候処、慶長七寅八月、又四郎殿一件風説ニ付　松齢様御誓詞被遊候(ト以)処後同十七子六月ニ茂誓詞、又其後者寺領を茂被仰付、又其後茂御神文共被下、又其後者番付如く度〻切腹ニ茂被為及程之事共有之、終毒殺等敷被相果、其御二男大和殿ニ而、是者乍庶子茂、　寛陽院様御同腹之御妹様を　龍伯様御二女新城様〔守右衛門尉〕(ト ナシ)彰久後室、御養母(ト女)とシテ御取合有之、〔寛陽院様〕(ト光久公)御事者、右〔通〕(ト ナシ)　新城様御妹なから茂御前

様ニ為被為立　持明様御養子とシテ、御家督為被遊御事候得者、　竜伯様御一筋茂猶宜被為續、差次ニ者大和殿茂右通ニ而、格別成御取持と相見得候得共、抑御祖父右馬頭殿佐土原移之時分より、彼一城之昵近ニさへ不被召列為被残置又四郎殿故ニ茂候欤、却而其後者佐土原ニ茂為劣、一所共ニ而者何欤不足ニ被思召事も有之、右次〈弟〉被相果候欤、就而大和殿ニも同様述懐被為受継、何れ不忠之御身持難被及是非、右為躰ニ而被為殺候欤、然者慶長七年より正保二年迄四拾四年目、右馬頭殿より大和殿まて四代相掛、幾度も　御隔意等敷事共不相止、大和殿限ニ頓与平治為仕筋ニ被相考、漸〻勢ハ微少ニ成行候へ共、初發之比者決而　御内輪〈ト輪〉ニ而難被成訳茂有之、表向國若様〈ト松〉御貫之御計略ニ為成立事ニハ無御座哉、治乱之境ニ而、只今太平之人氣ニ而ハ難心得事共必可有御座、兎角誠忠之事ハ一旦ハ晴曇有之候〈ト へ〉共、終ニ者顕れ〔本ノママ、と見〕〈ト申習〉候間、前件貞昌抔御使為被〈ト相〉勤茂、〔決而〕〈ト ナシ〉誠忠之計策ニ可有御座、其故ニ社　琴月様御血筋如唯今被為盛候半、〔是〕〈ト ナシ〉誠忠之顕れ候證據与奉存候、然共秋水先生國史江正論為被仕置茂誠忠之識見ニ可有御座、其故に社此度世評ニ申様、御城代衆御都合能被仰度候茂、先生之正論被為聞居候故、是亦誠忠之御勤被為盡候半、然者此云人皆〔本ノママ、〕〔〻〕向〻事〈ト ニ〉ハ相替候得共、為御家〔各〕〈ト ナシ〉誠忠ニ相叶為申ハ同然欤〈ト 与〉〔、萬一貞昌抔右様之良策不被仕候ハ、、却而御血筋可被為〔ママ〕只其事而已心配之餘り為被招誤ニ而、其誤而已世ニ申觸候茂残多〕相考、乍恐極内分為吟味〔如此〕〈ト ナシ〉〔、〔穴賢、〕〈ト ナシ〉写集、且愚按書述置もの也、可秘〈〈、

天保六年乙未二月廿二日〈ト 六〉　平季安（花押）

（ト ニハ以下ナシ）

48の1

○　伊勢貞昌請二國若君一論

元和二年丙辰六月二日、子虎壽丸生、初　公年過二三十一、未レ有二継嗣一、欲下以二國若君一為上レ嗣、語二本多正信一、国松丸、其後、因三伊勢貞昌如二江戸一、使下シム因二正信一請中於大家上、事在二慶長十七年一、大家弗レ許、既而子兵庫頭生、三歳而夭、至レ是、虎壽丸

生、此年　公四十一、　公欲下以二国若君一為上嗣、使二貞昌請一、蓋與二貞昌一謀焉、貞昌於レ是乎、不レ能レ匡二救其過一、而反(奬カ)奬二成之一、何其謬也、夫人四十五十而生レ子者、世多有レ之、況當三貞昌之聘二江戸一也、　公年三十七矣、而未レ有レ男、豈謂二其終無レ子乎一、設(モシ)使二終無レ子乎一、則當下擇二於　公族一、以為中之嗣上、何若(苦カ)汲汲然欲下以二徳川氏之子一為中島津氏之子上乎、春秋襄公六年、莒人滅レ鄫、穀梁傳曰、非レ滅也、立二異姓一以莅二祭祀一、滅亡之道也、晉范甯註曰、莒是鄫甥、立以為レ後、非二其族類一、神不レ歆二其祀一、故言レ滅、非二以レ兵滅一、胡氏傳曰、或曰、以二莒公子一為レ後、罪在二鄫子一、不レ在二莒人一、春秋應下以二梁亡之例一而書中鄫亡上、不レ當三俱責二莒人一也、今直罪レ莒、舍レ鄫何哉(ヤ)、曰、莒人之以二其子一為二鄫後一、與下黄歇進二李園之妹於楚王一、呂不韋獻中邯鄲之女於秦公子上、其事雖レ殊、其欲下滅二人之祀一而有中其國上、則一也、春秋所二以釋レ鄫而罪レ莒歟、以レ此防レ民、猶有下以二韓謐一為二世嗣一、昏二亂紀度一、如二郭氏一者上、夫莒人欲下滅二人之祀一而有中其國上、春秋罪レ之、況欲下滅二君之祀一而賣中其國上乎(ヤ)、雖レ曰下大家弗レ許二其議一、竟寢上、然以二春秋誅レ心之法一論レ之、則貞昌之罪過二莒人一矣、而大家之所以レ弗レ許者(ハ)、不レ欲下滅二人之祀一而有中其國上也、先輩、作二御恩徳記一、特著二其事一、以為レ有レ大二造於我一、亦可レ謂レ有二識見一矣、或曰、當二是之時一、寇亂雖レ平、推固多事、諸国搖搖、有レ如二贅旒一、貞昌為二之懼一、欲下(使脱カ)公結二親於大家一、以為中子孫萬世不拔之基上、其計出二於不レ得レ已、雖レ不レ能レ無レ過、所謂觀レ過(コヽニ)斯知レ仁者矣、子何責レ之之深也(ヤ)、正誼對曰、不レ然、竊按二舊譜一、関原以後、両宮假貸、安二撫　松齢公及貫明公　慈眼公一者至矣、社稷既安、城池如レ故、未三嘗有二搖搖贅旒之危一焉、則貞昌之計、得レ已而不レ已者也、儻使三大家聽二其言一、則是将下欲レ存二其国一而反亡上之、将下欲レ續二其宗一而反絶上之、猶二畏レ溺而自沈一也、嗚呼貞昌、古之良大夫也、歴二事四世一、外参二軍謀一、内賛二國政一、觀下其上二　寛陽公一書上、則愛レ君憂レ國之意、藹然溢二於言表一、所謂進思レ盡レ忠、退思レ補(輔カ)レ過者矣、而一事之謬有二如レ此者一、若使三後世議

臣有レ取二於其議一、則其害将レ有二不レ可レ測者一矣、故臣不レ得レ不二力辨一、

（「島津国史」元和二年条ニ同文アリ）

48の2

右、近頃借得候間寫入置、春秋之論者、尤左も可有御座、事實者似疎略候得共、第一後世之議臣、如貞昌事共御取次申人為無之被辨置候者、尤之至、可為永鑑もの也、貞昌之時宜者、前文書置通ニ而、誤襲之も亦自沈者と云へし、実に忠義を抱くもの、誰欣其勘弁なからん哉、

49

「前文貞昌論ノ上ニ書入」

季安云、先生謂三大家之所二以弗レ許者一、蓋非三必如二先生意一也、何以言レ之、元和三年台徳廟出二其子正之一、為二高遠城主保科正光嗣一、而迫二正光卒一立襲二封於高遠一、如レ此不レ知先生評為二如何一、實是則、不下亦滅二人之祀一、而有中其國上乎、以レ是觀レ之、其弗レ許レ之、非レ如二先生意一者、明矣、季安按、當時　公使三貞昌請二嗣於大家一、蓋原二其本一、則出丙乎　松齢公念二　公尚壮一、竊謀レ拒二増宗等因二夫人既老、猶抱二妬忌一禁二他内寵一将下立二夫人甥一以乙為レ嗣之巷説甲者一、如二上所レ叙也、スル據レ此、大家之弗レ許、蓋恐二内亂一耳、先生論解二經傳一則雖三精且明一、於二藩事實一、似三探討未二研究一、可レ惜哉、

右、天保九年戊閏四月補正之、

季安重識

「同三十九慶長十七七月」

一伊勢貞昌使駿府江府、貞昌依本多正信云、　家久殆四十、未有嗣子、願賜國若君以為家嗣、（先年密談正信）、正信云、先此慶長十五年、　家久在江戸之時、已及　台聽下命云、　家久未老、必有男子、若無則一族之内使任其器者為嗣、聊無唯諾、　大樹御暇乞之節、口自曰、此事俟時可申、君見帰國、

張紙　家康公御病氣御大切之砌、元和二年四月八日、於駿河御城召　家久公・松平肥前守利尋・松平陸奥守政宗・細川越中守忠利賜腰物御頼成さると云々、

50「享保十一年十二月」

一玄蕃殿祖相模久信之母ハ　龍伯様御娘ニ而、新城を御給被成候故新城様と申候、右久信之四男大和久章、新城様御遺跡を領地仕居候処訳有之、於谷山被誅、所領被召揚候、大和一子又助忠清母ハ　家久公御女ニ而候、光久公御代右又助忠清江新城様御遺領拝領被仰付、玄蕃殿四代之祖玄蕃頭忠純(紀カ)弟分被仰付家相立、當市太夫(久雄)迄三代ニ罷成候、

51　　51の1

(川上久国)
商山様　　平田盛右衛門(純正)

覚写

一幸侃妻子居所東福寺へ、拙子親類者東郷彦右衛門・八代民部左衛門罷居候条、為見廻参候、同心者根占之あい河・山ふし東福坊同心候而参候、

一右両人ニ而物語被申候、市成掃部兵衛殿・津留十郎右衛門殿見舞被参候、其上御屋形内に物沙汰はりのミ、程候事もつけ候仁有之由被申候、つけ候人者御そは本ニ御座候、無餘儀人と申候、上下之御屋形之分者不承候、

一庄内へ母を召置申候、其方より文のほり申候を、幸侃之内大田清右衛門と申人之使ニ持せ被遣候、京極殿屋形之ついちの本ニ而受取申候、

一拙子刀、去々年在京之時分、大坂もしや之内、次郎左衛門と申人にしちニめし置候を、幸侃之内椛山蔵允と申人所望ニ而候間、うけさせ申候、是も今にハふゑんりやうと存候、其故ハ幸侃果候後、大坂ニ而談合申候、右之条々、只今御成敗ニ及候共、夫者無是非候、少も偽之儀不申上候、仍為後日證跡如此候、

慶長四年
四月卅日　　西俣七兵衛判

旅庵老
比志島大膳允殿
長濱与一兵衛殿
久冨但馬入道殿
参

（本文書ハ「西俣七兵衛覚書写」ヲ平田純正ヨリ川上久国ニ宛タルモノナラン）

一西俣者鹿児島衆に而候哉、又何方之人有之候哉と御尋候、我等十三四比ニ而も候哉、吉野御馬追　龍伯様之御時、西俣加賀七稲妻切と書候を、御さしきより見申候、外城衆ニ而者有ましきと存候、御馬追之おろに外城衆ハ入不申候事、

一加賀七御誅罰の翌日か、　惟新様御屋形へ何も出仕ニ而候、鹿児嶋衆ハ過半　少将様御供ニ而被下候、伏見へ残候衆ハ、本田少五郎後伴兵衛・伊集院半五郎・小嶋少介・高弥三郎三官子・柏木茂介なと居候、出仕之座ニ而咄御座候、少五郎・半五郎も若輩故、人ニ被抱駒ニ乗候、其時西俣加賀七稲妻切のもかへなとも、弓箭なくしてハ入ぬ〳〵と被書候を、おろ之内ニ而見為申由被申候へ者、帖佐衆殊之外笑にて候事、

一西俣被搦捕候、定書物出し候て以後にて候ハんと存候事、但日限者覚不申候、

一幸侃家老北郷与右衛門今一人ニ而候、幸侃死骸は屋形へ被遣候時、内儀死骸を見、なミたをも不流、我即自害すへし、三郎五郎・千次ハ与右衛門かいし候へ、心有被官共ハ屋形に切入候へ、家に早〻火を掛候へとくるわれ候處に、与右衛門妻子ハ可有御助之間、東福寺ニ可被参由被仰出候、家之残儀候間、是非共寺ニ御入候へと申ニ付、東福寺へ被参候、吉利杢右衛門殿・白坂宗兵衛殿咄ニ而候、彼両人ハ内儀之少つゝき故、度〻御使被申候事、

一其日従　内府様井伊兵部殿を御遣し、幸侃御成敗之由候、程近候間、人数なと入候ハゝ、兵部申付候へ、今程普請衆多居候間可有加増由にて、門番所へ御座候而、妻子東福寺へ為参由被為聞候て帰宅被成候事、

一北郷与右衛門此方へ東福寺より内通可被申候と、後〻ニ存合候、源次郎奥方(御下)江戸へ為證人御上り之時、与右衛門ハ納戸衆ニ而被召登候、無別儀事を　惟新様被聞召通、納戸衆ニ被召成かと存候、加賀七事も、自然与右衛門実儀を被申上、急ニ御誅罰に候と存候事、

一幸侃妻子加藤殿屋敷へ被参候儀者、我等六月十日比下向後ニ而候故、巨細不承候、公儀よりハ不被仰付候と存候、　御三殿様御遺恨に被思召候、幸侃妻子被召置

候事、右馬頭殿へ計策状参候事、大口之上場へさしかゝり、大口表被見候事、其外ニも可有之事、

「寛文二年」　壬子九月十八日　「八十二才」(久国)　川上商山

平田盛(純正)右衛門殿

公役類抄

（表紙）

公役類抄

（中表紙）

「　公役類抄　草案　」

『○』百姓公役之事　百姓殿役　殿役夫　殿役遣　殿役米　追立夫　普請夫　宿送夫　夫丸　遣夫　詰夫　供夫　水夫

『○』披官改并年季者改之事　夫仕減

『○』惣郡座并御物座差引之事　御國遣座　御勝手方

1

法度

一諸侍何篇被仰付儀、於相應者不可致難渋、若及吳儀者、可有其沙汰事、

一武具無油断可誘事、付百石ニ付具足壱(◎一)領ツ、可致用意、小給人之事者、雖為右之石之内、人〻可馳走事、

「今ノ公役」

一殿役於不相勤者、門(カド)一〔ツ〕(◎ナシ)ニ付而領主(◎之)知行壱石可被召上事、付百姓無之門屋〔敷〕(◎しき)たりとも、領主前より殿役可仕事、

一諸侍番普請狩等、若懈怠於有之者、可為曲事、自然(◎及)三度者、可没収所領事、

一百姓耕作、卯之時ニ出、戌之刻可帰事、付女とも〔作〕(◎さく)に可出事、

一怜者百姓(◎已)以下ニよらす走たらん時、互ニ許容いたすべからざる事、

一毎度出物之儀、日限を過し無沙汰之者〔有〕(◎あり)、如此之類、後日其科可有糺明事、「外八ケ条略于此」

右條(◎条)〻、若有違犯之輩者、至侍者可没収所領、於凡下者堅可加成敗者也、

慶長九年閏八月十九日　（島津義久）龍伯御判

忠恒御判

（本文書ハ「旧記雑録後編三」一九五五号文書ト同一文書ナルベシ）

2

【國分宮内社人澤氏蔵】

【伊集院肥前入道】元巣江付立、文禄元年三月より同三年ノ四月迄廿六ケ月ニ帰朝申候事、

一九百六拾人　馬越衆蓑田主馬丞方へ立ル夫丸壱人、文禄二年二月ヨリ同四年ノ九月迄卅二ケ月ニ帰朝仕候事、

一三千八百四拾人　主従四人高麗江、文禄三年二月ヨリ慶長元年ノ九月迄卅二ケ月ニ帰朝申候事、但自力にて、

一四百八拾人　蒲生衆福崎甚作方京都へ被罷登候付、立夫壱人、慶長二年三月ヨリ同三年ノ六月迄十六ケ月ニ罷下候事、

一千弐百六拾人　蒲生衆大河平源太左衛門尉【隆重】方伊尻八郎方へ立夫丸弐人、慶長二年二月より同三年ノ十二月迄廿一ケ月ニ帰朝申候事、

一六百卅人　主従三人高麗へ、慶長三年六月ヨリ同年十二月迄七ケ月ニ帰朝申候事、

一千七百拾人　主従三人京都へ罷登、関ケ原へ直ニ御供仕、慶長四年三月より同五年之九月迄十九ケ月ニ罷下申候事、

合壱萬四百四拾壱人欤

六月十二日　伊東作右衛門尉

（本文書ハ「旧記雑録後編四」五四九号文書ト同一文書ナルベシ）

3

【仝】

【口ノ方ナシ】

夫丸壱人仕立申候事、

一同年四月、高麗へ蒲生衆井尻八郎殿・大河平（田川）源太左衛門殿両人江夫丸仕立申候、御引陣迄召置候事、

一慶長三年六月打立申、主従三人軍役之外ニ泗川江参、御引陣迄相詰、直ニ京都へ御供可申（田ナシ）〔候〕処ニ、番船取合之刻、道具等皆〻捨、其上手負申候故、京都へ者御供不申（田候）〈、壱岐嶋より御暇被下、十二月十七日ニ在所江参着申候事、

一慶長四年閏三月廿日ニ、京都へ主従三人罷上申候、御盛可被下之由候へとも、罷立（田在）候而より跡ニ追付、一石ニ付八十七文反銭可有之由候、我等持分之高ニ引合、御扶持方皆〻ハ不被下候、在國之人数ニ者出銭不相懸候、其砌吾〻同前ニ罷立候人衆多〻御座候事、但不足之銭十三貫八百文ニ而候事、

一従京都直ニ関ケ原江御供申罷立、廿二ケ月ニ下向申候事、

一横川へ罷居候砌、五分一上申候刻、我〻者肝付之知行

無足仕候得(旧共)者、少ゝ相残申候内、大始良之内壱町二反
堀薗門一ツ差上申候事、
慶長十四年
三月五日　伊東作右衛門(旧ナシ)〔尉〕判
（本文書ハ「旧記雑録後編四」五五〇号文書ト同一文書ナルベシ）

4
【関ケ原乱後ノコト】
一平佐御城普請ニ付、普請衆兵粮渡方之儀、一日ニ三度、
一人ニ付七合五勺ツヽ之事、
一就右之儀而、御蔵入より可被出御用并普請衆之事、可
随御觸事、
右両条之事、北郷作左衛門殿〔三久〕・相良新右衛門殿〔長泰〕より
可被仰渡候間、ゆるかせなく可被相調也、
〔慶長〕十一月十一日　伊勢平左衛門〔貞成〕尉判
鬼塚主税助殿
宮路三之丞殿
（本文書ハ「旧記雑録附録一」一二四号文書ト同一文書ナルベシ、尚「同後編三」一五六九文書トホボ同文ナリ）

5
【本田助之丞蔵】
覺　「公儀へ指出(旧候)之留、當書有川与左衛門殿へ」
一銀三拾四匁　米弐石七斗　主従六人上下同七十四日分飯米也、此内かん米壱斗弐升、
一同六拾匁五分七り　宿賃・駄賃・淀舟賃、其外種ゝ賄之細遣方、
一同廿六匁八分　銭四貫文　〔兵部少輔直政〕井伊殿弐貫文、〔勘兵衛直友〕山口殿へ壱貫文、勝五兵衛殿へ壱貫文、〔直友与力〕
一同五十匁ハ　小者夫丸五人遣料　〔質ニ居ル時ノ借用ナラン〕
一同廿匁ハ　小者壱人之身代
一同卅弐匁五分　右五人之衣裳調料但布箸五、帷子五ツ、
一同廿匁ハ　小袖之表壱ツ代
一同十匁五分　右之うら片色一代
一同弐匁五分　右わた六十匁之代
合弐百五十六匁八分七り此外かん壱匁壱分三り
慶長六
五月廿五日　本田助丞〔親貞〕判
有川与左衛門〔貞政〕尉殿
▽(旧)まいる△
（本文書ハ「旧記雑録後編三」一五一〇号文書ト同一文書ナルベシ）

6
【仝】

貴老上洛之刻、銀子弐百五十八文目程相渡候、此内主従六人之三ヶ月之飯米ニ何程、御内衆之衣裳分ニ一人ニ付何程、遣銀ニ何程と御書付候而可給候、盛之日記見(旧ナシ)〔失〕(旧様)申候間、如此候、右之銀子拂極之事、念比ニ書記可給候、恐惶謹言、

有川与左
貞政判

【慶長六年】
五月廿五日

本田助允殿
人々御中

（本文書ハ「旧記雑録後編三」一五〇九号文書ト同一文書ナルベシ）

7

※1

掟

一御内之者、百姓之子不可致養子事、

一百姓物詣不可致事、付他所之祭禮ニ参、□(旧耕)作をこたるましき事、

一百姓惣別私之振舞仕間敷事、

一諸侍百姓ニ至迄、子をうみ候而殺ましき事、

一御分國中諸百姓他國ニ相替耕作并所務大形ニ有之間、領主押而稠〔敷〕(旧ナシ)可申付事、付女共作ニ可出事、

※2

一諸所地頭分別を以、百姓之子▽(旧)御内△不可取成事、

一門屋敷ニ殿役分被附置□(旧候)役儀、堅可相勤事、

一殿役追立被定置日数之外、若其所之役人として私ニ於召仕者、鹿児嶋可致披露事、

一諸在郷酒作へからざる事、

右條々相背輩有之者、可被處重罪者也、仍下知如件、

【琴月公御家老】
【比志島】紀伊守【國貞】
【樺山】【久高】
權左衛門尉

慶長十六年二月十一日

※1（行間）

『川島重貯ノ田賦集ニ、乱世ニハ軍役ヲ嫌ヒ、士モ農ニ遁ルレトモ、治世ハ士程樂ニシテ、百姓ホト苦ナルハ無レハ、富民ハ士家ノ養子ト為リ、或ハ地頭ニ願テ名氏ヲ貰ヒ、家来ト為リ、刀ヲ帯テ、本来ハ傍輩ノ百姓ヲ却テ召仕フユ面ノモノ流行セシ赴キ粗見ヘタリ、慶長五年江戸ト大坂モ関ケ原ニテ江戸御勝、此　御方モ同八年ニハ頓ト江戸ト御和平、天下一統シテ此十六年ハ僅カニ八九年ナルニ、百姓ノ子トモ御直士ノ養子ト為リ、或ハ地頭ノ又内ナトニ為テ、公役ヲ遁ルヽ者多

カリシニヤ、此禁制建ラレシナラン、今ニ至テ遊民ハ増シ、生財ノ農夫減ル巣窟ト為レリ」

※2（行間）

「寛永十七年今出衆ノ時ニ、末吉衆中ノ三百余人ヲ呼出シ、父祖ノ時代衆中ニ成タル訳ヲ糺シタ時ノ某々ノ申分ヲ見レハ、地頭ノ取成次第ニ衆中ニモ仰付ラレシト見ヘレハ、家来ハ尚更ノコトナラン」

（本文書ハ「旧記雑録後編四」七九五号文書ト同一文書ナルベシ）

8

「季安家蔵」

猶〻□所之衆中壱人ニ付植木五本ツ、、年〻ニ可被植候、うへ所ハ所の衆被見合候て所ニ日當ニ可被植候、木ハうるし・はし・杉たるへく候、若枯候ハ、其人可被植替候、（ヲ）ナシ〔以上、〕

急度申候、仍諸百姓殿役、壱ヶ月ニ三日ツ、被召仕候、其上者被召仕間敷（ヲ）被ニ相定候、然者右之様子殿役奉行へも被仰渡候、就夫右被召仕候分量諸所曖衆へ被仰付、手形を以殿役奉行江一ヶ月ツ、之首尾可被申理やうニ可有談合候、巨細者殿役奉行より可被申候、兼又地頭其所之百姓曾以被仕ましく候、但如例年之地頭ハ一年ニ二度ツ、之狩可為其分候、かたく右之通申渡候、又遠方之諸所ハ一夜泊二夜泊之日数、右三日ニ可被相引候、馬壱疋も一人役ニ可立候、通道宿送も右三日ニ可有算用候、若三日之内一日二日被仕候而、余日分者一人ニ付鳥目百五拾文ツ、可為出銭候、右相定儀、緩におゐてハ可有其沙汰候、恐〻謹言、

「寛永三年丙寅」二月九日

「琴月公御家老」喜入摂津守忠政判

「島津」下野守久元判

「加久藤地頭」五代勝左衛門尉殿「友泰」御宿所

※（行間）

「此書ハ狩夫ノコトニモ、夫仕ノコトニモ、杉指ノコトニモ引証トナレハ、重出ナカラモ如此」

（本文書ハ「御旧式類抄」七八号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「狩夫銀御旧法記」二号文書・「差杉来由私考」二号文書ト同文ナリ）

9

【仝】
【上文紙接離レ欠タリ】
披露ニて入峯仕候様ニ被仰付候、然間其心得を以、山伏入峯所者、自今以後者可有其分別候、若無其理、氣任ニ入峯之山伏者、吉野其外於上方、両先達より可被追帰之由候、為心得候、次者所送通道之夫銭、高壱石ニ付而鳥目弐文宛、諸所百姓前より出候、當年分五月廿九日限ニ此方へ上納候様ニ可被申付候、日限相延候ハ、、後日可有其沙汰候、油断有間敷候、恐々謹言、

【寛永三年】
寅閏四月廿八日　　喜摂津守
　　忠政判
【島津】
下野守
　　久元判

【加久藤地頭】　【友泰】
五代勝左衛門尉殿
御宿所

10

【仝】
午ノ
寛永七年【庚午】
御殿役夫遣日記　　【加久藤ノ村名】長江浦名

正月五日
一夫壱人者　鹿児嶋へ銭持　日数五日
同日
一馬壱疋ハ　右同かこしま迄

右合夫五人馬五疋

正月廿一日
一夫拾人ハ　江嶋善三郎殿御上洛之時宿送【加久藤ノ町名】八日町より飯野迄

二月三日
一同廿二人ハ
二月十五日
一同二人ハ　【同所祈願所】不動寺へ竹きり
卯月八日
一同八人ハ　麓かりや馬屋作夫
一同五人ハ　澤原野馬口引鹿児嶋迄　日数七日ツ、

四月十九日
一同壱人ハ　【所衆中】瀬戸山種左衛門尉殿夫かこしま迄　日数六日

右三拾五人

五月廿日
一同三拾六人ハ　徳田普請夫
六月八日
一同八人ハ　阿多殿御上洛之時宿送夫八日町より飯野まて

七月十一日
一同七人ハ　彦山【寺】ニ而【馬ノ】舟きり夫
七月廿八日
一同四拾六人ハ　須木之内(奈佐木カ)なききよりきり嶋二王堂迄木持夫　日数四日ツ、　合百八拾四人

十一月廿日
一同壱人ハ　法印様御上洛之時日向迄　日数十日

合十人

十一月十日
一同壱人ハ　井上帯刀長殿夫かこしままて　日数十日　合十人

十一月廿九日
一同壱人馬壱疋ハ戸城廻衆猿渡弥五郎殿飯野迄送夫

一同拾九人ハ　彦山ニてふねきり夫

一同拾二人ハ　六度之御狩りしゝ持夫

合三百六拾七人　右之外ニ馬六疋

【寛永八年辛未ノ卯月十三日】【合人馬三百七十三ト擧レリ】

【右前年寛永七年庚午ハ古暦便覧ニ據レハ凡日數三百五十四日、此一ケ年中ニ長江浦村ヨリ正月五日立ヲ始ニシテ十一月廿九日迄立タル夫數三百七十三ヲ一日宛ニ割レハ、一日ニハ一人ニ五勺四才許ノ夫遣ト見ヘタリ、寛永三年月ニ三日宛ノ制ヨリ至テ軽キ夫仕ヒナリ】

11の1

【案文帳】

新春之御慶申納候、仍其表之御蔵入之井手溝普請等之儀、御代官衆可被申候間、被成御談合候て可被仰付事専要候、御蔵入ハ別而御奉公之儀候条、可被入御精候、委曲代官衆より可被申達候条、不能詳候、恐々謹言、

【寛永二十年】正月六日　【御家老】三原左衛門佐　重庸判

小林　飯野　加久藤　馬関田　吉田　吉松

右　嗳衆中

11の2

【仝】

覚

【代官】八木助右衛門殿・【代官】岸良清右衛門【兼政】尉殿嗳之御蔵入井手溝川除普請、當年も如早晩可被仰付候間、諸名札之まゝ追立被仰付、相調候様可被仰渡候、普請日限之儀者、右両人下知次第可被指出候、時分之儀ニ候間、少も御油断有ましく候、以上、

【寛永廿年】未正月拾日　【殿役奉行】北条善左衛門尉

税所小兵衛尉

右松安右衛門尉

藤崎六右衛門尉

小林　飯野　加久藤　馬関田　吉田

吉松　御嗳衆中

殿役遣衆中

11の3
【仝】
猶〻左衛門佐殿御状并殿役奉行書物遣申候、為御存
知候、
【三原】
新春之御慶目出度申入候、仍飯野上江村井手溝普請之儀、
各御曖中之諸名へ被仰付候、被成御談合早〻普請ニ御打
立尤ニ候、去秋之水ニ井手もさかり候間、此節石をあけ
普請可有之様ニ、飯野普請奉行賦帳に人数等被差出候得
共、當春ハ以之外下〻行迫由候、先今度者川除溝掘まて
之御普請にて、井手者木柴なとにて関調候様ニ御座有度
候、我等事、急ニ其元江可罷越覚悟にて候処ニ、相役八
木助右衛門尉殿當病ニ而不被相越候、就其祁答院表江隙
入申候、爰元之隙を仕明候而、其元へ罷越候へハ、御普
請遅〻申候間如此候、巨細ハ山内傳左衛門尉殿・桑幡城
介殿江申達候間、可被成御談合候、何共御普請中ニ罷越
可得可得御意候、恐惶、〻〻
【代官】
岸良清右衛門尉
【兼政】
【寛永廿年】
正月廿一日
吉松　吉田　馬関田　加久藤　飯野
小林
御曖衆中
まいる

11の4
【仝】
猶〻我〻事三日中ニ可罷越候間、其刻以御面上可申
入候、以上、
新春之御慶珎重〻〻、目出度申入候、然者飯野上江村之
井手溝普請之儀ニ付、三原左衛門佐殿御廻文并殿役奉行
衆、代官衆より之付状、持せ申候次第ニ御届可被成候、
普請日限之儀ハ、飯野衆より可為仰越候、恐惶謹言、
【下代】
山内傳左衛門尉
桑幡城之介
【寛永廿年】
正月廿二日
吉松　吉田　馬関田　加久藤　飯野
小林
御曖衆中
まいる

12
【仝】
急度令啓入候、仍上江村井手普請、明日五日より御取付

之由、兼日飯野曖衆より被仰渡候、然処ニ唯今代官衆岸良盛右衛門殿より被申越候、普請夫一日壱人ニ付赤米五合ツ、被下由候、諸所普請奉行衆一日壱人ニ付真米七合五勺ツ、可被相渡之由候、若在郷江飯米ニ行迫、今度御普請ニ人数不□者、日数重ミ延々ニ候者咲止ニ存候、札之儘被仰付候而可目出度候、此状今日吉松迄相届候様ニ被仰渡候、恐惶謹言、

【寛永廿年】
未ノ
二月四日ノ未ノ刻　　山内傳左衛門尉
　　桑幡城之介
加久藤　馬関田　吉田　吉松
御曖衆中

13
【仝】

一書令啓上候、仍當年百姓七合反米之儀ニ付、殿役仕衆差出可仕之由被仰聞せ候通、此衆より被申候、然者殿役仕両人之内、壱人者當病ニ候、壱人ハ他行被申候ニ付、指出迄ヲ進上申候、當所ハ七合反米觸立候而被召置候、三日中より取納可被申覚悟候、何そ被仰聞せ儀共御座候ハヽ、彼使ニ細々可被仰越候、尚期後音候、恐惶、

【寛永廿年】
十月一日　　三人
【加久藤曖】【白坂大炊左ヱ門】【西田和泉守】【河野奥右ヱ門】
御蔵廻
肥後真右衛門尉殿

14
【仝】

差出

當年百姓七合出米取納可申觸立候而召置候間、五日中より取付可申覚悟ニ候、以上、

【寛永廿年
癸未】十月一日　　【殿役遣】西田大蔵丞
　　【同】赤川兵左衛門尉
御蔵廻衆
肥後真右衛門殿

15
【仝】

寫

一田返早々可仕事、
一百姓作人年頭之禮儀并徒行停止之事、
一夫仕停止之事、

一井手溝之道具、正月廿日より内ニ可被仕廻事、付山之
手形之事、
一井手溝并塘井樋等普請可入所可被調事、
一春水を田に可仕懸事、
一郡奉行・【今ノ郡見廻】【今ノ年寄】嘱衆可入精事、
已上
【正保改年甲申】
寛永廿一年正月四日　　【御家老】三【原】左衛門佐【重庸】
頴【雄】左馬頭【久政】

16
【仝】

覚

一鳥目弐貫四百九文ハ　如銭籠、右者人別ニ付歩之銭一人ニ壱文ツヽ、二千三百十人分也、
一同壱貫四拾文者　如銭籠、狩代銭ニ付歩之銭一人ニ五文ツヽ、在郷二百人分、
二口
合鳥目三貫四百四十九文
右拂方
一同壱貫文ハ　川野与右衛門【通昌】尉主従ニ而仕銭として
相渡候、
一同百十四文ハ　右主従ニ而八日分之飯米八升之代、
但石ニ付廿目宛之算用ニシテ、
一同四百文ハ　永山仲右衛門殿壱人分仕銭八日分、
一五十六文ハ　右之飯米四升之代八日分、
一同四百文ハ　右同人被召烈候詰夫日用ちん八日分、
但一日ニ七分ツヽノ算用也、日用ノ
故飯米ハ不遣候、
一同四百廿八文ハ　駄ちん二駄分、但壱駄三匁ツヽ、合
六匁分、
一同百四拾七文ハ　日用一人かち木迄三日分、一日ニ七
分ツヽ、
一同四百廿八文ハ　上納銭之船ちん并悪銭ノゑり出、又
御蔵銭ゑり衆へ酒代・墨之代彼是小
遣ニ成候、小日記ニ而与右衛門殿・
仲右衛門殿被相拂候、
合弐貫九百七拾七文ハ拂也、
残而
四百六十八文有之か、
【寛永廿一年】
申ノ八月七日　　但八朔ニ川野与右衛門参上之時之仕方
并永【山】仲右衛門殿宰領ニ被参候、

17の1

【全】

猶〻此状相届次第被見届、其所之下ニ日付名判被仕、則次〻ニ可被相渡候、惣別一通相濟候ハヽ、則倉岡より本〻ノ所筋之様ニ被相渡、かこしまへ此状被差出可有首尾候、緩有ましく候、

急度申越候、然者御分國中井手溝田畠不荒様ニ、如例年可被申付候、今度江戸より被仰下、近日殿役奉行・郡奉行後醍院喜兵衛尉殿（宗恒）・村田藤左衛門殿・有馬治右衛門殿・右松安右衛門殿・市来平兵衛尉殿可被相廻候間、何篇可被随下知候、或百姓氣任ニ田畠ヲ荒、或衆中并披官之者先作之地氣任ニ相迦荒申候ハヽ、衆中ハ其科被仰付、百姓披官之者ハすまき可被申付候、又氣任之軽重より此方へ召寄、籠舎可申付候、若於緩者、曖衆・郡奉行可為越度候間、前以為届之如此候、聊油断有間敷候、恐〻謹言、

※（行間）

【此ハ所ノ郡見廻ト見ヘタリ】

山【田】民部少輔【有榮】

正保二年卯月十一日　　頴【姓】左馬頭【久政】

川【上】因幡守【久國】

嶋【津】圖書頭【久通】

溝邊より倉岡迄十六ヶ所

曖衆中

まいる

※（行間）

【御役元基に殿役奉行之職名寛永七年には既に相見得、郡奉行ハ慶安二年己丑惣田地座被相建、東郷肥前重方・猪俣猪右ヱ門則康両人を始而郡奉行被仰付候と相見得、則康ノ自記にも慶安二年正月より御分國中郡奉行被仰付、相役東郷肥前殿、筆者小野千右衛門殿・中村二兵衛殿也、左候而、東肥前殿ハ東目五十外城、手前ハ西目祁答院・菱刈表五十外城相廻申候と御座候、然者此に殿役奉行・郡奉行云〻五ヶ年前之正保二年に有之ニ而相考申候得者、初發ハ殿役奉行より兼務被仰付置、何欤行届兼、右之両人別段屹与為被仰付筋ニも御座候半哉】

17の2

【全】

今度郡方殿役方同前ニ首尾可承通被仰付候、就其三日中ニ打立、諸所へ可罷越候条、如去年、田畠壱畝壱歩茂不荒様ニ、郡見廻衆へ御相談候而、稠敷可被仰付候、我〻

相廻、其首尾可承候、左候而、各より書物受取可申候、
我〻事、諸所数相廻儀ニ候条、其所ニ逗留無之様ニ萬事
被仰付可然存候、乍不申、時分之儀ニ候間、御油断有間
敷候、自然少も荒地共御座候ハヽ、各越度ニ可罷成候間、
為御心得、前以申渡候、御條書持参可申候条、於其地ニ、
可懸御目候、以上、

【正保二年】
酉四月十日

右松安右衛門尉
後醍院喜兵衛尉
有馬治右衛門尉
村田藤左衛門尉
市来平兵衛尉

平松　加治木等廿八ヶ所
御嘱衆中
郡奉行
まいる

18【仝】

一書令啓入候、仍須木江被成御越候繪圖御奉行衆何比飯
野江可為御越着候哉、承度候間、可被仰聞せ儀所仰候、
※次者、殿役奉行衆より追立之者何百人、殿役之者何人、
衆中何人、下人何人細〻書立、急度可指上之由被仰聞
せ候、一ッ書を以被仰越候、此跡之札改程隙入可申と存
事ニ候、左候ハヽ、算者筆者ノ賄方ハ、札ニ付出米なと
無之候而ハ難調儀候、出合候御方いかゝ被成候哉、御報
ニ細〻被仰聞せ度候、尚期後音候、恐惶、

【正保二年】
正月廿六日　四人

飯野
御嘱衆中
まいる

※（行間）
【追立トハ所中ノ中宿人家来寺社門前ノ者迄惣立ノコトカ、殿
役ノ者ハ現用夫ノコトナラン、衆中ハ今ノ郷士、下人ハ其札
内下人ナラン、前ノ慶長十六年掟ノケ条ニ旁註仕タル通ニ追
〳〵禁制シ玉ヘレハ、御直士ノ養子ハ迚モ成ガタク、地頭ノ
内衆モ漸〳〵六カシケレハ、郷士ノ下人札ニテ公役ヲ遁ル、
モノ今ニ至テハ益多カラント存ルコト也】

19【仝】

猶〻目録仕様之書物ノ写持せ申候、是又為御存知候、
以上、

態飛札を以申入候、仍諸所人数ヲ改、殿役夫いか程、追立いか程、其外諸所披官六十五より上之者いか程、十歳より下ノものいか程、諸士ハ人躰【家督】計改付、目録帳仕指上可申之由候而、殿役奉行衆より目録仕様之手本被遣候、如其調、彼飛脚へ持せ進上申候、乍御六ツ敷、彼目録帳殿役御奉行衆へ持参被成、可有首尾候、頼存候、自然帳之仕様共直り候所茂御座候者、細〻御尋被成、押札にて可被遣儀頼存候、尚期後音候、恐惶謹言、

【正保二年】二月廿九日　【加久藤嘱】篤豊　【白坂大炊左ヱ門】

時通　【西田和泉守】

重延　【伊地知彌右ヱ門】

【地頭所取次】池上与三兵衛尉殿【行豊】参

【時ノ地頭伊地知杢右ヱ門重政付衆中ニテ、所ノ屋敷ハ其子内膳ニ譲リ、其身ハ御屋足軽ノ場ニテ西田ニ屋敷ヲ下サレ、所ノ取次セシト云、其比ノ取次多クハシカリト云ヘリ】

20【全】

▽◎（光久袖判）△

掟

一領國之内郡代役儀、嶋津筑前【久頼】・新納右衛門【久詮】江申渡、郡奉行被相付之条致相談、國中之儀諸事入念可申付〔候〕（ヘ）（ナシ）事、

一國中耕耘之時節、収納方并起荒地、開新田、水廻等之見立可為専要、郡奉行國中節〻可行廻、依躰郡代茂差越、所〻見計可致沙汰事、

一前代之検地親疎有之由依有其聞、今度相改之際、（従）〔郡奉行より〕諸所之役人共ニ令對談可致沙汰、後▽◎日随△善悪之行、必可加賞罰事、

一領國之百姓農人等至（于）女童迄、耕耘ニ可出之由、幾度茂可申渡、不用之族者、稠（敷）其罪可申付事、

一右同断之者共、家居衣食等、萬事不相應之驕無之様（ニ）堅可申渡、百姓以下（之）分際▽◎程ニ△可致〔覚悟〕（格護）事、

一百姓ニ可成者、或寺社家之内致居住、或号（又）亦被官、或紛町人濱村之者、隠（住）家之由有其聞、此節急度致沙汰、百姓ニ可申定事、【萬治二年ノ被官改メハ此ケ条ニ基キテノコトナルヘシ】

一士之被官應分限可抱置事、

一不分蔵入・給地、百姓之沙汰自郡奉行可承事、

右之条々、聊不可緩疎者也、

明暦三年七月十七日

（本文書ハ「旧記雑録追録一」七三六号文書ト同一文書ナルベシ）

21 『田賦集頭書』

一慶長・寛永の帳面を見るに、慶長までハ百姓相應にありしに、寛永に至り百姓過分に減したる事如何と或人に語る、老人其座にあつて曰、慶長以前は▽㊤数年△世乱れ、近國治まらさるゆへ、士苦労するにより、其時代ハ百姓より士に成る事を願はす、百姓は百姓の勤にて居たるにより、慶長の支配には百姓相應に有たるもの欤、慶長より以後ハ〔㊤ナシ世間〕太平に成し故、身上能百姓ハ士に成る事を願ひ、諸外城百姓、地頭赦免を以㊤て士になり、又ハ百姓の子共養ひ子になして士に成りたるもある欤、又㊤ハ世間静謐に成るほと百姓つかひ㊤も多きにより、殿役を遁れんの意にて、領主へ能やうにいひて、永代人内（トチ）の者町濱寺門前の札になりたる者も有しと也、是に依て寛永の支配には百姓過分に減し、百姓とも田地を不相應に多く請取事になり、耕作手に及はす、其誘悪く出生粃不熟し、いよ〳〵寛永に高も下りたる事に成たる欤、此者寛永以後上ミに相知れ、其後百姓を御糺しなされたると也、然れとも萬治御支配にも百姓たらすして上り披官なとをも仰付られたるといへり、

右、貞享之頃より郡奉行相勤、田賦集著述為仕河嶋新左衛門重貯書置趣ニ而、逐一正説ニ可有御座、粗其事証相考申候処、重富船津村百姓休左衛門先祖者、代々姫木城ニ為罷居由ニ而、　齢岳（氏久）様御判物等舊蔵乍仕居、百姓罷成、又吉田宮之浦村百姓ハ、肥後入道助清一族ニ而、百姓罷成居、如此乱世ニ軍役を遁れ候者多々有之、百姓より被召出茂、又無口能御座候哉、（「御旧式類抄」一九号「伊地知重則年男日記」ナラン）天正年間御年男日記に、百姓衆御赦免ハ通の間より、何茂ハ白砂より懸　御目と有之、又前件慶長十六年之掟ニ茂、御内之者百姓之子不可致養子と

有之、又寛永十二亥年、加久藤衆中松永善兵衛父者同所川北村百姓与一左衛門与何之無憚茂書付有之、此等之躰ニ而、百姓之殿役を遁れ候者多人数罷成候故欤、寛永十年御検地後、同十七辰六月、今出衆御糺と申事為有之儀、加世田衆小川監物日記ニ相見得、又末吉衆中根元記と名付候舊記に茂、某々三四代【前】衆中ニ為成訳を書留候物御座候、又萬治二亥年御引并御竿後ニ茂、披官者御改与申茂有之、左之通御座候、

22『黒坂寺由来帳』

萬治二年己亥検地、門前屋敷被ニ召上一、以ニ書物一就ニ辻右※京殿一訟ニ此事一、雖レ然聊無ニ獲揚一、故漸以ニ現高一摸ニ門前之駢邑一領レ之、剰使ニ兒玉四郎兵衛殿諸寺社・諸士之披官被ニ召離一于レ時當時門前者都十九人被ニ召上一、自今以後寺堂敗壊、争可レ補ニ此災一哉、

※（行間）

『如此迷惑スル故ニ容易ニ行ハレ兼シナラン』

23『禰寝丹波清雄勤農御用帳』

一平山久馬【久行】殿・岩切秀悦老御中途迄御供被成、御暇候ニ付爰元へ御越被成、　御前御出合之通御咄之趣、尤御中途ニ而之事ニ候、

一誰そ御取合茂無之處ニ　御意ニ而候、御分國中耕作方大形ニ有之、是のミ笑止ニ被思召上候処、八郎右衛門【丹波幼名】【清雄】耕作方ニ被付氣、別而御悦喜被思召上、此段節々　上意ニ而候得共、誰そ御挨拶茂不申上候処ニ、八郎右衛門能事ニ心懸申候間、向後者八郎右衛門と可被遊　御相談与必事与被遊　御落着候由　御意之旨、喜入次【久甫】兵衛殿・別府式部左衛門【則員】殿・吉井狩野殿・白尾金左衛【國長】門殿抔、委細御承之由候、尤久馬殿・秀悦殿も御列座之由候、

一國分之百姓共、當年者飯米拂底之由候付、雑穀（穀カ）并鍬弐百勾程柄まて相添、八郎右衛門より自分ニ致心付之由、是以　殿様江御加勢之段、別而　御悦喜被遊候、女共江茂菅笠抔を取らせ耕作ニ罷出候様仕付候故、何れ茂悦ひ進立候様而耕作ニ入精之由、面白キ手立を被致候、

女童之類者、叱りなと致候而者用ぬ者ニ而候、右之仕付様、別而為入御意之由候、

一八郎右衛門儀者、親右近【重永】ニ相違ひ萬事ニ入念候付、私領遣塩拂底之故、私領江塩濱抔過分ニ為仕明之由、兎角利口之者ニ而候、漁獵之様成徒ら事者、曾而致ましき者と被思召上候由、

一何れ茂御暇申上、田舎抔江引入候而出る者ハ無之候得共、八郎右衛門儀者賢ヶ者ニ而候故、定め之年数ニ者必罷出可申与被思召上候、

一八郎右衛門領分江者櫨之木澤山ニ仕立置、此節茂見事成蠟燭過分進上仕、何より御重寶ニ被思召之由候、

一岸良勘左衛門【兼敬】儀、耕作方ニ功之入たる者之由候間、八郎右衛門【清雄】江可被差付候、今一両人共被申上候、是者帯刀殿江被致相談候ハ、、被聞召上ニ不及之由　御意之由候、八郎右衛門儀、定而此頃も國分へ罷越候半なと御咄為被遊之由候、

（兼敬ハ本島津圖書久通ノ家臣也、寛永十六年　寛陽公宮ノ城御巡見ノ時十六歳ニテ召出サレ、承應二年御城下士ニ召成サレ、梶山論山ノ時ナト功アリシモノト云ヘリ）

一百姓殿役遣之儀、御上下之刻者別各之事、餘之殿役者無之様ニ有度由、八郎右衛門申之由、向後者何卒左様ニ有度被思召之由候、

一上方之者者、馬糞之類茂雨ニぬれざる様ニ致格護候、當國之者者、皆雨ニぬらし大形ニいたし候、爰許之仕様ニ而者何之様ニ茂立ざる筈ニ而候由　御意之由候、

延寶九年酉二月朔日

（本文書ハ「祢寝丹波清雄勧農略記」四号文書ト同文ナリ）

24

【清雄御用帳】

祢寝八郎右衛門【清雄】江被仰渡　仰出之寫

島津帯刀【久元】江田地方惣差引被仰付、祢寝八郎右衛門儀、御分國中耕作仕付方取納之致様差引被仰付候、依之相談可入儀者萬端帯刀江申談、入念可被相勤候、右ニ付八郎右衛門より諸所之軽ヶ者共江直ニ被申付儀茂可有之候条、役屋敷江座を立、被相詰可然候、且亦御物座之儀者、年内限帯刀被承、来年より者嶋津大学壱人ニ而可承旨被仰付候間、御物座方江相談之儀者、大学【島津】江【忠守】八郎右衛門より可被申談候、尤其旨帯刀【島津】・大学【久元】江茂被仰渡置候間、可被得其意候、左候而、八郎右衛門儀、右ニ付隙可入刻者御

當地江相詰、用無之時分者私領江罷居可然之旨、被　仰出候、

天和二年戌八月二日　　御使
【御用人】喜入次兵衛【久甫】
【仝】大山權左衛門【綱通】

（本文書ハ「祢寝丹波清雄勧農略記」六号文書ト同文ナリ）

25
【仝】

祢寝八郎右衛門【清雄】江被　仰渡覺

田地方差引之儀被　仰渡候、依之郡座・代官座被相附候間、左様ニ可被相心得候、尤座之儀者惣郡座与被相改、筆者両人可被仰付候、郡奉行之儀者右之通ニ被仰付候間、諸事郡座ニ而しらへ申、其上八郎右衛門被承儀者、郡奉行直ニ可被申達候、為其郡座之儀者、惣郡座之ならびニ被仰付候間、郡奉行より時々ニ取次候而被申出儀者、惣郡座帳ニ可被相留置候由被仰渡候、以上、

天和二年戌八月四日　　取次【御用人】鎌田太郎右衛門【政辰】
【仝】大山權左衛門【綱通】

（本文書ハ「祢寝丹波清雄勧農略記」五号文書ト同文ナリ）

26の1
【御通達留】

諸百姓仕減條々

一出銀出米之事　但御免之□米別段

右者、前々より御法度ニ被　仰渡候、乍其上此節相改弥禁止候間、其段可被申渡候、自然無據出銭無之候而不叶儀ハ、僉議之上、相考書付候而可申出候、其節見合相究可申渡候、

一所中諸役人普請并萬小仕夫之事

右同断、

一所有物地頭并諸人頼之事

右、頼物之儀ニ付夫仕多費有之由候、向後者其人より人使之節者、其品々代官座定直成之通、代銀請取候様ニ可申渡候、態与持夫仕立差遣儀令禁止候、自然御前御用之物、急用ニ而不持届候而不叶儀者、買手より往来之賃銀慥ニ相請取候様ニ可申渡候、

一所諸役人鹿児嶋江参上之刻進物之事

右、公用ニ付参上之節、壱人参可相達儀を、諸役人多人数参上之儀不宜候、向後曾而餘多被参間敷候、自然壱人ニ而不相達候者、人指ニ而可召寄候、

一庄屋夫仕之事

右、門屋敷壱ツニ付年中ニ夫仕壱人之外不召仕候様ニ、堅固ニ可申渡候、

一たかわなさし之事

右者、鹿児嶋より検使差遣候儀、諸百姓庸入方ニ罷成由候、當年より公儀わなさし被召留候、

郡　座

殿役座

川嶋新左衛門印
樺山蔵之助印
猪俣正左衛門
川崎源右衛門
岩切諸右衛門
有馬弥兵衛
酒匂大蔵兵衛

『天和二年』
戌
十月八日

26の2

追而申越候、殿役遣被減、郡見舞役押籠ニ被仰渡候ニ付、殿役方被承置候御條書有之候、依之神文被致儀候間、其心得を以可被差越候、神文日者毎月十七日・廿七日ニ候間、前日ニ殿役所江可被差出候、此中より両役被相勤候人者被差越ニ及間敷候、以上、

殿役所

國分次郎右衛門印
有馬弥兵衛印
酒匂大蔵兵衛印

『天和二年』
戌
十月八日

26の3
【仝】

國分次郎右衛門
大寺弥五右衛門

吉田　蒲生　伊牟田　大村　黒木　宮之城　佐司
霧田　曾木　羽月　馬越　本城　栗野　吉松
吉田　馬関田　加久藤　飯野　右諸所

曖衆中

覚

一諸所殿役遣、當年より郡見廻へ被仰付、両役押込ニ被相勤候様ニ両座より可申渡由被仰渡候間、郡見廻方江慥ニ可被申渡候、

一郡見舞之儀、御扶持方無之候、然共依所ニ仕明高壱人ニ付弐石ツ、被下候所茂有之候、左様成所者、此節より雖両役承、御加扶持有之間敷候、仕明高無之所、無扶持ニ者双方承儀、別而窒之儀共有之候ハ、、其段可被申出候、僉議之上、御扶持方殿役方より相應ニ可被仰付候、右両役打込ニ被仰付儀、御欠略ニ付被仰付儀ニ候間、不相應之申分有之候共相達間敷候間、其心得可申付候、

一殿役米上納之儀者、此節より御蔵入方下代蔵へ相納筈ニ候、其所江御蔵無之所者、最寄之近外城御蔵江上納可有之候、其段所々下代衆江代官座より被申渡候、

一殿役米取納之儀、此中者殿役遣衆より取拂、御勘定迄被相遂候得共、此節より下代衆御勘定被相遂筈ニ候、米取付之儀者、其名々之庄屋江被仰付、屋敷領地之類其外名高ニ不入高等者、落地ニ不成様ニ郡見廻差寄、此中殿役遣被致取納候次日を以、取納落無之様ニ取付、最寄之御蔵江上納可被致候、勿論其外城分惣總相調、下代方へ可相渡候、

一日用拂之儀者、如例手形相調、其手形下代請取、日用米ハ最寄ニ上納いたし候御蔵より可相渡候、左候而、残米津下シ之儀者、重而可致差圖候、

一此節殿役遣役被減、両役押込被相勤儀ニ候得者、郡見廻之内自然両役被相勤儀難叶人有之候ハ、、各見及之通被申出候ハ、、代役可申渡候、

一右ニ付、諸所殿役蔵相減、其所殿役遣、升取并扶持方被召上候間、殿役遣方へ可被申渡候、

一郡見廻・庄屋替合之時分、惣郡座御差引ニ而候間、可被得其意候、左候而、所中右躰之役儀可相勤人者、前以時々ニ可被申出置候、

一三通道之外、待馬召置候儀、向後者曾而可被致無用ニ候、

但押札ノ寫　一鹿児島より長嶋・出水まで

一右同より加治木・山ケ野迄　　左近允八右衛門
一右同より加治木・福山・高岡迄　　樺山蔵之介
右、三通道之事、　　大寺弥五右衛門

右者、此節郡座・殿役座惣郡座江被召附、惣郡座より御支配罷成候付、右弐通條書を以申越候間、各慥ニ被見届、此等之趣を以可被相勤候、任下知如此ニ候、右書付被見届、外城之下ニ被致名判、無滞外城次ニ慥ニ被次渡、左候而、末外城より如當座可被相返候、聊緩せ之儀有間敷候、以上、

殿役座

【天和二年】
戌
十月八日

郡　座

岩切諸右衛門
有馬弥兵衛
川崎源右衛門
國分次郎右衛門
川崎新左衛門
酒匂大蔵兵衛
猪俣正左衛門

吉田を始飯野迄拾七ヶ所右同前、

27【御通達留】

一毎年殿役米之儀、十一月廿日限ニ取納可仕之旨、御物座より被仰出候ニ付、郡見廻衆・下代衆・庄屋衆へ其段申渡候、依所ニ衆中作職高之殿役米上納延引之由、其聞得候、殿役米之儀ハ、其年之拂方を考置、残米ハ来月中ニ仕上せニ申渡候、其時分未進共有之候得者、つかへニ罷成候間、若延引之人於有之者、稠敷被仰渡、早々上納有之候様ニ肝要可被成候、郡見廻衆・下代衆・庄屋衆方へ、各別書を以、右之趣申入候段申遣候、為御心得候、以上、

殿役座

【天和二年】
戌
十月十三日

酒匂大蔵兵衛
有馬弥兵衛

國分次郎右衛門
左近允八右衛門

財部始国分通廿四ヶ所
諸所
曖衆中
役人衆中

28
【仝】

態廻文を以申越候、
一郡見廻衆・庄屋衆替合之儀、向後者惣郡座御差引ニ而候条、被得其意、所中右躰之役儀可相勤人ハ、前以時々ニ可被申出置旨、任御下知ニ先比申渡候へ共、先如此中地頭方へ被申出筋ニ可申渡通承候間、左様ニ可被相心得候事、
一此節郡見廻殿役遣押込ニ罷成ニ付而、神文ニ可被差越旨、先比申渡候、雖然郡見廻衆當年中ニ神文ニ可被差越旨郡座より申渡、此中時々ニ被差越相濟候人有之候、左様成人ハ、又々被差越間敷候、神文いまた不相濟郡見廻并此節押込ニ被承ニ付役儀被替合候新役人之儀者、此中申渡置候時分之考致参上、神文可被仕事、
一諸所郡見廻殿役方無案内之人ハ、乍不申先殿役遣衆方江殿役方之諸事委細承、役儀之受取渡有之候様ニ可被仰渡候事、

郡　座
殿役座

川嶋新左衛門
「外九人前ニ同し宛同断」

【天和二年】
戌
十月十九日

29の1
【清雄御用留】

祢寝八郎右衛門江申渡之覚写

表方御蔵入、惣而惣郡座差引ニ被仰付候、二之丸御蔵入之儀茂、表方同前ニ惣郡座差引ニ被仰付候ハヽ、御勝手能可有御座与存候旨、先比被申出候ニ付、表方御老中江御相談之上、此節　薩州様奉達（綱貴）　貴聞候処、右之通ニ可申付旨被仰出候条、當年より二之御丸方御知行方、惣郡座差引可被仕候、尤二之御丸御知行方之儀ニ付、可被得

差圖儀共者、表方如例二之丸へ可被申出候、以上、

取次[御用人]　鎌田後藤兵衛[政辰]

[仝]　諏訪仲左衛門[兼時]

[天和三年癸亥]七月七日

（本文書ハ「祢寝丹波清雄勧農略記」一四の1号文書ト同文ナリ）

29の2

右ニ付物奉行江申渡候覚

御知行方之儀、右之通ニ相極候条、其心得を以次渡候儀共、入念可有首尾候、右ニ付、此中江戸詰物奉行御加扶持、此節より出間敷候、且亦御蔵入方筆者并手代等入間鋪事候条、可有其心得候、以上、

鎌田後藤兵衛

[天和三年]い七月七日　諏方仲左衛門

（本文書ハ「祢寝丹波清雄勧農略記」一四の2号文書ト同文ナリ）

30

[仝]

一生子殺之儀、従前ゝ御禁止之儀ニ候、向後尚以殺候儀不仕様、百姓中江急度祢寝八郎右衛門江可被申付旨上意候事、

一不届深重と書續候儀、餘國江茂無事候間、向後深重之文字可相除旨　上意候事、

御使　祢寝八郎右衛門

[天和三年]亥十月四日

右　上意之趣、[御家老][久輝]嶋津中務殿・嶋津大学殿[忠守]・北郷惣次郎[忠昭]殿・種子嶋蔵人殿[久時]江申達候、御月番蔵人殿[久時]ニ而候、

（本文書ハ「祢寝丹波清雄勧農略記」一七号文書ト同文ナリ）

31の1

[仝]

一諸所座ゝ之者共百姓仕多有之、百姓痛候由被及聞召候事、

一一所衆私領之百姓仕多、右同断ニ有之由被及聞召候事、

一諸外城名分之事、

一苗代川之儀、[伊集院]地頭差越候時分ハ、嘱方より苗代川之者共江功銭を申付候由候、左様ニ候而者、被御心付候而茂無詮儀候、嘱方より苗代川御仮屋修甫・道普請等まて之儀を申付、其外[焼物奉行苗代川差引]者野村右馬之介致差引候様可被申談候、尤地頭方江茂其段可被申渡候、苗代川江不限、不入所へ百姓共出銭申付儀如何之至、尤伊集院計之儀

ニ而無之、諸外城ニ茂右之様成所茂可有之候間、祢寝八郎右衛門江被申付、改候様可被仕旨　上意候、以上、

【貞享元年甲子】十一月七日

（本文書ハ「祢寝丹波清雄勧農略記」二二の1号文書ト同文ナリ）

31の2

「子十一月九日」

右仰出之趣、【御家老】嶋津圖書殿より【久竹】【御用人】黒葛原吉左衛門を以【忠以】被仰渡候、依之早速評定所江罷出、申達候者、右銭并夫仕候儀、拙者より【今ノ御家老座】評定所毎度申出置候得共、於今不締之儀共有之、ケ様　御前江茂被聞召上候儀残念ニ存候間、右仰出之趣、諸地頭江茂稠敷被仰渡度存候、於其儀者、重而右躰之儀承候ハ、、早速御披露可申上通申達、嶋津【久竹】圖書殿・嶋津【忠守】大学殿・島津【久元】帯刀殿・新納【久了】又左衛門殿・北郷【忠昭】惣次郎殿列座ニ而被聞召候、御相談被成、可被仰渡候由承候事、

（本文書ハ「祢寝丹波清雄勧農略記」二二の2号文書ト同文ナリ）

32

【御通達留】

覺

※一諸士不依大身小身、披官并下人付又者外城江中宿ニ而罷居候者、於其所手札申請罷居候者之改被仰付候間、所中寺社家迄不残相改、札改帳面之ことく、假名・札年一家内之男女不残書記、可被差出事、

一右中宿之人、主人方江之奉公、年中何度程鹿児嶋江差越相勤候欤、又五節供其外折節奉公仕候欤、又年中一向奉公不仕欤、當人江無遠慮問届、其上近所之者江茂能ゝ入念尋極、名書之脇書ニ相記、可被指出之事、

一右中宿之人、所役之奉公相勤候儀書付、可被差出候事、

一右中宿之者ニ、上方并他國年季やとひのもの於有之者、抱主人之名・其者之名・年・生國、付主人江奉公之様子、所江之奉公書付、可被差出候事、

一中宿之者、主人縦町濱之者ニ而茂其かまひ無之、惣而中宿之者不残置、可被書出候事、

一其所之百姓并町濱より鹿児嶋へ年季之者、年季之年数・當主人之名、付郡方・船手之免證文慥ニ有之段、可被書出之事、

一右年季ニ出候者、年季筈合帳面ハ罷帰候通ニ相濟候へ共、在所ニ不罷居者有之由、ケ様成者、第一相改可被申出候付、鹿児嶋江主人を頼、其者ハ在所ニ罷在、奉公をも不仕、自由を働候者有之由候、前々より御法度ニ而候間、能々入念可被相改事、

右之通ニ此節改被仰付候ニ付、改様大躰書付差越候、別而入念可被相改之、若緩之儀有之旨後日ニ相知候者、急度可及御沙汰候、右廻状相届候已後、日数廿日限ニ改候人之内を以帳面可被差出候、勿論其所之横目罷出、同前ニ可被改之、此等之旨、依御差圖ニ如此ニ候、此廻状見届候日付致名判、無滞可被継渡、末之外城より當座江可被差出者也、

貞享弐年丑ノ十一月七日　　新納大蔵印
　　黒葛原孫太郎印

吉田　蒲生　山田　溝邊　横川　栗野　吉松
吉田　馬関田　加久藤　飯野　須木　小林　高原
高崎　野尻　綾　高岡　倉岡　穆佐

右諸所
横目中
曖中

披(被)官改所

33 ※（行間）

『此等ノ御改メ、寛永十七年ハ今出衆ノ御改メトテ、新進ノ衆中ヲ父祖三四代ヨリ衆中ニ召出サレタル次第ヲ問糺サレタル古帳末吉等ニアリ、萬治二年ハ披官改トテ、門前者ナト多ク召上ラレ百姓ニ成サレシ先例ニテ、此貞享二年モ披官改仰付ラレシナラン、然處ニ翌三年閏三月ノ廻状ニハ、諸士披官下人等ノ改方ヲ除キ、専ラ年季出ノ百姓ヲ改ラルヤウニ見ヘタリ、僅五六ケ月ノ間ニ御吟味易ラレシニヤ、披官改所ト貞享二年ノ廻状ニハアレトモ、同三年ニハ百姓年季出改所ト廻状ヲ改メ觸ラレシニテ想ヘハ、大身小身ノ披官持タル諸士ヨリ、手前ノ披官ヲ百姓ニ成サレンコトヲ嫌ヒ、雑説起テノコトニ非スヤ、同四年五月、清雄ヲ誹謗シタル落書ナド甚シキ怨詆也、國中ノ民ヲ駆テ農ニ帰シ、國ニ遊民ノ無キヨリ善キコトハアルマシケレトモ、此披官改ヲハ年季改ト替ラレシヨリ、

復タ此レ程ノ改アリシヲ承ラス、諸所ノ百姓トモ幼年ヨリ御城下ニ草履取奉公シ、后ハ町家等ニ借宅渡世シテ、子孫皆主人ヲ頼テ諸士ノ家来ト為ルモノ年々歳々増長シテ、遊民ハ多ク、其ニ反シテ百姓ハ減シ、其減シタル残リノ百姓トモ古ニ倍シタル公役ヲ受カブリタル筋ニ成行候半ト奉存事御坐候」

34 『御通達留』

覺

諸士不依大身小身召抱置候年季出之諸百姓男女改此節被仰付候間、所中并寺社家・浦濱町迄一人茂不落様ニ入念相改、具ニ帳面を以可被申出之候事、

一札年何歳・何外城何村之内何門何と相記、名頭名子男女之分ケ、尤何年何月より何方之何かし方江、郡座免證文ニ而何年季ニ罷出候通、又者一節之雇者茂同前ニ可被書出之候事、

一郡座免證文ニ抱者相違無之様ニ可被書出之候事、

一年季ニ召抱候砌より抱主人方江罷居候哉、又者抱主人を頼、其身ハ在所、或浦町濱、或寺社門前江召置、用事之刻者時々召寄召仕候、又者一向奉公をも不仕、自由を働候者茂在之由候間、ケ様成者就中入念被相改、可被書出之候事、

一餘外城より年季出之諸百姓男女所中へ入念罷在ものも可有之候間、何かし抱之者何様之儀ニ而罷居候哉、當人江問届、且又近所之者も可存候間、委ク承極、有躰可被書出之候事、

一外城衆中江茂百姓一節之雇、又者百姓方江茂年季抱之者御免之由候間、右躰之者茂同前相改、可被書出之候事、

一上方并他國、付町浦濱・寺社家より年季ニ出候者之儀者構無之候条、委細可被得其意候事、

右之通此節改被仰付候ニ付、改様太躰書付差越候、別而入念、無用捨可被相改之、若緩之儀有之、後日ニ相知候ハヽ、急度可及御沙汰候、勿論其所之横目罷出、同前ニ可被相改之、此等之旨任御差圖如此ニ候、右廻状相届候以後、日数十五日限ニ改候人之内を以、改帳面當座へ可被指出候、尤此廻状見届候日付致名判、無

滞可被継渡候、末之外城より當座へ可有首尾候、聊延引有間敷候、以上、

百姓年季出改所
新納大蔵印
貞享三年寅閏三月廿三日　黒葛原孫太郎印

「宛書去丑十一月七日之通也」

35 【仝】

覺

一此節諸百姓年季出改被仰渡ニ付、先比委細之廻文を以申越候、然処ニ所・岡町より年季ニ出候者改まて被致筈ニ而候処ニ、依外城不被致右改所茂有之候間、最前廻状之趣無相違、郡座免證文ニ而年季ニ出候者之儀者、雖為岡町壱人茂不落様ニ入念相改、早々帳面可有持参事、

一右改帳ニ、子之年之札改帳を以年付被仕候故、郡座根帳ニ致相違外城茂有之候、郡座如免證文、年付或名付、或年号日付又者抱主不致相違様、弥以可被入念、尤改帳面ニ被書載候人数之分者、郡座免證文此方ニ而引合ニ入事候条、不残可有持参事、

一年季不筈合候得共、無用事ニ付抱主人より本門江被相返、郡座抱根帳いまた消不被除外城茂可有之候条、其分者不残別冊ニ相認可被指出候、尤根帳慥ニ被消除候覚有之候ものハ、不及被書出候事、

但右抱之内為相果者茂可有之候、右類之者茂同前之間、可被得其意候、

右之段々、先比廻状ヲ以申越候処ニ致相違外城茂有之候、依之又々廻文を以申越候、委細被得其意、改候人之内を以帳面急度可有持参候、尤此廻状見届候日付并時付致名判、無滞不嫌夜白可被継渡候、末之外城より當座へ可有首尾、聊延引有間敷候、此等之旨任御下知如此ニ候、以上、

百姓年季出改所
黒葛原孫太郎印
新納大蔵印
貞享三年寅四月十日

吉田始穆佐まて廿ヶ所

諸所

横目中

郡見廻中

曖中

36の1

『禰寝清雄御用帳』

一百姓年季等改稠敷有之候付、奥方女房衆抱者共茂相歸、事欠之由被及聞召候、當國ハ上方ニ相替、年季者自由召抱候儀難成候、殊ニ女房衆ハ別ニ召仕者無之候間、右之通有之候而者、別而手迫りニ可有之候得者、左様成遠慮茂可仕事候、百姓方之儀候得者、定而祢寝八郎右衛門差引被仕儀候半与被思召上候間、右之趣申達、如何様之儀ニ而右通候哉、承届可申上旨　上意ニ御座候、以上、

「貞享三年丙寅」七月九日　　加世田諸兵衛

（本文書ハ「祢寝丹波清雄勧農略記」三六の1号文書ト同文ナリ）

36の2

右之趣奉承知、百姓年季改之儀者、先比　仰出之趣を以評定所より百姓年季改奉行被申付、御分國中右之改御座候、其内様子有之、抱主より断申出候人者、惣郡座江承、一着相究め願申付候方共御座候、尤奥方江茂右之例ニ申付候方茂御座候間、此節被聞召上候、手迫ニ罷成方茂、納殿江相付、其分け承候ハヽ、宜様相計可申儀ニ御座候条、此等之趣ヲ以、宜様ニ可被申上旨、加世田諸兵衛ニ口上ニ申達候事、

「貞享三年」七月九日

（本文書ハ「祢寝丹波清雄勧農略記」三六の2号文書ト同文ナリ）

37の1

『御通達留』

覚

御分國中百姓年季者、無免證文相抱候儀、前々より御禁止之處ニ、蜜々以内談抱置之由、其聞得候、右躰之百姓抱置候人者、早々如本門之可相返之、勿論郡座免證文ヲ以相抱、當分年季中ニ而召仕候者共、年季明次第可返之、依之今度百姓年季者改申付候間、改相濟候以後たりといふとも、堅固ニ可相守之、

右之旨支配中江可被申渡者也、

評定所印　　庄屋中

【貞享三年】
寅ノ七月廿六日　　曖中

御物座

37の2

右之通被仰渡候間、各支配中へ堅固ニ可被申渡候、以上、

御物座印

【仝】
寅ノ七月廿六日　　中原為兵衛【尚昭】

平田清右衛門【純音】

惣郡座

37の3

右之通被仰渡候間、所中可被申渡候、尤向後年々蜜々改可申付候間、緩之儀有之間敷候、以上、

（貞享三年）
子ノ八月廿八日　　惣郡座印

吉田始曾於郡迄三拾四ヶ所

郡見廻衆中

大庄屋中

38【仝】

覚

一諸百姓・寺社家町濱之者、男女共ニ年季雇、鹿児嶋衆中江御免許候間、身上行迫り候者、拾年季・五年季・三年季・一（年脱カ）季之奉公ニ可罷出、勿論百姓・岡町之者、田地之障りニ不罷成通、又者障ニ成候ハヽ、其分ヶ委細ニ曖・郡見廻・庄屋證文ニ而惣郡座へ於申出者、僉議之上を以年季相究、免證文可被出之、尤寺社家者寺社所當所、町中者町座、浦濱之者ハ船手、右座々江其役々より同断之證文を以可申出候、若年季願之者、所役人共以依怙抑置、於致遅滞者可及沙汰候、年季者之儀、寛文弐年寅ノ拾月雖被定置候、此節給分銀相改、左ニ記之、

拾年季之者

一雇銀弐百五拾目　　男壱人

一扶持米六斗　但年中
一雇銀百八拾め　女壱人
一衣裳扶持　但其家内并
　五年季之者
一雇銀百六拾め　男壱人
一扶持米六斗　但年中
一雇銀百弐拾め　女壱人
一衣裳扶持　但其家内并
　三年季之者
一雇銀百弐拾目　男壱人
一扶持米六斗　但年中
　壱年季之者
一雇銀六拾目　男壱人
一扶持米六斗　但年中
　十五ヶ月江戸雇
一雇銀百弐拾目　男壱人
一衣裳扶持　但其家内并
一右雇者、年拾五才より五拾才迄、右定之可為雇銀候、定□内減少并十五才より下五拾才上之者、雇銀相對次第たるべし、定之上ニ内談ニ而増銀を出於相抱者、双方共ニ曲事可申付事、
一年季之内、或煩、或暇於有之者、年季明候而茂其日数者可致奉公事、於相迦者、定置雇銀割を以可致差引、若氣任ニ相迦候ハヽ、本銀返済可申付事、
一年季之内於致欠落者、口入前より不足之應月数、賃銀可相返事、
一雇之内公私之法様相背致氣任輩者、急度曲事可申付事、右之趣堅固ニ可相守之、若違背之輩於有之者、稠敷可致沙汰之條、此旨所中へ可申渡者也、

貞享三年　評定所印
寅ノ十二月三日
穆佐始諸所
　　曖中

39【伊勢氏蔵】

三月二日伏見より之御札、一昨日田中五左被相届拜見、

先以無為ニ伏見へ御着之由、とくニ江戸へ御くたり、
御使者首尾能御仕舞と珎重存候、私無為罷在候、
一朔日ニ上京、三宅芳庵へ御越、道具御見合、今度五左
便ニ被遣、別而忝存候、向田邊祢寢八郎右衛門殿御欠
略ニて、駄賃てんま無之、向田御かりやへ召置被申候、
追付取寄申筈御座候、よき道具ニてさそ御座候ハんと
見申度候、云々、

新[納]又左衛門[久了]

卯月十日

有川松浦[貞由]様　御報

40

『匿名書』

近年祢寢殿依仕置ニこゑノ詮議つよく、世間之飢か
らすともなけかしく侍る、

いいかに祢寢の何かしは　ろろんごのはしも学せすして　は馬鹿〳〵しくも身をしらす
ニにやわん國の仕置だて　ほ傍輩かたにあさけられ　へたけに物をしなし、
とうニもこふニもしわづらひ　ち智恵のほとをもあらわして　り理非の沙汰にも不及して
ぬ主から科を身に受て　る流罪頓てほとちかし　を及ん事をたくミつゝ

わわかなすわさといひなから　かかゝるべきとは　よよもしらす
たたゝ一ぶんを立ぬとて　れれき〳〵などのきやうくんも　そそりがほして
つつとめふり　ねね祢寢仕置と名ハ高く　な何のせんなき事に
ららちもない座を取り立て　むむさと扶持人取込て　ううきよの中のあふれ物
ゐいくらともなくよびあつめ　のの後のしまりハかへりミす　おおのかこゝろにまかせつゝ
く口にまかせて利口ふり　や役にも立ぬ事ともを　ままつ能き事と
け下知をなし　ふ無首尾に成て　こ米つふし
江依怙ひゝきを専らに　ててからふりたる面つきは　ああなたこなたと行廻り
さ扨是よりのおしをきハ　き君の御為下の為め　ゆゆたか成よの初にて
め目出度事ハいやましに　みミろくのよともいふへきや　し次第にばけのあらわれて
ゑ江戸にも早くもれ聞得　ひ評議のうへに　も尤と
せせんき評定究りて　すすてに上意を蒙りて　京きうに上使の下るなり

禰寢迷惑　國土安穩　御城山烏過言にいわく

一〳〵祢寢か仕置をハ　二〳〵まんものハ無りけり　[三斗三ッ五升代]
成半の物成を　四ッ成半にこき上て　[四斗五升代]
め　六十貫目我取て　質先掛につかれ入　八をひらけと
くれもせす　九るしき民のなけきかな　十悪道に落てよ
八郎

御分國中

三ケ國庄屋頭　　烏相中

是年貞享四丁卯五月十三日、右之落書新橋ニ立有之也、

（本文書ハ「祢寝丹波清雄勧農略記」四〇号文書ト同文ナリ）

41

【島津帯刀久元書留】

一貞享四年丁卯六月十三日、今度惣郡座御畳せ、祢寝八郎右衛門殿役儀御免ニ付、田地方之儀如前〻申付可然候、右差引手前ニ被仰付、喜入右衛門殿（久亮）為稽古相合可承候、用人喜入次兵衛（久甫）被相付候、軽キ儀承合、其外使なと可入時分者、赤松次郎右衛門（則春）被相付候間、可申付之旨、於江戸被仰出候由、今日被仰渡候、同年十二月廿四日、田地方并両金山御物座へ被相付之由被仰出候付、今日迄相勤候、

（本記事ハ「祢寝丹波清雄勧農略記」四一号ノ抄ナルベシ）

42

【御通達留】

態廻文を以申渡候、

一不依御蔵入・給地ニ、當物成検者之儀不申出所者、田※畠御定代之受状、如例年相調、八月廿日限ニ、御蔵入ハ代官座、給地ハ郡座へ可被差出候、菱刈・眞幸表ハ八月廿九日限たるへく候、聊延引有間敷候、役米之儀當年若相替被仰出候ハ、、追而可申渡候事、

一田畠當毛上御定代ニ不受合門屋敷ハ、不刈取召置、急度検者之儀可被申出候、受状日限相延候ハ、、御定代ニ可被仰付候、勿論受合候門屋敷ハ、早〻刈取取納可被申付候事、

一御定代ニ受合難成由申出村ハ、田畠毛上能見届、検使之義可被申出候、尤検使差越毛上見定之上ハ、縦定之上ニ雖相廻候、検使見分之通ニ可申付候、依之定代之上ニ相廻儀、百姓痛ニ成事候間、各可被入念事、

一門壱ッ弐ッ毛上損失有之、少高ニ而御検使申受儀不罷成、御定代ニ受合勞入之由候、右躰之所ハ、僉議之上を以、應高ニ少人数被差遣、代定可被仰付候事、

一諸所御蔵入、當洪水ニ永損地於有之ハ、曖衆・横目衆・郡見廻被出合相改、受状同前ニ損地帳可被差出候、尤

當損地之儀者、改無之御法ニ而候条、永損地迄を可被改候時分を以、我〻差越可見届候条、可被入念候、前〻より之損地起地ニ成候坪在之ニ者、早速可被申出候事、

右之條〻、御物座任御下知申渡之候間、堅固ニ可被得其意候、右之外、例年申渡儀者追而可申越候、此廻文見届候外城付之下ニ押印候而、時付を以被次渡、末之外城より宿次ニ而郡座江可被相返候、判形無之外城ハ、次之外城より被請取間敷候、以上、

郡座　坂平兵衛印
川嶋新左衛門印
松崎内蔵介

【元禄元年辰八月十一日】

【此年九月廿七日、御物座之儀、向後御國遣座与唱可申旨被仰出候事】

吉田蒲生ヨリ清水迄三十三ケ所

右諸所

郡見廻衆中

曖衆中

※（頭註）

『此以下ノ廻状等、百姓公役迄ノ事ニゴサナク候得トモ、川島新左ヱ門ナド郡奉行ニテモ今ニ名高キ人ノ申渡シ、殊更此時分ハ禰寝丹波差引ノ惣郡座ヲ墨ラレタル後ノ郡方ノ規則トモ為ルヘキ事目ナラント、全文ヲ収載シ置也』

43【全】

急度廻状を以申越候、

一諸所御蔵入・給地ニ不依、古田・新田・井手溝・川除普請・道橋修甫之儀、所中方限を以、衆中在郷人内之もの、寺門前・町濱其外作職不依多少耕作仕者ハ、不残罷出、其所曖・郡見廻差引を以早〻取付、普請大形無之様ニ可被申付候、道橋之儀者、作人ニ而無之人茂罷出、普請相調候様ニ可被申渡事、

一右普請之人数、早朝より罷出、如前〻星合いたし、終日相勤、晩ハ暮元ニ星ニ逢可罷帰候、左候而、二月五日限ニ普請堅固ニ可被相調候、其所諸普請何日より取付、何日迄仕廻候通致星合候帳、郡座江便を以可被差出事、

一古田・新田共打起之儀、無油断曖衆・郡見廻差引を以、庄屋并作與頭之もの主取ニ而、麦地之外早〻打起候而可然地方者多〻可有之候間、正月初より普請之間ニ見合被申付、惣様二月廿日限仕廻候様ニ可被申渡候、尤田地打起迄ニ而、作人不相究召置候儀有之間敷候、當年之儀、年内より春立候得者、例年之通相考候而者先キ〻農事後立事候条、此旨作人中へ申聞せ、入精ヲ候様ニ可被申渡候事、

一跡〻打起ニ付延引いたし候者ハ能〻承届、別而入念ヲ、出精ヲ候様ニ可被申渡候、且又一身ニ而作場過分ニ請取、諸普請打起双方共ニ日限難調者於有之ハ、打起仕付方ハ與中加勢可被申付候、与中迄ニ而不及手ニ候ハヽ、名中可為加勢候、常〻打起仕付方不滞者茂、不意之儀致出来調兼候ハヽ、同前ニ加勢可被申渡候、右加勢之時分ハ各間相付、麁相ニ不仕候様ニ可被申付候事、

一耕作方之儀、春初致油断候得者、末〻差窒不可然候間、別而打起仕付方無延引様ニ可被申付候、田地遅ク仕付候得者、秋之毛致不熟候間、諸事早仕廻候様ニ可被申渡候、尤種子かし日限より仕付、段〻能相究、年中農事延引有間敷候、惣而其所作方手廻能仕馴候者見合、其并ニ耕作首尾能様ニ可被申付候、附従前〻百姓女房童迄作場江罷出儀ニ候条、弥以朝者早〻より罷出、晩ハ暮元迄精ヲ出シ相勤候様ニ可被申付候、且又麦作之拵等茂、大形無之様ニ可被申付事、

一不依古田・新田ニ作来候地方、猥ニ相迦儀弥御法度ニ而候、作人多所茂曖衆・郡見廻方江申出、跡作人仕居可相迦候、従前〻御禁止之儀ニ候条、弥以可有其心得候、若不叶申分於有之ハ、慥成跡作仕居相迦候様ニ可被申付事、

一作人不足ニ而餘地有之由申出所者、能〻入念、早〻致其沙汰、死人跡無據病者ニ而作手無之ニ相極候高ハ、割付作ニ可被申付、於少分其名中ニわり付、於大分者其所中隣外城之内近名迄割付可被申付、若乍其上難致儀於有之者、各盡詮議委細其旨郡座へ可被申出候、右割付之地方打起・仕付・草取・水廻等致大形ニ付、毛上致不熟、作人痛ニ成由其聞得候条、各節〻見廻、諸

百姓自作同前ニ入念候様ニ可被申付候、わり付致親疎、又者望地ニ而相渡候儀不可然候条、憲法ニ可被申付候、且又百姓不及手ニ地方作人取候刻、内々にて代下り申談致耕作堅令禁止候間、各得其意無緩様ニ可被申渡候、附田地方之儀、所ニより申付不宜故、百姓痛ニ成由風聞候条、諸事可被入念事、

一わさ（早）・かう（稉）稲作候儀、従前々御禁止ニ候、弥以作之間敷事、

一当年定代難受合上見之儀申出所於有之ハ、前々之通門廻シニ代成被仰付之旨被仰渡候間、被得其意、上見申出候ハヽ、其門中見例を以相究、定代ニ不及候ハヽ、検在之儀可被申出事、

一人内之もの、作人ニ罷成候刻ハ、庄屋より其主人江引合、作職可被申付候、跡々より作来候者ハ、主人ニ引合ニ及間敷候、乍然主人相替候ハヽ、當主人江可被引合事、

一田地打起仕付之砌、殿役并領主より百姓被召仕、作職大形ニ可有之与被見及候ハヽ、其旨殿役座并領主方へ各より可被申断候、乍其上難達ニおいてハ、當座へ可被申出事、

一田地水廻、古田・新田共見合を以、無滞様ニ可被申付候、尤用水續兼候所ハ、郡見廻・溝見廻・水守無油断行廻り、水配入念可被申付事、

一用水之山ハ入念可被立置候、其外作障ニ罷成竹木相改、山奉行衆廻之時分申出、可被伐拂事、

一不依御蔵入・給地ニ、損地之儀致見分、起地ニ可成所者成程打起候様ニ可被申付候、其作人迄ニ而起地ニ難成旨申出所者、各見合を以其名中百姓ニ夫手間加勢被申付、普請ヲ加打起候様ニ可被申渡候、乍然少高ニ過分之手間可入所者致見賦、委細當座へ被申出候ハヽ、詮議之上何分与可申越事、

一耕作方之儀、こやしの用意可為肝要候条、其覚悟大形不仕様ニ可被申付候、附田地仕付用之かしき等、其所中近邊ニ無之在所者、近外城勝手能所より可伐調旨前々被仰渡候条、弥可有其心得事、

一現地を大形ニ仕、山野を題目ニ作候所、前々為有之由

不可然候、若向後現地を致大形所於有之ハ、其所ハ不及申、依躰近外城迄山野作可召留候条、可被入念候、右通之在所有之候得者、近外城迄之さわりニ成儀候間、隣外城よりも致吟味、大形無之様ニ可有引合事、

一大山野納之儀、夏免・秋免共、如去納壱名ツヽ三年廻ニ而可有上納候、夏免ハ其年之七月限、秋免ハ其年之十二月限ニ可有上納候、月限相過候得ハ、御法之利相付事ニ候間、無延引相納候様ニ可被申付候、或前々より三年廻シニ不被仰付納来候所、或年々見掛ニ而上納方被仰付候所者、當年茂如其可被申渡候、尤上納月限ハ可為同前事、

一依所種子・飯米申出者雖有之、各より受付有間敷候、種子之儀者、去上納之時分残置筋ニ申渡候、仕付飯米之儀も、為作人ハ其格護可有之儀ニ候間、取次有間敷候、若乍其上仕付飯米不足ニ為相究者於有之者、与中又ハ名中百姓より相助ケ致加勢、耕作仕付候様ニ可被申付事、

一百姓田畠私ニ致賣買候儀、先年より　公儀御禁制ニ候、弥其旨ヲ可相守、若致違背候ハヽ、賣手之儀者不及申、買手迄一途曲事可被仰付之間、庄屋百姓中へ能々可被申聞置候事、

一田地小麦作候儀、跡々被召留、畠方不足之所者少々ツヽ、被差免候得共、小麦之儀、飯米之足ニ茂成由候間、田地ニ小麦作度与申出者有之候ハヽ、前以小麦作地其所役人見合、銘々之作人小麦作地相極、委細之坪付帳差出、并其者田畠作職之高付加可被差出候、小麦跡之儀者、過半秋毛致不熟之由候条、上見申請候、年々右小麦作跡之分ハ定代ニ可申付事、

一領主より百姓江御定之納物并夫仕可申付刻者、幾度も庄屋江可申渡置、百姓方へ申付儀可為停止、勿論御法之外庄屋請付間敷候、附至百姓庄屋非道之儀於有之ハ、百姓より申出候様ニ可被申渡事、

一公用之外、百姓江出銭・出米申付儀、従前々御法度ニ候、若右出物申付人於有之者、何様之訳ニ而出物申付候通證文取置、郡座江可被差出候事、

一依外城打起・仕付・草取・諸普請ニ付、各所中被相廻

時分、近ヶ所茂夫馬を取被致方々衆茂有之由風聞有之、不可然候間、可有其心得候、且又各百姓中より、或被賄、或何色ニ而茂馳走之儀、諸進物曾而受用有間敷候、勿論遊山かま敷儀、并酒女之戒可為肝要事、

右條々、御國遣座田地方御差圖ニ而申渡候間、具ニ見届寫置、違背無之様ニ堅固ニ可被申付候、當年之儀、過半打起方所請ニ申出所茂有之候条、諸事可被入念候、所受又ハ檢使立候諸所迄、御日限前ニ依躰檢使可被差越候間、打起普請場損地之所、其外見分之通可被申上旨、可被仰渡儀茂可有之候間、弥以諸事緩せニ無之様ニ可被申付候、以上、

但此廻状見届、外城付之下ニ致時付・印形次第ニ可被次渡候、時付・印形無之候ハヽ、次外城より被請取間敷候、尤末之所より當座へ可被相返候、

郡座　　土岐半助印
村田五右衛門

伊集院甚助印
家村造右衛門印
伊藤長左衛門印
中村勘右衛門印
岩下長右衛門印
藤井孝左衛門印
三原六兵衛印
西俣数馬印

吉田はしめ踊迄三十四ヶ所
噯衆中
役人衆中
郡見廻衆中

44『仝』

【元禄二年】
巳
正月二日

覺

諸所百姓日用米拂之儀、年々殿役所手形ニ郡見廻致受取印、米請取之、噯・横目立合、日用米相渡由候処ニ、百姓江米相渡儀内々差引なといたし、何欤相滞所茂有之由、

別而不可然候、百姓共諸奉公堅固ニ相勤候付而、賃米被下儀候処ニ、右通内々滞向、殿役座手形無遅滞請取、百姓方江米相渡候節者、以前ニ茂申渡置候様ニ、曖・横目立合見届之、尤面々ニ相渡米之員数相記候横折ニ、百姓共受取印形仕せ、殿役座手形之表、少茂無相違相渡候首尾、時々曖・横目連書を以殿役座へ可申出候、其節右印形取候横折茂相添差出可然候、萬一此上大形之所於有之者、可及沙汰之条、右之旨、委細ニ致承達、當役之面々江堅可被申渡者也、

但宿々致印形、末之外城より便宜を以可被相返候、

御國遣座
取次　赤松次郎右衛門［則春］

［元禄十一年］寅九月十八日

吉田ヲ始曾於郡迄三拾四ヶ所

右諸所

曖中

役人中

45 ［享保御支配次第帳］

一今度就大御支配、作人多外城より無人在所へ百姓召移筈申渡候処ニ、桜嶋より段々差支訳を以、移御免被仰付度旨申出候、人配之儀ニ付而者、

御袖判を以被　仰出趣有之、曾而不取揚筋申渡候処ニ、又々段々申出趣とも有之候へ共、願之通ニハ不申付候、然者近名夫仕別而多、致迷惑之由相聞得候、桜嶋之儀、近名近外城へ見合候得者、夫仕別而少ク候ニ付、移之儀者差免、引替ニ現用夫壱人ニ付一ヶ月ニ二日宛、近名并御普請方江、時々見合を以、年々可召仕候、左候得者、漸々近名之潤ニ茂罷成筈候、御普請方江召仕候節、壱人赤米五合宛、近名用夫同前申付候、

［享保八年］二月　［種子島］弾正［久基］

46 ［要用集抄］

一高壱石ニ付役米代米賦米都合四升壱合　出米

但役米ハ御蔵入并給地共ニ、壱石ニ付弐升ツヽ、百姓より致上納置、御蔵入者御城外廻り、給地者領主屋敷其外破損所等相勤筈候得共、遠方百姓共不勝手ニ付、

右之通相納置候、

代米ハ御蔵入并給地共、高壱石ニ付壱升ツヽ、相納候、

『萬治二亥八月朔日知行物定帳迄八現品ノ上納也』

諸節句其外盆ニ茂納いたし、正月ハ門松・ゆづり葉、節句毎ニ品物相納筈候得共、往返旁ニ付百姓及迷惑、

右代米とシテ壱升ツヽ、相納候、

賦米ハ殿役米之事ニ而、諸御奉公人送人馬賃用ニ而候、高壱石ニ付壱升壱合ツヽ、ニ元禄元年より被仰付候、

47

『東郷源五右衛門筭法書』

一賦米之儀者、　御上下之節并常式諸御奉公人之宿送其外夫役百姓相勤事候処、端々之外城又者諸嶋百姓共者、御上下之節勤一向無之、平生之勤茂然与無之親疎有之候故、諸百姓一統ニ高壱石ニ付賦米真米壱升壱合ツヽ、致上納置、左候而、百姓共宿送其外夫役相勤候者共江賃米ニ被下事候、給地之儀者、取納米之内ニ相加へ、納主方江相納候付、領主より出米同前ニ御蔵江致上納事候、

【全】

一出米員数之儀者為定事無之、毎年被仰渡不同有之と東郷氏茂書置、要用集ニ者、延享三寅年より八升壱合宛之定式出米ニ被仰渡与有之、左候得共、琉球出米者、宝永六丑年より定式出米八升壱合宛ニ為被仰渡与書付候を為見事御座候、

但出米之内壱合者苦勞米ニ而候、八升之儀者諸士江戸上方其外他國江御奉公相勤候御賦銀御扶持米等ニ御入用ニ相成候、苦勞米之儀者諸士御國中諸所行御奉公相勤候御扶持米之御拂方ニ相成候、

右但書ハ東郷氏書面ニ御座候、唯今茂右二桁ニ御差分、御拂相成事候哉、左候而、年々増減總ニ而茂被仰付、當分之御奉公人ニ付、何様之過不足有之事候哉、若餘茂於有之者、被積置候ハヽ、第一急變之御用金ニ宜敷者有之間敷哉、四五年跡高奉行之内へ為尋事御坐候へ共、総なと有之向共不被相聞、聽与之返詞も不承、夫形御坐候、賦米者、慶長高帳ニ百石

48

ニ弐三石計ツ、殿役分と内書ニシテ、某〻出米高差分置御座候間、其比より為有之者有相違間敷、苦勞米之儀者、初發者出銀ニ而、其後出米ニ為被割懸哉、左之通御坐候、

覚

一苦勞銀之事、從此節出銀之外(㊀ナシ)(一二)被仰付、諸士御分國中御奉公之時、賦銀ニ被下候而能候半通、從　御國談合を以被申上候、右御返事【承應三年】午六月十二日之条書ニ有り、

明暦四年戌六月十九日　　鎌田蔵人【政昭】印

(本文書ハ「旧記雑録追録一」七九〇号文書ノ抄ナルベシ)

右通相見得、苦勞米之発起ニ可有御座、扨役米・代米・賦米を諸役米与相唱申由、左様御座候処、公朝秘令ニ高掛之多少取立様之向者相替茂御座候得共、左之通、

三役之事

一陸尺給米　　高百石ニ付米弐斗ツ、

一御蔵米入用　　高百石ニ付(関東者永弐百五拾文 上方者銀拾五匁ツ、)

一御傳馬宿入用　　高百石ニ付米六升ツ、

右陸尺給米、往古者村方より夫人足出候而勤候処、弁利不宜ニ付、陸尺新組等別段御抱入有之、其御給米之分を村高懸りニ而取置、夫人足者御差止被成候、以前者右御給米程取立候故、百石當り極り無之、右米極るハ近来之事也、

一御蔵米入用者、先年竹橋浅草御蔵御修覆御入用并御蔵方手代小揚等之御給金、都而御蔵一式為御入用高掛り取立候由、右両様共、當時ニ而者全く右筋ニ御入用ニ當るニ者無之、名目ニ而取立候事、

一御傳馬宿入用之事者、國〻道中筋宿場御手當ニ相成、此外道中筋並木立枯風折等有之候御手當ニ相成候事、

右通相見得、陸尺新組御抱入与申義、上古驛家之制ニ為似寄事御座候、先年私式乍不成合書述置候田租考之中ニ左之通、

（行間・頭註）

『田租考二冊草稿仕置、其後心ヲ注ケ居、引証ニも成ヘキ古書、文禄三年七月ノ御朱印以来段々集申候、寛永以来ノ御通達、田地方ノ事程年々明白ニ知レタル事外ニハ無之、諸郷ノ古張ヲ集メハ、寛永以来ハ年々連續スルヤウニ夥シコト也、御當地ハ元禄九年四月ノ　御城回禄ニ燒失ノ物多ケレハ、前件ニ載セタル元禄二年以前ノ御通達等モ、今ノ御家老座又ハ郡方等ニ有之コト如何オボツカナシ、尤御記録所モ今ノ御進物蔵アタリニ有テ燒タル由ナレハ、是モ其以前ノ古帳ハ同断ナラン、仍テ博ク諸郷ノ古帳ヲ集メラレナバ、琴月公（家久）御以来ノ仰渡シ等餘リ知レスト申程ノコトハ非シト、玩古ノ僻ニテ兼々存ルコトニゴサ候』

49

今按二後紀一、凡毎レ郡必有レ郷有レ驛、而驛戸受二口分田於其便近除二百姓要地一外、處一、其有二馬十疋一者給下戸別二百束得二米拾石一不レ満二十疋一者戸別百束上得米伍石、見二弘仁十三年一、正月丁酉、則割二越前丹生郡管郷（シハイ）十八驛三一、更建二九郷一驛於一郡一、號二今立郡一、見二十四年一六月丁亥、之類也、延喜式驛傳、則大隅國驛馬、蒲生・大水各五疋、薩摩國云々驛各五疋、日向國驛馬云々各五疋、傳馬云々各五疋云、而凡驛家令（シム）二國郡司専當一云々、其驛馬、皆買二百姓馬堪二騎用一者一置レ之、不レ得レ買二用國司私馬一、又驛馬直（アタイ）、則大隅・薩摩・日向等三國、上馬四百束、中馬三百束、下馬二百束、但傳馬直、各逓減二五十束一云々、

右驛家之義、　公義之陸尺新組に似寄り、其御給米之取立方ハ、　御國之賦米ニ為似合事ニ御座候、左様御坐候処、御國夫遣宿送人馬等之儀、寛永之度者月に三日宛と被仰渡置、其後享保之度茂、現用夫壱人ニ付一ヶ月ニ二日宛と被仰渡、且又先年赤崎源助江肥藩之百姓公役等聞合被仰付候節茂左之通、

50

百姓公役之次第

一月ニ二日ツヽ相勤、江戸上下等之節、公役多き時者三日茂相勤申候、

但用水修補、或諸番人等代替之節、尤江戸上下之節、

又郡代送迎、惣庄屋并庄屋熊本江罷出候時なと、時〻供等間〻村廻り之横目・内檢等之送迎なと相勤申候、

右者、前方ハ村〻江被差廻候役人甚多候得共、御改政以後被相減候故、百姓公役茂少相成、惣躰百姓煩費無之由承候、

「外ケ条略于此」

右通、百姓公役者月に三日二日位召遣候事、古来之通法哉ニ御座候処、唯今之百姓共夫遣、月に幾日并シ可相廻哉、寛永度よりハ踰二百年候間、幾倍茂相増為申筈、其上前件旁雖仕置通、其比より租庸を遁れ候もの丶御取締有之、萬治之度迄ハ上り披官等茂為被仰付由御座候得共、貞享度よりハ諸士披官又者等之改方ハ無御沙汰、百姓年季者計稠敷為被改様ニ被相考、其後萬治度之様成御改者不承傳、就而者諸士家来下人、或諸郷郷士下人、町濱・寺門前躰之札取候者、年〻公役迄ニ相聽為申ニ可有御座、諸士之生子ハ近所證文等ニ而行届候得共、家来以下郷士下人等之儀者、右式手数無之、殊ニ年季内之子共ハ、百姓ニ而茂主人方江申請候得者、何れ成遊民ハ増易、百姓者減行方ニ而、公役等ハ倍古繁多相成、民者邦之本と承候に、嘆ケ敷事御座候、何方茂右次第故欤、公邊茂百姓之現立ハ被差止、陸尺新組被相抱候義者、右躰之遊民ニ茂可有之哉、古代之驛戸同然、無據御仕向与奉存事御坐候、

高雲堂頌詠集

1

（表紙）

高雲堂頌詠集　一

高雲堂頌詠集序

公室耆老、孰若末川君乎、身樂山水、猶不忘忠於國、齒開九秩、尚不倦勤乎學、朝野籍籍、稱譽其德、而有識之士、靡不頌詠焉、　君名久救、自稱大學、本姓島津氏、初（貴徳）浄國公生、（貴徳）静山公子、公子出嗣垂城、而生君、君未生、公子者、乃命公子養之、是為（貴徳）景德公子、公別子生、乃命公子養之、是為景德公子、故君不得立、請命分族、賜爵大夫、食禄若干、公子之在宮也、公賜之末川氏、及出居第、復島津氏、故更命君襲其賜族、遂立貳宗、君自幼倜儻不羈、精力過絶於人、七歳、始寫字、又學銃術於公子、九歳、受句讀於吉蘭皐（吉田清純）、公子嘗誨君曰、士大夫而懵乎文武、猶面牆而立、其何以治人也、時君雖年少、克留諸心、孜孜游藝、夙夜不懈、習騎範房（比志島）、學射東郷、問禮丹生、聞兵右松、遵鎌倉法、而講追犬技、傚雅重教、而論倭歌方、槍劔長刀、則就（伊地知）平季田、受之印可、接擊之術、則從藤清風（加藤）、得之奥旨、其於職原、訪之赤正休（赤井）、天文暦數、質之水良（水間）實、至若見太祝本田貴於誠、則升其堂、而探神秘、聞浮屠道國鳴於德、則入其室、而研禪機、若夫挿華、則為利正恒所奇其風、點茶、則為有馬等所賞其味、技與時長、業與年進、博綜衆藝、無所成名、於是、公子又語君曰、吾嘗

學二銃術於聾翁一久矣、聾翁悉以傳二於我一、我若二頗
有レ得焉、而未レ究二其妙一、汝繼而成レ之、則我之蘊思
亦不レ為レ無二益矣、而其佗則唯汝所レ好、君乃幡然
而有レ改曰、父之所レ業、吾而不レ紹、孰當レ紹者、
君又自謂、夫和歌者、
國家風教之所二由生一也、亦不レ可レ不レ知レ焉、遂約二其
博一勵二精於斯一、久之不レ息、一旦怡然有レ得二乎有子
所レ謂本立而道生一矣、然後君之業、若二泉之始達一、
日就月将、中年、仕レ國、拜二大監察一、竭二力於職一、
大得二衆心一、尋陞二参政一、既而趣使二以レ疾致レ職、
老二于宗邑一、改號二周山一、道路或謂、君之為レ人、不レ
能阿二諛於權勢一、方二與レ之決レ事、議論正直、動執
不レ枉、以レ故為三嬖幸所二毀讒一、以至二廢斥一、或以問レ
君、君輒咤レ之曰、方今
明時、豈其然乎、民之訛言、戒勿レ傲矣、晩年、特
賜二優命一、還居二新橋一、扁題二其堂一、曰二高雲堂一、乃僧
自厳所二壽而名一也、君平生不レ喜二華靡一、帷帳服食、
一従二清約一、曰、吾母所二嘗誡一、故自守レ儉、以率二一
家一、其前後居閑也、益脩二公子之業一、愈治二其所レ
好歌一、釣レ水亦思二吟詠興一、獵レ山亦試二發殪機一、旁渉二
群籍一、頗富二藻思一、雅事二筆硯一、以二述作一自娯、博探二
和漢一、深原二三統一、著二三才掌故便覽五十七巻一、及諸
所レ著書、都百七十八巻、身親浄寫、假二佗手一者、僅
十巻許、皆稽二諸古一、以證二之今一、多述二君子責レ己、
不レ尤レ人之意一、譬喩切實、辭章辯博、靡二言不レ本二於
道一矣、而其躬所二實踐一亦率如レ斯、尤篤二於孝一、事レ
死若レ事レ生、其拜二考妣主一、猶或至二哀慕垂レ涕、齡如レ
君而慕二父母一如レ此者、亦未二曾聞一也、君於二
（重年室）正覺夫人一為レ弟、當今、貴且戚、亦鮮二如レ君
者一、躬又親二
八主間事一、而能識レ之、老又善二書畫一、性不レ嗜レ酒、
而和簡好談、泛愛二衆人一、故其所レ居、無二不レ仰慕一
者上、賓客老少、日夜盈レ坐、一時名流、皆造二謁焉一、
君常有レ言、曰、少時講レ經、會友為レ詩、不材自
棄、皆中道而廢、唯脩二父業與二歌學一、不レ倦也耳、
而其諄々焉常誨二門生一、亦惟以レ是為レ任、然窺二其

著書與レ所二躬行一、則雖二聖學一、豈亦外二於此一乎、後世匪三啻俯恵二来裔一、應必有レ仰助二英覽一以補中遺闕上也、是以君之名徳、宣二聞都鄙一、如二八十初度一、既上従二

皇朝搢紳、若我

新老公、及其翁主、下逮二藩府邉邑之人一、協然壽レ君者、凡二三百人、宜乎有識之士、述二於詩一、著二于歌一、載二乎文一、以頌二詠之一者、継レ踵不レ絶、季彬間嘗竊請二諸左右一、采而輯レ之、編為二一篇一、名曰二高雲堂頌詠集一、因訪二其行實一、而叙二諸巻端一、以使二後之覽者有レ所レ考焉、若夫老愈矍鑠之態、與中其所二深造一之妙上、則觀二其自著浩篇若今三所レ纂詩歌文章一、可二以想像一也、余曷得而盡レ之乎、

文政六年癸未十一月穀旦

高雲堂頌詠集巻之一

君の賀給ひし明の夏、文政二とせといふとしの、閏四月二日に、江戸より

(斉宣)
溪山公、およびその　翁主苗姫君、白かねの御側御用人なる、長崎甚七てふ人の證文をもて、　御筆のみうたをくだし賜へり、またその時、ミやつかへせし、をみな四人も、ともにおふせを承て、よめるとて、こもおなしくそへて、賜ひけるとなん、つゝしんて斯に寫し載侍る、

末川周山か八十年の賀を祝て

松竹の齢をともと契りつゝ
老行末ゑハ千世もへぬへし　　溪山公

末川周山か八十年の賀をいはひて

くれ竹のなかきよハひに契つゝ
千世もさかへむ老の行末　　苗姫君

この二首は、　君の寫しおかせたまへる本を假えて、うつし採りつ、すゑのうたどもハ、おほかた其たんざくを、まさしくかりミて、こゝにのせおきぬ、色かえぬ竹に契りてことしより

いく代さかへむ老の齢は　　白金邸宮人きし女
くれ竹の葉かゑぬいろに契つゝ
幾千世かへむ老のゆく末　　仝　なか女
呉竹に八十年の後を契りつゝ
さかへひさしき老のゆく末　　仝　そめ女
ことしより砌の竹の幾千世に
契りをこむる老のよわひを　　仝　りう女
また京都よりハ、諸卿をはじめ、名を得しうた人らの、
ほきおこせし、たんざくとて、あまたもたるを假得て、
寫し採り、そが中にも、只堂上三たりのみうたハ、君
の寫しおかせ給ひしをうつして、こゝにみな載おきぬ、
末川周山が八十賀をいはひて
和歌のうらの松に言吹歡喜の　　飛鳥井雅光卿
老のさかへも千世のとしなミ
末川周山の八十賀をいはひて
千世の松のかけを契りに幾かへり　　仝御息雅久卿
ことふきいはふ老のゆくすゑ
末川周山か八十賀を

西のうみや八十嶋こえし老の浪の　　外山大納言光實卿
立ゐもやすきすゑはたのもし
行末をちきりし千代にくらふれハ　　瀧弾正詮
やそちも竹の子にそ有けれ
契をはこめつるたけのつゑなれハ　　瀧直樹義林
つきつゝ千よの坂もこゆめり
なよ竹の多かるふしをかそへつゝ　　鐘井五兵衛敏則
あかすも君ハ千年經ぬらん
老人にかねて千とせの色ミせて　　片山嘉助益親
とはにさかゆる庭のくれたけ
齢をハ竹に契りてつく杖の　　下橋玄蕃延年
一ふしことに千世やこむらむ
幾千世もさかゆく庭の呉竹を　　梅澤三之丞宗壽
ともとちきれる君ハ萬代
いく千世も葉かへぬ竹をうへ置て　　山本氏妻美子
こや老樂の友とちきらん
八十としの後も千尋の陰そへよ　　中島利兵衛友徳
あけくれたけを老はちきりて

いろかへて生そふ竹に契りつゝ
君はいく世の春かへるらん
幾かへりよハひもつきぬ竹のつゑ
八千代を契る色ハミえけり
いく千世と契りそめ得し若竹に
八十のけふを始にハして
ことしよりみとりの竹にちきりおきて
千世榮なんきみそこの君
ちきりしハいくらのはるそくれ竹の
よにこえたりな千ひろあるかけ
友としもミきりの竹のふしことに
ちよをこめつゝ契るよハひか
若竹のうれしきふしをかそへつゝ
きミも千とせの齢ひへぬらし
今年生の竹にちきりてゆくすゑの
うれしきふしの数やそふらむ
八十まて友とし契るくれ竹の
いくよふるともいろはかはらし

下橋氏　宣子
田原氏　不知子
山本氏　文子（アヤ）
尚子（ナホ）
片山大隅目　長韶
多越子
立花啓亮　泰則
黒田半之丞　久慶
俣野平太　通尚

きり神竹のをつえのふしこめて
ちきるよハひのほとやいく千代
いろかへぬ八十しのはるのくれ竹や
生そふ千代の根さしなるらむ
やそちより千ひろの竹の末かけて
よゝにかはらぬかけ茂るとて
この君のしけるみとりもいろあせぬ
千ひろのかけにちよ契らなむ
梓弓やそちの末もすなほなる
たけのよなかくよはひへぬらし
おひ茂れ萬代こめて此宿の
千尋になひく若竹の陰
八十年の老の齢のすゑなかく
ちひろに契る竹の言の葉
木にもあらす草にもあらてすなほなる
たけこそ君か千世の友なれ
うきふしもしらぬ翁やくれたけの
千代をこめたるよハひのふらむ

片山嘉助妻　幸子
村山禎助　定保
田邉越後法眼　俊章
田邉飛弾　成悉
赤井新太郎　直方
瀬尾次兵衛　長福
中島利助　昌僖
木村　僊齋
吉田左衛門　良音

梓弓八十のはるの若みとり
　おひそふ竹に契る幾千世
呉竹のふしの間ことに千代こめて
　ちきるよはひの末ぞはるけき
植そへてみきりの竹のよゝをへて
　はの有数に君もいまさむ
植置ていく千世ともに老らくの
　よはひを契る庭のくれ竹
色かへぬ砌の竹をよろつ世の
　よはひの友と契るゆく末
たち馴て共に千年を契りなは
　竹の葉風やそよと答へむ
いや高し生しけるらむ今年より
　齢をたけに契る行すゑ
幾ちとせかけし契は呉竹の
　みとりとともにかはらさるへき
年毎に生そふく竹のねもころに
　おいか千とせや契り置らむ

道人藤尾　元尚
道人三神　元忠
三神元吉　酒長
岡田權之允　宗孝
藤木氏女　岸子
松田越中介　直慶
岡本近江守　氏祥
美作介賀茂　禮清
正五位下賀茂　保海

千代經へきためしを宿の呉竹に
　ちきれ八十年の老のことふき
幾千代もかはらぬいろに呉竹の
　よはひをちきる老の行すゑ
八十年よりかそへはしめてすゑ遠き
　よはひを契れやとの呉竹
すなほなる老の齢を呉竹の
　千尋にちよと契置まし
すなほなる心のともと呉竹に
　契れ八十の老の齢を
末とをき齢を契れ呉竹に
　いくよろこひのふしを重ねて
末とをきさかえをこめてふしことに
　おひかよはひをちきるくれ竹
色かへぬ庭のくれ竹萬代も
　ちきれ八十をはしめとハして
老人のちきる齢そまつミゆる
　やとのことはの千世の呉竹

岡本掃部　保命
市岡兵部　祥顯
本多左京　季康
本多将監　季親
直江齋宮　葆宣
鵜飼貢　惟義
糸川勇　盛重
座田正親　重直
玉庭坊　能宥

齢をハすくなる宿の呉竹に
　ちよ萬代と契おかまし
あさな夕な剛てミきりのくれ竹に
　老のよはひの千世ちきらまし

河井十右衛門
重嘉

遠藤内記
敬則

また浪華(ナニハ)にてハ、武者小路鉄山公の門人(ヲシヘゴ)とて、をみなの名高きうたよミあるとぞ、そもよミておこせしとて、
君の寫させ給ひしものにかくなん、
とし〳〵にやとのさかへもそへて見む

大坂
董女

竹の八千世の末ハかハらし

この外、藩府およひ諸邑の人〳〵、よミて奉れるたんざくども、三百ばかりこゝにもらしつ、その後(ノチ)、をり〳〵　君のいさほしをめであへる、うた人らの、つばらにはしかきなどせしうたハ、をの〳〵その覩(ミ)きけるふしをあらはして、まさしき　君がおこなひの實録(シツ)なれバ、こは採(ト)りて載(ノセ)せ置ぬ、

俗名半助
福島行通

萬の道をまなひてハ、それにひかれて世にもきこえ、人の仰きみるよすかとなり、和哥のうらにしるへをたつねてハ、なミならぬ玉を拾ひ、武士の矢たけ心の直くしては、志のふしをあらためす、あるハ花のあしたに心をなくさめ、あるハ月の夕隈なきおもひをのへ、雪のなかめをふてし、年につむところの徳ハ、あし引の山としたかく、たのしむこゝろハ、おくの海の底とても浅からむかし、つかふるの日には、つかふるの道をつくし、いつしか世をのかるゝの窓ふかく、雪をつミてふミをてらし、蛍をあつめてそのこゝろを明らかにし、庭の蓬さへ露拂はねハ、まいていやしきをも、又ものしらぬをも捨たまハす、よりて朝になれ、夕にしたしむ事になんなれり、しかあれともはしれハいよ〳〵遠く、のそめはいよ〳〵たかく、そのかきりある所をしらす、齢八十のなミ岩ねをこえ、三といふも、まことにさかりの人をみるかことし、されハいまも猶まなひ得し道〳〵に、人をおしへ、わか心をもなくさめ、昔をかたれとも、今にさかハす、身の老をよそにし、手に杖あるをわすれ、世にくらふへきハえもいひしらす、これを誰とかいふに、きこへたる名の高雲堂のあるし、周山老君になんありける、かくつ

たなき筆にしるすも、憚の関をよそにして、此ことのつたへて、人もしれらんかしとおもふのミ、

齢さへ立こゆるかな岩なミの
玉のかすゝ光くもらて

俗名平太左衛門
川畑篤實

歳寒知(シテル)二松柏一(ヲ)となむ、爰(コヽ)に周山尊義、年八拾余三つの春秋をへ給ぬ、よハひかたむきぬれは、朝にミること夕に忘れ、よるの席におもふこと、曉の枕にとゝまらさるならひなるに、遠き昔のことまて、心の底に露忘給はすなんありける、家居を市のかたほとりにしめて、ゆくとこくと、しけき人めをいとはす、心を静なる山のをくに住なし給ふ、まことに大隠は市中にありとかやむへならし、かくして心あらむ人のとひくる折〳〵は、古人の節義をかたらひ、ミつから得たる武門の道を、人にも傳へ、書にものこし、あるハ花をめて、月を賞し、和歌を詠して、心をなくさめ給へり、こハうへもなき清福ならんかし、鴨長明が一期の樂は、うたゝ寐の枕の上にとゝまり、生涯の望ハ、折〳〵の美景にのこれりといひけんも、おもひ合侍りぬ、かなしひかな世の人の、酒をもてし、色をもてこよのうのとけしとするは、雲泥のたかひにて、翁のこゝろにハあらすとしかいふのミにこそ、

としさむき雪ののちにも色かえぬ
松こそ千世のミさをなりけれ

俗稱甚左衛門
川上親厚

久方のそらゆく鳥は、ふたつのつはさをはうち、玉ほこの大路引車は、ふたつの輪をめくらすなり、文をひたりにし、武をみきにするは、人の道になんありける、末川雅君の、わかくさかりのころほひは、太守公につかふまつりて、國のまつりことにもあつかりたまひつれハ、あまねきいつくしミの風に、民草のなひかぬくまもあらさりけらし、又もろ〳〵の業の中にも、炮をはなつことなむ、その道の奥をしも極めませり、されは、教をうくるともからたへせすかし、致仕の後は、世のわつらハしきをのかれて、春の花に思ひをなくさめ、秋の月にこゝろをすまし、松竹にミさほをあらそひ、鶴亀によハひをともなひつゝ、おりふしの友船、和哥の浦

に棹し、濱千とりいにしへの跡をたつねて、清きなきさにひろひ給ひにし、書のかすも多くつもりにけりな、としも八十にこえて、世〳〵のうつりかハれるさまをも、まさしく見給ふなめれは、つばらに問ひ奉りて、学ひする身のたよりにもと、思ひ立ぬ折しも、川畑篤實のいひけらく、かの御許にともなひけりてよと、いとねんころにの給ひしを、等閑にやハすくすへき、遠からぬ程にかならすといへり、長野祐喬よりもおなしくすゝめられて、かんな月の廿日あまりの日に、とふらひ奉るになむ、

おひらくの今もくもらぬますかゝミ
世〳〵のすかたやてらし見つらむ

俗名彦八
石神助佳

周山雅君は、御としたかく、世をのかれ給ひ、呉竹のよしのむかしより傳ふる、からの大和のすくよかなることの葉を友とし、あるハ四時の佳景にこゝろをなくさませ給へハ、われも人も其徳の高きを仰き、その恵の廣きを慕ひ、歩をはこひ侍るに、なそへなく、何くれとこしかた行末のこととも、うらなくかたらひ給ふ、氣ハひ淡して水のことくとやいはむ、はた商山の遊ひに比すへきとやいはむ、

賑へる世をよそにして月花に
老をやしなふひとのかしこさ

俗名才太郎
松元武安

物かはり星移る、世のならひなれハ、身のさかへをいとひ、いとはやく高きをすてゝ、柴のあみ戸をとち、よろつの事にかゝハらす、心のまゝにたのしめる、をきなのミさほを、かねてたふとひしたひ侍る折から、葉月最中の、名を得たる月のひかりに、うかれ、薄(篠)の門をとひ侍りぬれハ、庭ニハをのつから山林のたゝすまゐをうつし、あるハ窓前のはらハぬ草に結むしら露、千〳〵に月のひかりをやとせしハ、さなから玉のまさこをしけるにことならす、あるハ池水に木のまもる月の、千世すまんか計をひたし、またかやか軒端のひまもる月ハ、ひとり慰める心の友なれと、ひかりもほそくさし入しハ、いとおもしろふこそ侍るめれ、されはこしかた行末のおほん物語り、よもすから月のむしろをかた敷て、浅からぬ君がこ

ころの底ゐなき、なさけをくミつゝ、大そらをあふきミれハ、月ハいつしか西の山のはにかたふきて、東方のはや明るになん〳〵とする氣色に驚き、いざ御暇をこひ、足ののりものをはやめてたちかへり侍るになん、

蓬生の宿の池水てる波を
かそへは月の最中なる影

よな〳〵は月を心の友として
しつかにむかふ柴の戸の秋

俗稱五郎左衛門、号蓑虫、
宮下詠歸

高雲堂述徳義辞

よき人ののとかに住なしたる所ハ、いまめかしくきよらかにもあらす、うち見たる調度までも、むかし覺へてやすらかなるこそ、心にくしとまめなる人のいひしも、けにさやあるへかめり、こゝに末川周山老君、八十六とせの氣はいめてたく、窓前の草しけれともこれをはらはす、胸中灑落如二光風霽月一、國務にあつかり、大殿に仕まつり給ふ頃ほひハ、公わたくしにつけていとまなかりしに、職をしりそき給ふのちハ、物かはり時うつりにけれハ、よのつねの人のことにもあらす、あてはかなることを好ミ、あるがなかにも、大和うたにこゝろをよせ、春のあしたに花のちるを見、秋の夕くれに木のはの落をきゝて、造化のことはりをあきらめ、榮利をもとめす、名節にかゝはらす、世をのかれ住に、遠く山林をたつねす、ちかき市の隣に居をしめ、つねは古き文にむかひ、見ぬ世の人を友とし、こよなう老をなくさめ、ます〳〵さかむに和而不流、其色をミ、そのものにましはるや、如二春陽一、聽二其言一、其入レ人也、如二時雨之潤一なれバ、府下の老若貴賤をわかたす、群集り徳義をしたハざるハあらし、古人曰、語已終、則猶有レ餘とあるもむべなれハ、腐毫をのこひ侍るものなり、

八百日ゆくはまの真砂ハかそふとも
かそへハ盡し老のことふき

と啓し、いつ葉の松のいつまても、老のよはひのとことはに、久しかるべきを祈ることしかりといふ、

俗名直右衛門
内田政正

末川周山老君ハ、往昔元文四のとしに出誕し給ひ、今文政七のとしに至りて八十余り六といへる春秋を經給ひし

か、まさしき君祖の御連枝にまし〳〵給へハ、文武の道ハ申も更なり、そのよとても欠させ給ふことやハある、しかあれは、あらかねの久しきことふきをひと〳〵祝し奉りて、やまと唐土のふミして申奉りぬれハ、予にもそれをとの仰いなミかたく、もとより氣質賤く愚なれハ、いかに申奉るへきことの葉、艸の露浅けれと深き恵の仰空しくし奉るもまた本意なく、一首をかひてたてまつりぬ、

高き名の君かミさほそ仰れぬ
おろかなる身の程もわすれて

奉レ呈二　周山公一、周山公、營二兎裘一、樂二山水一、常以二著レ書詠レ歌為レ事、且自二壮歳一、善二武術一、就レ中、銃術得二其妙一云、其教二門人一也、諄々言二内志正、外體直、忠信為レ本、其教二導人一如レ此、則其自修之正、可レ知矣、天報得レ壽、今年八十有三、髪鍬殆若二壮歳人一

橋口璉字國器、稱二權蔵一、府學教授、

江山幾歳、蹋二高蹤一、肥遯紅顔養二性容一、銃術神奇誰克敵、詠歌才調世稱レ宗、雅談常喜友朋會、眞樂長存泉石悰、文武従来　君自得、延年應二是伴一喬松一、

俚言、奉レ贈二　周山君一、　松泰温字子厚、稱二千左衛門一、

忌満辭二榮勢一、佳名老益全、逢迎無二俗士一、康健即神仙、思入二風雲裏一、吟多二花月前一、如レ君天保祐、何不二壽千年一、

奉レ寄二　周山老先生一、　上原鴻字羽、稱二善蔵一、

避レ世青年賈益加、成名八十玉無レ瑕、門臨二塵陌一城濠近、身逐二雲山一草屐賒、老鶴風標誰可レ亞、喬松霜節獨堪レ誇、先生心事余能會、濫托間遊雪月花、

賦二古風一篇一奉レ寄二

末川老大人一、　市来君徽字子猷、稱二次左衛門一、

苕々梧桐樹、託二根於南嶽一、上凌二紫微垣一、下臨二無底谷一、圭葉剪二碧羅一、陽柯挺二蒼玉一、頒レ材二錫二班匠一、割レ幹任二裁劉一、用二彼氷蠶絲一、緬二之霹靂腹一、鳳象七尺二、龍口三十六、體存二羲皇制一、長為二君子腹一、奏レ廟百神格、弾レ室九族睦、展也邦典刑、淑徳媿二鸞鵠一、一老自愁遺、清風還二孤竹一、仙巖一布衣、斂レ迹在二林麓一、齷齪空守レ株、叢澤安二野鶩一、所以權貴門、漠然無レ予レ躅、一旦忘二

平生、誓欲受寓目、以我終身寒希君一日暴、
思之心飛揚、望之肝膽肅、中夜不能寐、轉輾又思服、
所憂君子庭、何由容樸樕、聲容隔瀟湘、日夕雲相逐、
滄波杳難窮、積霧浩陸續、邂逅不可期、展帛寫
心曲、寄託在飛鴻、冀願達君屋、

奉寄　末川君　・　黒田清直（ママ）字新左衛門、稱

清忠奉國顯當年、老去猶希衛武賢、眞樂長存名教裡、
時令風月入佳篇、

奉贈　周山老大人　鮫島黄裳字元吉、稱吉左衛門、

高名何籍々、求仁又得仁、壯容特矍鑠、肥遯踰八旬、
鳴銃能跨馬、伏波可比倫、歌詩三萬首、雅頌得其
眞、雄渾動天地、悲壯泣鬼神、釣雪寒江夕、吟花黄
鳥春、有時北牕臥、無乃羲皇人、有時弄池月、銀漢
欲通津、有時揮翰墨、寫出清風筠、竊聞著書富、萬
牛汗車輪、鯽生慚井鮒、寧知温故新、只仰龍門峻、
欲攀未有因、何日執几杖、追隨接後塵、

奉寄　末川老大人　山田有裕字大助、稱（ママ）

肥遯長忘世、深棲自考槃、澗花春對酒、江雪暮投竿、
大盞間中過、細書燈下看、高吟誰不誦、譽望滿詞壇、

奉寄　周山老大人　宮内維清字清之進、称

廟堂一自擲華簪、泉石逍遙歲月深、迎客春風花底飲、
分題秋夜月前吟、著書曾漏天人秘、披帙日窺賢聖心、
詩画争傳誰不賞、家々蔵得比南金、老君嘗著三才掌故便覽五十餘卷、故後聯初句及之